

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町 合併協議会

第1回 会議資料②-1

○協議事項

協議第 1号	合併協定項目等の取扱い基本方針（案）について	・	・	・	・	・	・	P	1
協議第 2号	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会スケジュール（案） について	・	・	・	・	・	・	P	8
協議第 3号	合併協定項目 1	合併の方式について	・	・	・	・	・	P	10
協議第 4号	合併協定項目 2	合併の期日について	・	・	・	・	・	P	12
協議第 5号	合併協定項目 3	新市の名称について	・	・	・	・	・	P	14
協議第 6号	合併協定項目 4	新市の事務所の位置について	・	・	・	・	・	P	16
協議第 7号	合併協定項目 5	財産及び債務の取扱いについて	・	・	・	・	・	P	19
協議第 8号	合併協定項目 6	議会の議員の定数及び任期の取扱いについ て	・	・	・	・	・	P	27
協議第 9号	合併協定項目 7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い について	・	・	・	・	・	P	29
協議第10号	合併協定項目 8	地方税の取扱いについて	・	・	・	・	・	P	32
協議第11号	合併協定項目 9	地域自治制度の取扱いについて	・	・	・	・	・	P	45
協議第12号	合併協定項目10	一般職の職員の身分の取扱いについて	・	・	・	・	・	P	52
協議第13号	合併協定項目11	特別職の身分の取扱いについて	・	・	・	・	・	P	61
協議第14号	合併協定項目12	条例、規則等の取扱いについて	・	・	・	・	・	P	103
協議第15号	合併協定項目13	事務組織及び機構の取扱いについて	・	・	・	・	・	P	106
協議第16号	合併協定項目14	一部事務組合等の取扱いについて	・	・	・	・	・	P	110
協議第17号	合併協定項目15	使用料、手数料等の取扱いについて	・	・	・	・	・	P	119
協議第18号	合併協定項目16	公共的団体等の取扱いについて	・	・	・	・	・	P	140
協議第19号	合併協定項目17	補助金、交付金等の取扱いについて	・	・	・	・	・	P	144
協議第20号	合併協定項目18	町名、字名の取扱いについて	・	・	・	・	・	P	167
協議第21号	合併協定項目19	慣行の取扱いについて	・	・	・	・	・	P	171
協議第22号	合併協定項目20	国民健康保険事業の取扱いについて	・	・	・	・	・	P	176
協議第23号	合併協定項目21	介護保険事業の取扱いについて	・	・	・	・	・	P	183
協議第24号	合併協定項目22	消防団の取扱いについて	・	・	・	・	・	P	189
協議第25号	合併協定項目23	行政区の取扱いについて	・	・	・	・	・	P	194
協議第26号	合併協定項目24	諮問機関の取扱いについて	・	・	・	・	・	P	198

日時：平成21年9月16日（水）午後2時

会場：栃木市保健福祉センター

協議第1号

合併協定項目等の取扱い基本方針（案）について

合併協定項目等の取扱い基本方針を別紙のとおり定めることについて、承認を求める。

平成21年9月16日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会長 日向野 義幸

平成 年 月 日承認

合併協定項目等の取扱い基本方針（案）

1. 合併協定項目及び合併協定項目の調整方針については、栃木地区合併協議会（1市4町）の内容を準用する。
2. 合併協定項目（54項目）の調整の方針は、栃木地区合併協議会（1市4町）において確認された調整内容をそのまま引き継ぎ、「栃木市、大平町、藤岡町、都賀町及び西方町」を「栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町」に、「5市町」を「4市町」に、「1市4町」を「1市3町」等に読み替え、西方町を除いたものとして取り扱う。
3. 読み替えでは対応できない合併協定項目（議会議員・農業委員会委員の定数等）については、これまでの経過を尊重しながら、担当分科会、専門部会及び正副会長・幹事会合同会議で審議した後、合併協議会において協議する。
4. 合併市町村基本計画の策定方針については、栃木地区合併協議会（1市4町）において確認された策定方針を準用する。
5. 合併市町村基本計画の内容については、住民説明会及び県協議等などの手続きを経ていることを尊重し、そのまま引き継ぎ、構成市町の変更に伴う所要の修正を加え策定する。



合併協定項目

	項 目		項 目
1	合併の方式	25	各種事務事業の取扱い
2	合併の期日	1	国内・国際交流事業
3	新市の名称	2	電算システム事業
4	新市の事務所の位置	3	広報広聴関係事業
5	財産及び債務の取扱い	4	人権推進事業
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	5	納税関係事業
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	6	消防防災関係事業
8	地方税の取扱い	7	交通関係事業
9	地域自治制度(地域審議会・地域自治区・合併特例区)の取扱い	8	窓口業務
10	一般職の職員の身分の取扱い	9	保健衛生事業
11	特別職の身分の取扱い	10	障害者福祉事業
12	条例、規則等の取扱い	11	高齢者福祉事業
13	事務組織及び機構の取扱い	12	児童福祉事業
14	一部事務組合等の取扱い	13	保育事業
15	使用料、手数料等の取扱い	14	生活保護事業
16	公共的団体等の取扱い	15	その他の福祉事業
17	補助金、交付金等の取扱い	16	健康づくり事業
18	町名、字名の取扱い	17	ごみ収集運搬業務事業
19	慣行の取扱い	18	環境対策事業
20	国民健康保険事業の取扱い	19	農林水産関係事業
21	介護保険事業の取扱い	20	商工、観光関係事業
22	消防団の取扱い	21	勤労者、消費者関連事業
23	行政区の取扱い	22	建設関係事業
24	諮問機関の取扱い	23	上・下水道事業
		24	市町立学校の通学区域、学校名
		25	学校教育事業
		26	文化振興事業
		27	コミュニティ施策
		28	社会教育事業
		29	男女共同参画事業
		30	社会福祉協議会
		31	その他事業
		26	合併市町村基本計画



合併協定項目の調整方針

1 基本的な方針

栃木市、西方町、大平町、藤岡町及び都賀町（以下「関係市町」という。）が合併した際、関係市町が現在実施している事務事業や制度等の違いにより、住民が混乱や大きな影響を受けることがないように、また、合併効果を発揮した行政サービスを提供できるように、事務事業や制度等の調整を図ることが必要となる。

事務事業等の調整にあたっては、関係市町の個性を活かした新たなまちづくりを念頭に、合併により拡大する行財政基盤をさらに強化し、魅力あるまちづくりを展開することができるよう、また、住民福祉の向上を図ることができるよう配慮するものとする。

2 基本原則

合併協定項目の調整は、次に掲げる基本原則を踏まえ行うものとする。

(1) 一体性確保の原則

新市に移行する際、住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、保健・福祉サービスや各種施設の利用など、住民生活に直接関わる事務事業については、支障が生じないように、速やかな一体性の確保に努め調整するものとする。

(2) 住民福祉向上の原則

現在、関係市町で行っている各種住民福祉サービスについて、そのサービスの水準に差異のあるものについては、その水準を低下させることなく住民福祉の向上が図られることを原則に調整するものとする。

(3) 負担公平の原則

地方税や各種使用料・手数料など住民が直接負担するものについては、その税率や料金設定について、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し調整するものとする。

(4) 健全な財政運営の原則

新市において、多様化・高度化する行政需要に的確に応えるため、地方分権社会に対応できる健全な財政運営が図られるように調整するものとする。

(5) 行政改革推進の原則

最小の経費で最大の効果をあげることを基本に行政改革を推進し、今後、関係市町が行う事業はどうあるべきかという視点に立って、事務事業の見直しに努めるものとする。

(6) 適正規模準拠の原則

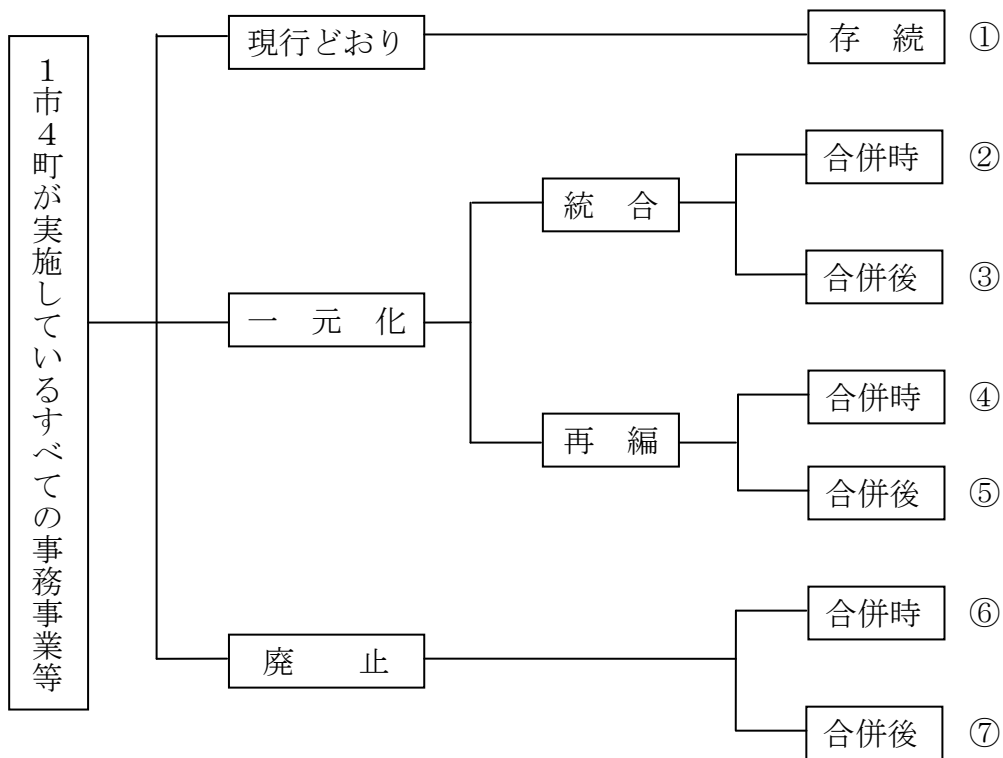
関係市町が合併することによる人口、面積等の規模の拡大に伴い、新市の運営においても、その規模に見合った適正な事務事業を進める必要があり、類似団体の状況も考慮し調整するものとする。

3 調整方針の基本的区分

事務事業の調整方針は、概ね次の分類のいずれかによることとする。

- ① 1市4町同一のため、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ② 1市4町のどれかに統合し、合併時までに調整する。
- ③ 1市4町のどれかに統合し、新市に移行後、速やかに調整する。
- ④ 1市4町のどれかを基本に再編し、合併時までに調整する。
- ⑤ 1市4町のどれかを基本に再編し、新市に移行後、速やかに調整する。
- ⑥ 廃止の方向で、合併時までに調整する。
- ⑦ 廃止の方向で、新市に移行後、速やかに調整する。

(調整方針)



4 合併協定項目等の設定基準

(1) 合併協定項目（Aランク）＝合併協議会で協議し、確認すべきもの

①合併の基本4項目

②市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）等に定める協議事項

③特に住民生活に関わりの深い事項

④各市町の地域の実情、特性などから協議が必要な事項

⑤各種事務事業のうち、一元化するための調整が特に困難な事項

⑥合併市町村基本計画

(2) 合併協定項目以外（Bランク）＝専門部会、正副会長会・幹事会で協議し、合併協議会に報告するもの（住民への直接的な影響は少ないが、内容や運用が異なり、専門部会で調整することが困難なもの）

(3) 合併協定項目以外（Cランク）＝専門部会で協議し、正副会長会・幹事会、合併協議会に報告するもの（住民への直接的な影響が少なく、かつ、内容や運用も差異がない事務事業で、専門部会で調整が可能なもの）

(4) 具体的な合併協定項目は、別に定めることとし、項目の削除又は追加等については、必要に応じて行うこととする。



合併市町村基本計画の策定方針（案）

1. 計画の趣旨

本計画は、合併新法（市町村の合併の特例等に関する法律）により定められた趣旨に基づき、新市の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的とし、新市の一体性の確立及び住民の福祉の向上等を図るよう適切に配慮して策定する。

なお、新市の進むべき方向についての、より詳細かつ具体的な内容については、新市が地方自治法に基づき策定する基本構想、基本計画等に委ねるものとする。

2. 計画の名称

本計画の名称は「新市まちづくり計画」とする。

3. 計画の構成

本計画は、新市の基本方針、主要施策、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心に構成します。

4. 計画の期間

本計画の期間は、合併後10年間とする。

5. 計画策定の基本的な考え方

本計画の策定に当たっては、次の事項を基本的な考え方とする。

- (1) 新市を一体的に捉え、将来を見据えた中長期的な視点に立つものとする。
- (2) 各市町の総合計画等から各市町の特性を検証するものとする。
- (3) 各市町が取り組んできたまちづくりを活かすことができるよう検討するものとする。
- (4) まちづくりの方針については、各市町の特性や課題を、新市としての特性や課題として整理し、それらを元に定めるものとする。
- (5) 主要施策については、合併の目的に鑑み、住民サービスの維持向上を念頭に、合併の効果を発揮できる取り組みを検討するとともに、単にハードのみならず、ソフト面にも配慮する。
- (6) 公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域間のバランス、財政事情等を考慮しながら、逐次統合、整備していくものとする。
- (7) 財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市においても健全な財政運営が行われるよう十分に留意して策定するものとする。
- (8) 協議会だよりやホームページ等を通じ、協議状況を公開していくとともに、適宜、住民アンケートや住民説明会を行い、住民意向の把握に努めるものとする。

協議第 2 号

栃木地区合併協議会スケジュール(案)について

栃木地区合併協議会におけるスケジュールを別紙のとおり定めることについて、承認を求める。

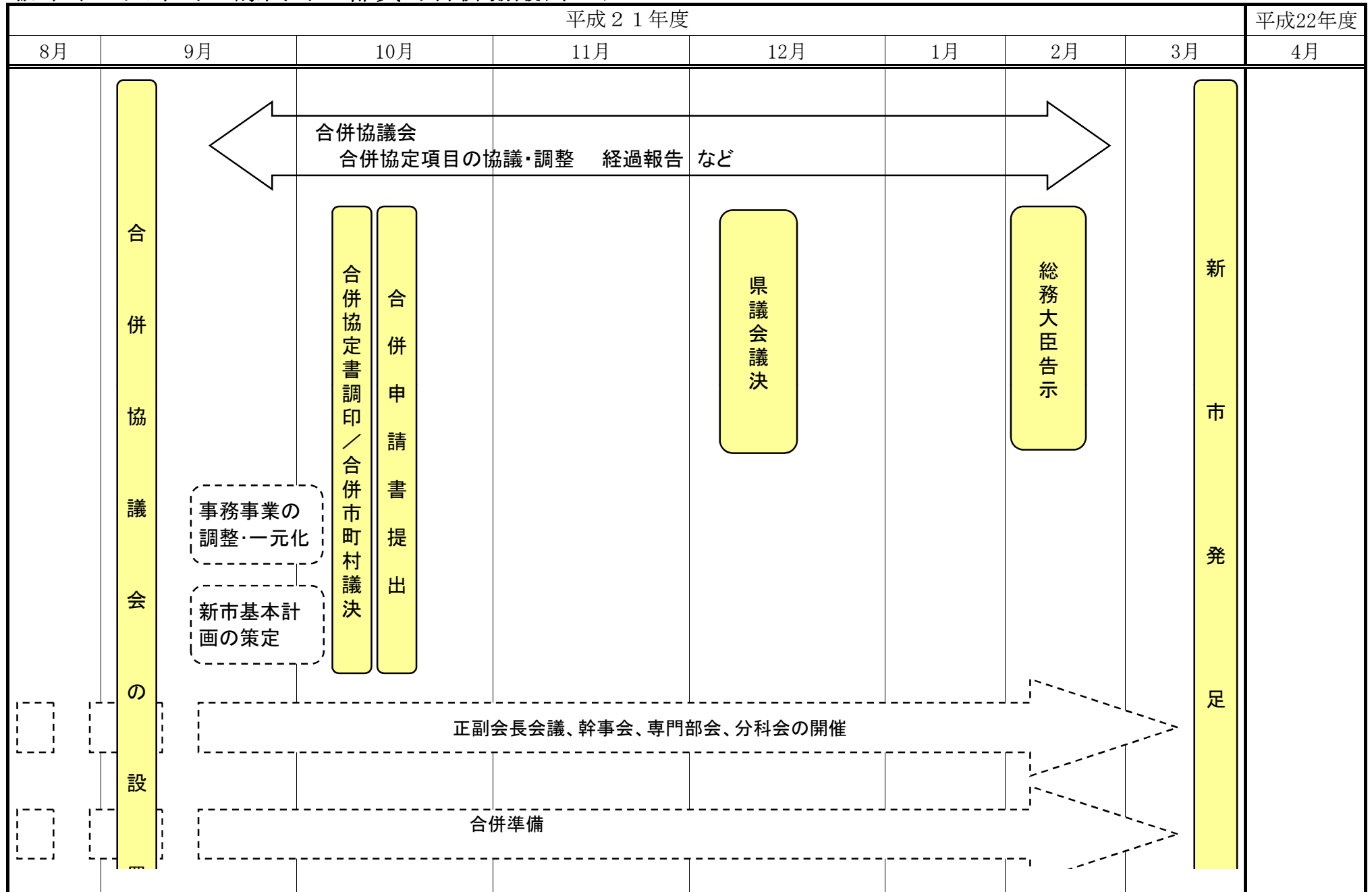
平成 2 1 年 1 月 1 9 日提出

栃木地区合併協議会

会 長 日 向 野 義 幸

平成 年 月 日承認

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会スケジュール



協議第 3 号

合併協定項目 1 合併の方式について

合併の方式について、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 1 合併の方式
調整方針	栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 合併の方式	関係項目	
調整の方針	栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。		
項 目	新 設 合 併	編 入 合 併	
定 義	二以上の市町村を廃して、その区域に新たに一つの市町村を置くこと。	一以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入すること。	
市町村の法人格	合併関係市町村(合併前の市町村)の法人格はすべて合併と同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。	
首長の身分	合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村による選挙で選任される。	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべてのその身分を失う。	
議員の身分	原則としては、首長と同じく合併と同時にすべての議員がその身分を失い、新しい市町村による選挙で選任される。ただし、定数、任期等については合併特例法による特例あり。	首長と同様に編入する市町村の議員の身分に変更はなく、編入される市町村の議員は、原則としてその身分を失う。ただし、定数、任期等については合併特例法による特例あり。	
一般職の職員の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。	編入される市町村の職員は身分を失うことになるが、合併特例法の規定により編入する市町村に引き継がれる。	
特別職の取扱い	市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。 ※行政委員会の委員のうち下記については、新市長の就任を待たず、正規の手続による委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続が定められている。 ○教育委員会 ○選挙管理委員会 ○固定資産評価審査委員会	編入する市町村の特別職は職員の身分に変更なく、編入される市町村の特別職はすべてその身分を失う。	
条例・規則等の取扱い	合併関係市町村の条例・規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。	編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入をする市町村の条例・規則に統一される。	
合併市町村基本計画	合併関係市町村全域に係る計画を作成する必要がある。	少なくとも、編入される市町村の区域についての計画を作成する必要がある。	

協議第4号

合併協定項目2 合併の期日について

合併の期日について、協議を求める。

平成21年9月16日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会長 日向野 義幸

項 目	合併協定項目2 合併の期日
調整方針	合併の期日は、平成22年（西暦2010年） 3月29日とする。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 合併の期日	関係項目	
調整の方針	合併の期日は、平成22年(西暦2010年)3月29日とする。		
説 明			
<p>【合併期日を決める上での留意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村が合併するためには、関係団体の各議会において議決してから都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出(都道府県)、総務大臣が官報に告示など、様々な手続が定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。 2 住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併に予定される事務事業または公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断する必要がある。 3 事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められていることが伺える。 4 市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)の期限の平成22年3月31日までに合併する必要がある。 <p>【合併の期日を3月29日とする理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電算統合や例規整備などは合併準備に多くの作業期間を要するため、可能な限り合併準備期間を設けることが望ましい。 2 年度末の窓口の繁忙期とは若干重なってくるが、多くの公的行事は終了している。 3 閉庁日を利用して移転作業を行うなど住民への影響を極力抑えることが出来る。 			

協議第 5 号

合併協定項目 3 新市の名称について

新市の名称について、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 3 新市の名称
調整方針	新市の名称は、「栃木市」とする。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	3 新市の名称	関係項目	
調整の方針	新市の名称は、「栃木市」とする。		
留意事項	先進事例	備考	
<p>新設合併の場合、現在の市町の法人格の全てが消滅し、新たな市として1つの法人格が発生するため、新市の名称を新たに定める必要がある。名称の定め方については、法律上、特に規定がないことから、基本的には自由に定めることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現在の名称を使用することもできる。 2 その地域の歴史・文化や地理的特性、名称の知名度・定着度、住民公募の結果等から住民の一体感を醸成しやすく、対外的にも覚えやすい名称を選択することが多い。 3 漢字、ひらがな、カタカナ、記号、ローマ字等を使用できる。大多数は漢字を使用しているが、ひらがなやカタカナの名称を用いている市町村もある。 (例：栃木県さくら市、山梨県南アルプス市) 4 既に他地域で用いられている市名と同じ名称をつけることは可能であるが、既存市の同意が必要である。 (例：北海道伊達市と福島県伊達市) 	<p>■佐野市 協議会では議論が調わずに、「合併の方式」、「合併の期日」、「新市の名称」、「新市の事務所の位置」(いわゆる基本4項目)を一括して、首長会議に一任したが、3か月経過しても、旧佐野市と旧田沼町の意見が一部未調整のまま、協議会に報告された。その協議会において、休憩中に旧田沼町の委員が別室で結論を出し、名称は「佐野市」を使用することで他3項目とともに決定された。 (決定まで約3か月)</p> <p>■日光市 協議会において、公募による名称決定と検討小委員会の設置を方針として確認後、検討小委員会において募集要領や選定基準等を作成し、構成市町内の住民に限らず広く公募し、公募結果から検討。小委員会で候補を選定の上、協議会において「日光市」に決定した。 (決定まで約5か月)</p> <p>■那須塩原市 協議会において、公募による名称決定を方針として確認後、構成市町の旧名称を使用しないこと、地域の知名度向上につながることや応募数が協議会の決定を拘束しない等を選定基準として、構成市町内の住民から公募し、公募結果から幹事会で候補を選定の上、協議会の委員による無記名投票の方法により、「那須塩原市」に決定した。 (決定まで約4か月)</p>		

協議第 6 号

合併協定項目 4 新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 4 新市の事務所の位置
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 新市の事務所の位置は、栃木市入舟町 7 番 2 6 号（現在の栃木市役所）とする。2 大平町、藤岡町及び都賀町の現庁舎については、市民の利便性を考慮した総合支所とする。3 将来の新庁舎については、住民の利便性や財政状況などを総合的に勘案して、新市において検討する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式 1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	4 新市の事務所の位置			関係項目	
調整の方針	<p>1 新市の事務所の位置は、栃木市入舟町7番26号（現在の栃木市役所）とする。</p> <p>2 大平町、藤岡町及び都賀町の現庁舎については、市民の利便性を考慮した総合支所とする。</p> <p>3 将来の新庁舎については、住民の利便性や財政状況などを総合的に勘案して、新市において検討する。</p>				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>栃木市役所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所 栃木市入舟町7番地26号 ・施設規模 本庁舎… 地上4階 別館… 地上2階 第2別館…地上2階 福祉庁舎…地上2階 ・敷地面積 9,794.86㎡ ・延床面積 本庁舎… 4,368.18㎡ 別館… 1,109.38㎡ 第2別館… 528.68㎡ 福祉庁舎… 770.98㎡ 	<p>大平町役場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所 大平町大字富田558番地 ・施設規模 本館… 地上2階 新館… 地上3階 別館… 地上3階 ・敷地面積 3,959.22㎡ ・延床面積 本館…1,061.90㎡ 新館…1,213.98㎡ 別館…1,212.85㎡ 計…3,488.73㎡ 	<p>藤岡町役場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所 藤岡町大字藤岡1022番地5 ・施設規模 本館… 地上3階 議会棟…地上3階 別館… 地上3階 東館… 地上2階 ・敷地面積 6,505.40㎡ ・延床面積 本館… 1,123.44㎡ 議会棟…1,186.14㎡ 別館… 715.51㎡ 東館… 284.40㎡ 	<p>都賀町役場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所 都賀町大字家中5982番地1 ・施設規模 本館…地上3階 別館…地上2階(1階車庫) ・敷地面積 2550.64㎡ ・延床面積 本館… 1496.87㎡ 別館… 602.00㎡ 	<p>・本庁舎以外の機能や地域自治制度についても併せて検討する必要がある。</p>	

<p>計…6,777.22 m²</p> <p>・駐車場 104 台</p> <p>・竣工 本庁舎 新築 S35. 1.15 増築 S55. 4. 増築 S63.11.1 別館 新築 T10.11. 1 第2別館 新築 T14. 2.15 増築 S42. 3.31 福祉庁舎 新築 S59.10. 1 取得 H16. 3.22</p>	<p>・駐車場 29 台</p> <p>・竣工 本館 新築 S34. 1.31 増築 S41. 5.13 増築 S44. 3.31 新館 新築 S52. 3.31 別館 新築 S58. 3.14</p>	<p>計… 3,309.49 m²</p> <p>・駐車場 66 台</p> <p>・竣工 本館 新築 S35.11. 1 増築 S46. 3.10 改修 S57.12.23 議会棟 新築 S57. 3.31 別館 新築 H 4. 5.11 東館 新築 S48.10. 壳買 H14.10.29 改築 H15. 9.24</p>	<p>・駐車場 11 台</p> <p>・竣工 本館 新築 S34. 3.14 増築 S42. 8.15 増築 S46.12.31 増築 S55. 3.31 増築 H8. 2. 2 別館 新築 S59. 2.13</p>	
--	---	---	--	--

協議第7号

合併協定項目5 財産及び債務の取扱いについて

財産及び債務の取扱いについて、協議を求める。

平成21年9月16日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会長 日向野 義幸

項 目	合併協定項目5 財産及び債務の取扱い
調整方針	1 4市町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐこととする。 2 財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐこととする。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱い				関係項目	
調整の方針	1 4市町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐこととする。 2 財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐこととする。					
現 況					具体的な調整内容	
栃 木 市	大 平 町		藤 岡 町		都 賀 町	
平成19年度末現在 1. 公有財産 (1)行政財産 土地 建物 ○公用財産 庁舎 8,120.11㎡ 7,097.12㎡ 消防施設 4,289.38㎡ 1,230.24㎡ その他 10,917.98㎡ 1,723.55㎡ 計 23,327.47㎡ 10,050.91㎡ ○公共用財産 学校 416,468.72㎡ 131,236.36㎡ 公営住宅 21,857.49㎡ 54,755.92㎡ 公園・広場 640,599.17㎡ 22,456.48㎡ その他 403,881.87㎡ 47,596.13㎡ 計 1,482,807.25㎡ 256,044.89㎡ (2)普通財産 土地 建物 ○宅地・建物 58,267.43㎡ 1,259.8㎡ ○山林 土地 31,093.57㎡ ○その他 土地 5,472.14㎡	平成19年度末現在 1. 公有財産 (1)行政財産 土地 建物 ○公用財産 庁舎 18,000.43㎡ 3,488.73㎡ 消防施設 4,362.84㎡ 1,050.08㎡ その他 1,753.00㎡ 512.77㎡ 計 24,116.27㎡ 5,051.58㎡ ○公共用財産 学校 175,173.07㎡ 41,186.07㎡ 公営住宅 3,223.20㎡ 1,796.02㎡ 公園・広場 206,450.37㎡ 532.23㎡ その他 277,282.25㎡ 29,533.17㎡ 計 662,128.89㎡ 73,047.49㎡ (2)普通財産 土地 建物 ○宅地・建物 5,909.22㎡ 0㎡ ○山林 土地 361㎡ ○その他 土地 33,993.52㎡	平成19年度末現在 1. 公有財産 (1)行政財産 土地 建物 ○公用財産 庁舎 6,505.40㎡ 3,861.32㎡ 消防施設 1,623.06㎡ 433.63㎡ その他 11,819.00㎡ 709.31㎡ 計 19,947.46㎡ 5,004.26㎡ ○公共用財産 学校 128,411.61㎡ 35,579.71㎡ 公営住宅 20,565.60㎡ 2,896.76㎡ 公園・広場 35,134.63㎡ 43.92㎡ その他 120,880.23㎡ 22,318.57㎡ 計 304,992.07㎡ 60,838.96㎡ (2)普通財産 土地 建物 ○宅地・建物 6,122.97㎡ 609.90㎡ ○山林 土地 750.80㎡ ○その他 土地 84,628.15㎡	平成19年度末現在 1. 公有財産 (1)行政財産 土地 建物 ○公用財産 庁舎 2,550.64㎡ 2,098.87㎡ 消防施設 1,451.03㎡ 335.01㎡ その他 18,852.00㎡ 6,446.43㎡ 計 22,853.67㎡ 8,880.31㎡ ○公共用財産 学校 105,656.10㎡ 24,287.28㎡ 公営住宅 ㎡ 0㎡ 公園・広場 146,612.62㎡ 1,898.03㎡ その他 227,153.12㎡ 10,125.11㎡ 計 479,421.84㎡ 36,310.42㎡ (2)普通財産 土地 建物 ○宅地・建物 14,136.01㎡ 334.12㎡ ○山林 土地 390.00㎡ ○その他 土地 147,636.32㎡	新市に引き継ぐ		

現 況				具体的な調整内容	
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
(3) 有価証券 ○株券 14,050 千円	(3) 有価証券 なし	(3) 有価証券 ○株券 500 千円	(3) 有価証券 なし	新市に引き継ぐ	
(4) 立木 杉 (日光杉並木) 1 本	(4) 立木 杉 (日光杉並木) 1 本	(4) 立木 杉 (日光杉並木) 1 本	(4) 立木 杉 (日光杉並木) 1 本		
(5) 出資による権利 別紙1のとおり	(5) 出資による権利 別紙1のとおり	(5) 出資による権利 別紙1のとおり	(5) 出資による権利 別紙1のとおり		
2. 債権 ○高額療養費貸付原資 10,000 千円 ○住宅新築資金等貸付金 236,656 千円 計 246,656 千円	2. 債権 ○住宅新築資金等貸付金 4,054 千円 計 4,054 千円	2. 債権 ○奨学資金貸付金 450 千円 ○住宅新築資金等貸付金 45,619 千円 ○地域総合整備資金 28,000 千円 計 74,069 千円	2. 債権 なし		
3. 物品 庁用車等	3. 物品 庁用車等	3. 物品 庁用車等	3. 物品 庁用車等		新市に引き継ぐ
4. 基金 別紙2のとおり	4. 基金 別紙2のとおり	4. 基金 別紙2のとおり	4. 基金 別紙2のとおり		新市に引き継ぐ
5. 債務 (地方債・企業債残高等) 別紙3のとおり	5. 債務 (地方債・企業債残高等) 別紙3のとおり	5. 債務 (地方債・企業債残高等) 別紙3のとおり	5. 債務 (地方債・企業債残高等) 別紙3のとおり	新市に引き継ぐ	
6. 財産区 別紙4のとおり	6. 財産区 なし	6. 財産区 なし	6. 財産区 なし	財産区有財産として、新市に引き継ぐ	

公営企業（水道事業会計）

		現況			具体的な調整内容
栃木市	大平町	藤岡町	都賀町		
平成19年度末現在 栃木市水道事業	平成19年度末現在 大平町水道事業	平成19年度末現在 藤岡町水道事業	平成19年度末現在 都賀町水道事業	1市3町の水道事業の財産及び債務は、すべて新市に引継ぐこととする。	
1. 土地 28,020.62 m ²	1. 土地 8,812 m ²	1. 土地 5,927.1 m ²	1. 土地 10,354.07 m ²		
2. 施設	2. 施設	2. 施設	2. 施設		
・ 菌部浄水場	・ 川連水源地	・ 第1浄水場	・ 都賀町浄水場		
・ 川原田浄水場	・ 蔵井水源地	・ 第2浄水場	・ 浄水場系統施設		
・ 大塚浄水場	・ 上高島水源地	・ 第3浄水場	合計 13施設		
・ 大宮浄水場	・ 榎本水源地	・ 各浄水場系統施設	平成20年度に3施設増設		
・ 各系統施設	・ 各系統施設	合計 25施設	・ 水道施設面積 825.95 m ²		
合計 31施設	合計 20施設	・ 水道施設面積 499.4 m ²	平成20年度に795.68 m ² 増		
・ 水道庁舎 635.70 m ²	平成21年4月1日簡易水道(榎本)を上水道に統合	・ 水道導・配・送水管 142,373.5m	・ 水道導・配・送水管 152,566.1m		
・ 水道施設面積 2,482.83 m ²	・ 水道施設面積 522 m ²				
・ 水道導・配・送水管 355,247.1m	・ 水道導・配・送水管 143,154m				
3. 物品	3. 物品	3. 物品	3. 物品		
庁用車・貯蔵品等	庁用車・貯蔵品等	庁用車・貯蔵品等	庁用車・貯蔵品等		
4. 有価証券	4. 有価証券	4. 有価証券	4. 有価証券		
政府短期証券 398,702千円			1件 200千円		
5. 積立金	5. 積立金	5. 積立金	5. 積立金		
減債 350,000千円	減債 94,619千円	減債 96,000千円	減債 5,000千円		
建設改良 380,000千円	建設改良 205,154千円	建設改良 130,000千円	建設改良		
決算認定において、減債積立金に100,000千円を処分予定		決算認定において、減債積立金3,000千円、建設改良積立金に50,000千円を処分予定	決算認定において、減債積立金5,000千円、建設改良積立金に0千円を処分予定		
6. 債務	6. 債務	6. 債務	6. 債務		
企業債 4,342,738千円	企業債 2,052,537千円	企業債 1,680,272千円	企業債 1,078,369千円		

■別紙1

○出資による権利

(単位:千円)

出資による権利	平成19年度末現在			
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町
栃木県農業信用基金協会出資金	6,500	3,590	4,150	3,100
栃木市土地開発公社出資金	5,000			
栃木県信用保証協会出捐金	30,689	2,928	3,799	2,461
(財)栃木市施設振興公社出捐金	10,000			
栃木県農業振興公社出捐金	5,779			
(財)栃木県南地域地場産業振興センター出捐金	300	200	200	
(財)栃木県森林整備公社出捐金	700	200	100	
(財)栃木県国際交流協会出捐金	2,760	840	660	444
(財)リバーフロント整備センター出捐金	1,000			
(財)とちぎ県産品振興協会出捐金	570	230	100	100
(財)栃木県暴力追放県民センター出捐金	4,794		840	588
(財)砂防フロンティア整備推進機構出捐金	170			
栃木県林業従事者育成確保基金拠出金	4,334			
(財)栃木県腎臓バンク出捐金	4,010	1,292		
(財)栃木県建設総合技術センター出捐金	610	72	58	47
(財)栃木県シルバー人材センター連合会出捐金	368		88	56
(福)とちぎ健康福祉協会出捐金	1,012		242	154
(財)栃木県海外協力出捐金		29		
(財)栃木県農業後継者育成基金出捐金		3,008	3,683	2,271
(財)ふるさと情報センター出捐金		500		
(財)栃木県高齢者総合センター出捐金		420		
中央労働金庫出資金			10	
(財)渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団出捐金			74,000	
藤岡町水道事業出捐金			25,800	
(財)藤岡町農業公社出捐金			20,000	
(財)森林整備公社出捐金				200
(財)都賀町農業公社出捐金				20,000
合 計	78,596	13,309	133,730	29,421

■別紙2

○基金

(単位:千円)

基金名	平成19年度末現在			
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町
保護費即時払基金	1,000			
奨学基金	61,127			
職員退職手当基金	633,803			
財政調整基金	744,051	261,197	482,099	337,717
減債基金	60,718	21,107	237,387	164,484
市民協働まちづくりファンド	3,745			
大澤基金	1,599,324 土地 3267m ²			
庁舎建設基金	1,264,820	494,574		
土地総合調整基金	105,548			
高齢者すこやか基金	247,882			
地域福祉基金		183,797	234,235	201,510
土地開発基金		190,926	306,507	294,814
土地基盤整備事業基金				35,348
地域活性化事業基金				68,327
栃木駅周辺地区景観形成基金	626			
同和对策住宅新築資金等借入償還基金		54,636		
罹災救助基金			22,473	
義務教育施設整備基金		71,105		425,761
学校施設整備基金			124,047	
大宮南小学校教育振興基金	1,000			
スポーツ振興基金	9,125			
ふるさと文化振興基金	117,054			
ふるさと文化うるおい基金		13,691		
ふるさと整備事業基金		41,119		
図書館振興基金	24,850			
保険財政調整基金	339,991	189	39,843	50,714
介護給付費準備基金	403,641	84,703	102,439	36,007
農業集落排水事業基金				2,478
合 計	5,618,305	1,417,044	1,549,030	1,617,160

■別紙3

○地方債・企業債残高

(単位:千円)

地方債・企業債残高会計区分	平成19年度末現在			
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町
普通会計	29,170,086	6,620,337	4,333,046	3,891,106
(一般会計)	29,170,086	6,602,917	4,333,046	3,891,106
(公共用地先行取得特別会計)				
(地域改善住宅新築資金等貸付事業費特別会計)		17,420		
国民健康保険特別会計				
老人保健特別会計				
介護保険特別会計				
下水道特別会計	15,164,281	5,320,605	3,713,500	2,450,182
農業集落排水事業特別会計			1,519,500	
水道事業会計	4,342,738	2,052,537	1,680,272	1,078,369
合 計	48,677,105	13,993,479	11,246,318	7,419,657

○債務負担行為に基づく平成20年度以降支出予定額

(単位:千円)

債務負担行為支出予定額	平成19年度末現在			
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町
平成20年度以降支出予定額	1,051,018	723,695	0	243,887

■別紙 4

【栃木市皆川財産区】

①設置年月日

昭和29年9月30日

②議会

(1)議員定数 11人

(2)任期 4年

(3)議会開催 定例会 年2回(前年度の決算認定、次年度の予算)

③財産

(1)土地 山林 306,938㎡

立木推定蓄積量 5,261㎥

(2)出資金 みかも森林組合 801千円

④基金状況

75,134,935円

⑤財産管理状況

(1)直営林 下草刈、枝打ち、間伐等

(2)貸付 1か所、42.1㎡

【栃木市寺尾財産区】

①設置年月日

昭和29年9月30日

②議会

(1)議員定数 11人

(2)任期 4年

(3)議会開催 定例会 年2回(前年度の決算認定、次年度の予算)

③財産

(1)土地 山林 713,974㎡

立木推定蓄積量 14,740㎥

(2)建物 倉庫 46㎡

(3)出資金 みかも森林組合 2,580千円

④基金状況

235,503,779円

⑤財産管理状況

(1)直営林 下草刈、枝打ち、間伐等

(2)貸付 4か所、371,733.88㎡

協議第 8 号

合併協定項目 6 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、協議を求める。

平成 21 年 9 月 16 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い
調整方針	<p>1 地方自治法第 9 1 条第 1 項の規定に基づく新市の議会の議員の定数は、31 人とする。</p> <p>2 新市の設置後最初に行われる一般選挙（その再選挙及び補欠選挙を含む。）につき、公職選挙法第 1 5 条第 6 項の規定に基づき栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町の区域ごとに選挙区を設けるものとする。</p> <p>各選挙区の定数は、公職選挙法施行令第 9 条の規定を適用し、栃木市 1 5 人、大平町 7 人、藤岡町 5 人、都賀町 4 人とする。</p>

	<p>3 次回の一般選挙から選挙区を廃止し、新市を1つの区域として選挙を行うものとする。</p> <p>4 新市の議会の議員の報酬については、現行の報酬額及び同規模自治体の例を参考に調整する。</p>
--	--

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	6 議会の議員の定数及び任期の取扱い	関 係 項 目	
調整の方針	1 地方自治法第91条第1項の規定に基づく新市の議会の議員の定数は、31人とする。 2 新市の設置後最初に行われる一般選挙（その再選挙及び補欠選挙を含む。）につき、公職選挙法第15条第6項の規定に基づき栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町の区域ごとに選挙区を設けるものとする。各選挙区の定数は、公職選挙法施行令第9条の規定を適用し、栃木市15人、大平町7人、藤岡町5人、都賀町4人とする。 3 次回の一般選挙から選挙区を廃止し、新市を1つの区域として選挙を行うものとする。 4 新市の議会の議員の報酬については、現行の報酬額及び同規模自治体の例を参考に調整する。		
区 分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例（合併特例法第8条）を適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第9条）を適用する場合
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任 期	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間。
3 定 数	地方自治法第91条第2項に基づく合併市町村の人口（地方自治法第254条）区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める。 地方自治法第91条第2項 人口10万以上20万未満の市 34人 * 人口＝官報で公示された最近の国勢調査人口又は、これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口。 （地方自治法第254条）	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 * 合併後の人口が 10万以上20万未満の場合＝34人 2倍を超えない範囲 34人×2＝68人以内 この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条の定数に復帰する。（合併特例法第8条第1項）	地方自治法第91条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は第91条の規定に至るまで減少する。
4 選 挙 期 日	設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	選挙を行わない。
5 補欠選挙の適用	有	有	無
6 選 挙 区	条例で選挙区を設けることができる。（公職選挙法第15条第6項） （合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。（公職選挙法施行令第9条））		※特例による任期終了後において設けることもできる。（公選法第15条第6項）

協議第 9 号

合併協定項目 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、協議を求める。

平成 21 年 9 月 16 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 新市に 1 つの農業委員会を置く。2 1 市 3 町の選挙による委員は、市町村の合併の特例等に関する法律（以下「合併新法」という。）第 11 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後、平成 22 年 7 月 19 日まで引き続き新市の選挙による委員として在任する。3 合併新法第 11 条第 1 項第 1 号の規定適用後の選挙による委員の定数は、23 人とする。4 合併新法第 11 条第 1 項第 1 号の規定適用後の選挙による委員の選挙区は、4 選挙区とし、新市の農業委員会の区域を、現在の栃木市 1 選挙区（定数 8 人）、大平町 1 選挙区（定数 5 人）、藤岡町 1 選挙区（定数 6 人）及び都賀町 1 選挙区（定数 4 人）とする。5 新市の農業委員会の委員の報酬の額については、現行の報酬額及び同規模自治体を参考に合併時までに調整する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い			関係項目	
調整の方針	<p>1 新市に1つの農業委員会を置く。</p> <p>2 1市3町の選挙による委員は、市町村の合併の特例等に関する法律（以下「合併新法」という。）第11条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成22年7月19日まで引き続き新市の選挙による委員として在任する。</p> <p>3 合併新法第11条第1項第1号の規定適用後の選挙による委員の定数は、23人とする。</p> <p>4 合併新法第11条第1項第1号の規定適用後の選挙による委員の選挙区は、4選挙区とし、新市の農業委員会の区域を、現在の栃木市1選挙区（定数8人）、大平町1選挙区（定数5人）、藤岡町1選挙区（定数6人）及び都賀町1選挙区（定数4人）とする。</p> <p>5 新市の農業委員会の委員の報酬の額については、現行の報酬額及び同規模自治体を参考に合併時まで調整する。</p>				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>【委員の任期】</p> <p>平成20年7月20日～ 平成23年7月19日</p>	<p>【委員の任期】</p> <p>平成20年7月20日～ 平成23年7月19日</p>	<p>【委員の任期】</p> <p>平成20年7月20日～ 平成23年7月19日</p>	<p>【委員の任期】</p> <p>平成20年7月20日～ 平成23年7月19日</p>	<p>○新市に1つの農業委員会を置く。</p> <p>○1市3町の選挙による委員は、合併新法の規定を適用し、平成22年7月19日まで引き続き新市の選挙による委員として在任する。</p> <p>○選挙による委員の定数は、23人とする。</p>	
<p>【選挙による委員の定数】</p> <p style="text-align: right;">14人</p>	<p>【選挙による委員の定数】</p> <p style="text-align: right;">12人</p>	<p>【選挙による委員の定数】</p> <p style="text-align: right;">17人</p>	<p>【選挙による委員の定数】</p> <p style="text-align: right;">12人</p>		
<p>【選任による委員の定数】</p> <p>農協推薦 1人 農業共済推薦 1人 土地改良区推薦 1人 議会推薦 2人</p>	<p>【選任による委員の定数】</p> <p>農協推薦 1人 農業共済推薦 1人 土地改良区推薦 1人 議会推薦 3人</p>	<p>【選任による委員の定数】</p> <p>農協推薦 1人 農業共済推薦 1人 土地改良区推薦 1人 議会推薦 1人</p>	<p>【選任による委員の定数】</p> <p>農協推薦 1人 農業共済推薦 1人 土地改良区推薦 1人 議会推薦 3人</p>		

現 況				具体的な調整内容
栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
<p>【選挙による委員の選挙区及び各選挙区の委員の定数】</p> <p>3選挙区（14人）</p> <p>第1選挙区 4人</p> <p>第2選挙区 5人</p> <p>第3選挙区 5人</p> <p>《参考》</p> <p>農地面積</p> <p>第1選挙区 561ha</p> <p>第2選挙区 1,043ha</p> <p>第3選挙区 1,271ha</p> <p>基準農業者数</p> <p>第1選挙区 887</p> <p>第2選挙区 1,187</p> <p>第3選挙区 931</p>	<p>【選挙による委員の選挙区及び各選挙区の委員の定数】</p> <p>1選挙区（12人）</p> <p>《参考》</p> <p>農地面積</p> <p>1選挙区 1,914ha</p> <p>基準農業者数</p> <p>1選挙区 1,312</p>	<p>【選挙による委員の選挙区及び各選挙区の委員の定数】</p> <p>3選挙区（17人）</p> <p>第1選挙区 5人</p> <p>第2選挙区 7人</p> <p>第3選挙区 5人</p> <p>《参考》</p> <p>農地面積</p> <p>第1選挙区 777ha</p> <p>第2選挙区 734ha</p> <p>第3選挙区 622ha</p> <p>基準農業者数</p> <p>第1選挙区 584</p> <p>第2選挙区 861</p> <p>第3選挙区 537</p>	<p>【選挙による委員の選挙区及び各選挙区の委員の定数】</p> <p>2選挙区（12人）</p> <p>第1選挙区 6人</p> <p>第2選挙区 6人</p> <p>《参考》</p> <p>農地面積</p> <p>第1選挙区 596ha</p> <p>第2選挙区 639ha</p> <p>基準農業者数</p> <p>第1選挙区 508</p> <p>第2選挙区 560</p>	<p>○選挙区は、4選挙区とし、現栃木市1選挙区（定数8人）、大平町1選挙区（定数5人）、藤岡町1選挙区（定数6人）及び都賀町1選挙区（定数4人）とする。</p> <p>○新市の農業委員会の委員の報酬の額については、現行の報酬額及び同規模自治体を参考に合併時まで調整する。</p> <p>《参考》</p> <p>選任による委員は、農協1人、農業共済1人、土地改良区1人、議会4人以内とする。</p>
<p>1市3町合計</p> <p>農地面積 8,157ha</p> <p>基準農業者数 7,367人</p>				

協議第10号

合併協定項目8 地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、協議を求める。

平成21年9月16日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会長 日向野 義幸

項 目	合併協定項目8 地方税の取扱い
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 個人市町民税については、現行のとおりとする。ただし、納期及び減免については、栃木市の例により合併時に統合する。2 法人市町民税については、現行のとおりとする。3 固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、納期及び減免については合併時に再編する。4 軽自動車税については、栃木市の例により合併時に統合する。5 市町たばこ税については、現行のとおりとする。6 鉦産税については、栃木市・藤岡町の例により合併時に統合する。7 特別土地保有税については、現行のとおりとする。

	<p>8 都市計画税については、合併時は現行のとおりとし、合併後5年以内に再編する。ただし、納期については、都賀町の固定資産税の納期の例により合併時に統合する。</p> <p>9 入湯税については、栃木市の例により合併時に統合する。</p>
--	--

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	1. 個人市町民税	
調整の方針	個人市町民税については、現行のとおりとする。ただし、納期及び減免については、栃木市の例により合併時に統合する。			
現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>1 納税義務者</p> <p>(1) 市内に住所を有する人</p> <p>(2) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する人で市内に住所を有しない人</p> <p>2 税率</p> <p>均等割 3,000円(標準税率)</p> <p>所得割 6%(標準税率)</p> <p>3 納期</p> <p>普通徴収</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第4期 12月1日から同月31日まで</p> <p>特別徴収</p> <p>月割り額を翌月の10日まで</p> <p>納期の特例事業所</p> <p>6月から11月分 12月10日</p> <p>12月から5月分 6月10日</p>	<p>1 納税義務者</p> <p>(1) 町内に住所を有する人</p> <p>(2) 町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する人で町内に住所を有しない人</p> <p>2 税率</p> <p>均等割 3,000円(標準税率)</p> <p>所得割 6%(標準税率)</p> <p>3 納期</p> <p>普通徴収</p> <p>第1期 6月15日から同月30日まで</p> <p>第2期 8月15日から同月31日まで</p> <p>第3期 10月15日から同月31日まで</p> <p>第4期 12月15日から同月28日まで</p> <p>特別徴収</p> <p>月割り額を翌月の10日まで</p> <p>納期の特例事業所</p> <p>6月から11月分 12月10日</p> <p>12月から5月分 6月10日</p>	<p>1 納税義務者</p> <p>(1) 町内に住所を有する人</p> <p>(2) 町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する人で町内に住所を有しない人</p> <p>2 税率</p> <p>均等割 3,000円(標準税率)</p> <p>所得割 6%(標準税率)</p> <p>3 納期</p> <p>普通徴収</p> <p>第1期 6月15日から同月30日まで</p> <p>第2期 8月15日から同月31日まで</p> <p>第3期 10月15日から同月31日まで</p> <p>第4期 12月15日から同月25日まで</p> <p>特別徴収</p> <p>月割り額を翌月の10日まで</p> <p>納期の特例事業所</p> <p>6月から11月分 12月10日</p> <p>12月から5月分 6月10日</p>	<p>1 納税義務者</p> <p>(1) 町内に住所を有する人</p> <p>(2) 町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する人で町内に住所を有しない人</p> <p>2 税率</p> <p>均等割 3,000円(標準税率)</p> <p>所得割 6%(標準税率)</p> <p>3 納期</p> <p>普通徴収</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第4期 12月1日から同月27日まで</p> <p>特別徴収</p> <p>月割り額を翌月の10日まで</p> <p>納期の特例事業所</p> <p>6月から11月分 12月10日</p> <p>12月から5月分 6月10日</p>	<p>現行のとおりとする。</p> <p>現行のとおりとする。</p> <p>栃木市の例により合併時に統合する。</p>

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>4 減免</p> <p>(1)生活保護法の規定による扶助を受けた者</p> <p>(2)特別の事由があり、市長が必要と認められた者</p>	<p>4 減免</p> <p>(1)生活保護法の規定による扶助を受けた者</p> <p>(2)当該年において所得が皆無となり、生活が著しく困難となった又はこれに準ずると認められた者</p> <p>(3)学生及び生徒</p> <p>(4)特別の事情により、町長が必要と認められた者</p>	<p>4 減免</p> <p>(1)生活保護法の規定による扶助を受けた者</p> <p>(2)当該年において所得が皆無となり、生活が著しく困難となった又はこれに準ずると認められた者</p> <p>(3)学生及び生徒</p> <p>(4)特別の事情により、町長が必要と認められた者</p>	<p>4 減免</p> <p>(1)生活保護法の規定による扶助を受けた者</p> <p>(2)当該年において所得が皆無となり、生活が著しく困難となった又はこれに準ずると認められた者</p> <p>(3)学生及び生徒</p> <p>(4)特別の事情により、町長が必要と認められた者</p>	<p>栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>現行のとおりとする。</p>
<p>5 非課税</p> <p>(1)生活保護法の規定による扶助を受けている者</p> <p>(2)障害者、未成年者、寡婦及び寡夫で前年中の合計所得金額が125万円以下であった者</p> <p>均等割</p> <p>前年の合計所得金額が28万円に控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(加算額17万円)以下の者</p> <p>所得割</p> <p>前年の総所得金額等の金額が35万円に控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(加算額32万円)以下の者</p>	<p>5 非課税</p> <p>(1)生活保護法の規定による扶助を受けている者</p> <p>(2)障害者、未成年者、寡婦及び寡夫で前年中の合計所得金額が125万円以下であった者</p> <p>均等割</p> <p>前年の合計所得金額が28万円に控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(加算額17万円)以下の者</p> <p>所得割</p> <p>前年の総所得金額等の金額が35万円に控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(加算額32万円)以下の者</p>	<p>5 非課税</p> <p>(1)生活保護法の規定による扶助を受けている者</p> <p>(2)障害者、未成年者、寡婦及び寡夫で前年中の合計所得金額が125万円以下であった者</p> <p>均等割</p> <p>前年の合計所得金額が28万円に控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(加算額17万円)以下の者</p> <p>所得割</p> <p>前年の総所得金額等の金額が35万円に控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(加算額32万円)以下の者</p>	<p>5 非課税</p> <p>(1)生活保護法の規定による扶助を受けている者</p> <p>(2)障害者、未成年者、寡婦及び寡夫で前年中の合計所得金額が125万円以下であった者</p> <p>均等割</p> <p>前年の合計所得金額が28万円に控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(加算額17万円)以下の者</p> <p>所得割</p> <p>前年の総所得金額等の金額が35万円に控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(加算額32万円)以下の者</p>	

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	2. 法人市町民税	
調整の方針	法人市町民税については、現行のとおりとする。			
現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>1 納税義務者</p> <p>(1) 市内に事務所又は事業所を有する法人</p> <p>(2) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの</p> <p>(3) 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの</p> <p>2 税率</p> <p>均等割 標準税率×1.2(制限税率)</p> <p>法人税割 14.7% (制限税率)</p>	<p>1 納税義務者</p> <p>(1) 町内に事務所又は事業所を有する法人</p> <p>(2) 町内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で町内に事務所又は事業所を有しないもの</p> <p>(3) 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で町内に事務所又は事業所を有するもの</p> <p>2 税率</p> <p>均等割 標準税率×1.2 (制限税率)</p> <p>法人税割 14.7% (制限税率)</p>	<p>1 納税義務者</p> <p>(1) 町内に事務所又は事業所を有する法人</p> <p>(2) 町内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で町内に事務所又は事業所を有しないもの</p> <p>(3) 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で町内に事務所又は事業所を有するもの</p> <p>2 税率</p> <p>均等割 標準税率×1.2 (制限税率)</p> <p>法人税割 14.7% (制限税率)</p>	<p>1 納税義務者</p> <p>(1) 町内に事務所又は事業所を有する法人</p> <p>(2) 町内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で町内に事務所又は事業所を有しないもの</p> <p>(3) 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で町内に事務所又は事業所を有するもの</p> <p>2 税率</p> <p>均等割 標準税率×1.2 (制限税率)</p> <p>法人税割 14.7% (制限税率)</p>	<p>現行のとおりとする。</p> <p>現行のとおりとする。</p>

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	3. 固定資産税	
調整の方針	固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、納期及び減免については、合併時に統合する。			
現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>1 納税義務者 土地、家屋及び償却資産の所有者</p> <p>2 税 率 1. 4% (標準税率)</p> <p>3 納 期 第1期 4月1日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 11月1日～11月30日</p> <p>4 減 免 (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料使用を除く) (3) 災害又は天候不順により、著しく価値を減じた固定資産 (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの</p>	<p>1 納税義務者 土地、家屋及び償却資産の所有者</p> <p>2 税 率 1. 4% (標準税率)</p> <p>3 納 期 第1期 5月16日～5月31日 第2期 7月16日～7月31日 第3期 10月16日～10月31日 第4期 12月16日～12月28日</p> <p>4 減 免 (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料使用を除く) (3) 災害又は天候不順により、著しく価値を減じた固定資産 (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事情により、町長が必要と認めた固定資産</p>	<p>1 納税義務者 土地、家屋及び償却資産の所有者</p> <p>2 税 率 1. 4% (標準税率)</p> <p>3 納 期 第1期 5月15日～5月31日 第2期 7月15日～7月31日 第3期 11月15日～11月30日 第4期 1月15日～1月31日</p> <p>4 減 免 (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料使用を除く) (3) 災害又は天候不順により、著しく価値を減じた固定資産 (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの</p>	<p>1 納税義務者 土地、家屋及び償却資産の所有者</p> <p>2 税 率 1. 4% (標準税率)</p> <p>3 納 期 第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 11月1日～11月30日</p> <p>4 減 免 (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料使用を除く) (3) 災害又は天候不順により、著しく価値を減じた固定資産</p>	<p>現行のとおりとする。</p> <p>現行のとおりとする。</p> <p>都賀町の例により合併時に統合する。</p> <p>栃木市・大平町・藤岡町の例により合併時に統合する。</p>

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	8 地方税の取扱い		関係項目	4. 軽自動車税
調整の方針	軽自動車税については、栃木市の例により合併時に統合する。			
現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
1 納税義務者 軽自動車等の所有者又は使用者	1 納税義務者 軽自動車等の所有者又は使用者	1 納税義務者 軽自動車等の所有者又は使用者	1 納税義務者 軽自動車等の所有者又は使用者	現行のとおりとする。
2 税率 ・原動機付自転車 排気量50cc以下のもの 1,000円 二輪のもので排気量90cc以下のもの 1,200円 二輪のもので排気量125cc以下のもの 1,600円 三輪以上のもので排気量20ccを超えるもの 2,500円 ・軽自動車 二輪のもの(側車付のもの含む) 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上のもの 乗用(営業用) 5,500円 〃(自家用) 7,200円 貨物(営業用) 3,000円 〃(自家用) 4,000円	2 税率 ・原動機付自転車 排気量50cc以下のもの 1,000円 二輪のもので排気量90cc以下のもの 1,200円 二輪のもので排気量125cc以下のもの 1,600円 三輪以上のもので排気量20ccを超えるもの 2,500円 ・軽自動車 二輪のもの(側車付のもの含む) 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上のもの 乗用(営業用) 5,500円 〃(自家用) 7,200円 貨物(営業用) 3,000円 〃(自家用) 4,000円 専ら雪上走行するもの 2,400円	2 税率 ・原動機付自転車 排気量50cc以下のもの 1,000円 二輪のもので排気量90cc以下のもの 1,200円 二輪のもので排気量125cc以下のもの 1,600円 三輪以上のもので排気量20ccを超えるもの 2,500円 ・軽自動車 二輪のもの(側車付のもの含む) 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上のもの 乗用(営業用) 5,500円 〃(自家用) 7,200円 貨物(営業用) 3,000円 〃(自家用) 4,000円 専ら雪上走行するもの 2,400円	2 税率 ・原動機付自転車 排気量50cc以下のもの 1,000円 二輪のもので排気量90cc以下のもの 1,200円 二輪のもので排気量125cc以下のもの 1,600円 三輪以上のもので排気量20ccを超えるもの 2,500円 ・軽自動車 二輪のもの(側車付のもの含む) 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上のもの 乗用(営業用) 5,500円 〃(自家用) 7,200円 貨物(営業用) 3,000円 〃(自家用) 4,000円	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 排気量1,000cc以下 2,400円 排気量1,000cc超え 3,100円 刈取脱穀作業用 2,400円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円 ミニカー 2,500円	小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 排気量1,000cc以下 2,400円 排気量1,000cc超え 3,100円 刈取脱穀作業用 2,400円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	現行のとおりとする。 現行のとおりとする。 現行のとおりとする。
3 納期 5月1日から同月31日まで	3 納期 5月1日から同月31日まで	3 納期 5月1日から同月31日まで	3 納期 5月1日から同月31日まで	
4 減免 公益のため直接専用するもの 身体障害者等が所有するもの 構造が身体障害者の利用に供するためのもの	4 減免 公益のため直接専用するもの 身体障害者等が所有するもの 構造が身体障害者の利用に供するためのもの	4 減免 公益のため直接専用するもの 身体障害者等が所有するもの 構造が身体障害者の利用に供するためのもの	4 減免 公益のため直接専用するもの 身体障害者等が所有するもの 構造が身体障害者の利用に供するためのもの	
5 課税免除 商品車、使用しない軽自動車等、古物商 許可番号が記入されているものであること のすべての条件を満たす軽自動車等	5 課税免除 商品車、使用しない軽自動車等、古物商 許可番号が記入されているものであること のすべての条件を満たす軽自動車等	5 課税免除 商品車、使用しない軽自動車等、古物商 許可番号が記入されているものであること のすべての条件を満たす軽自動車等	5 課税免除 商品車、使用しない軽自動車等、古物商 許可番号が記入されているものであること のすべての条件を満たす軽自動車等	

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	5. 市町たばこ税	
調整の方針	市町たばこ税については、現行のとおりとする。			
現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
1 納税義務者 製造たばこの製造者、特定販売業者又は 卸売販売業者	1 納税義務者 製造たばこの製造者、特定販売業者又は 卸売販売業者	1 納税義務者 製造たばこの製造者、特定販売業者又は 卸売販売業者	1 納税義務者 製造たばこの製造者、特定販売業者又は 卸売販売業者	現行のとおりとする。
2 税率 紙たばこ 1,000本につき、3,298円 旧3級品 1,000本につき、1,564円	2 税率 紙たばこ 1,000本につき、3,298円 旧3級品 1,000本につき、1,564円	2 税率 紙たばこ 1,000本につき、3,298円 旧3級品 1,000本につき、1,564円	2 税率 紙たばこ 1,000本につき、3,298円 旧3級品 1,000本につき、1,564円	現行のとおりとする。
3 納期 毎月末(前月の初日から末日までの分)	3 納期 毎月末(前月の初日から末日までの分)	3 納期 毎月末(前月の初日から末日までの分)	3 納期 毎月末(前月の初日から末日までの分)	現行のとおりとする。

様式 1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	6. 鉱産税	
調整の方針	鉱産税については、栃木市・藤岡町の例により合併時に統合する。			
現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
1 納税義務者 鉱物の採掘業者	該当なし	1 納税義務者 鉱物の採掘業者	1 納税義務者 鉱物の採掘業者	栃木市・藤岡町・都賀町の例により合併時に統合する。
2 税率 1% (鉱物の価格が 200 万円以下の場合、0.7%)		2 税率 1% (鉱物の価格が 200 万円以下の場合、0.7%)	2 税率 1% (鉱物の価格が 200 万円以下の場合、0.7%)	栃木市・藤岡町・都賀町の例により合併時に統合する。
3 納期 毎月 15 日から月末 (前月の 1 日から末日までの分)		3 納期 毎月 15 日から月末 (前月の 1 日から末日までの分)	3 納期 毎月 15 日から同月 25 日 (前月の 1 日から末日までの分)	栃木市・藤岡町の例により合併時に統合する。

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	7. 特別土地保有税	
調整の方針	特別土地保有税については、現行のとおりとする。			
現 況				
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	具体的な調整内容
<p>1 納税義務者 取得後10年を経過していない5000㎡以上の土地又は土地の取得に対し、当該土地の所有者又は取得者</p> <p>2 税 率 保 有 1.4% 取 得 3.0%</p> <p>3 納 期 地方税法第599条第1項各号に定める納期限</p> <p>平成15年度以降課税停止</p> <p>平成14年度以前課税の徴収猶予についても現在なくなっている。</p>	<p>1 納税義務者 取得後10年を経過していない5000㎡以上の土地又は土地の取得に対し、当該土地の所有者又は取得者</p> <p>2 税 率 保 有 1.4% 取 得 3.0%</p> <p>3 納 期 地方税法第599条第1項各号に定める納期限</p> <p>平成15年度以降課税停止</p> <p>平成14年度以前課税の徴収猶予についても現在なくなっている。</p>	<p>1 納税義務者 取得後10年を経過していない5000㎡以上の土地又は土地の取得に対し、当該土地の所有者又は取得者</p> <p>2 税 率 保 有 1.4% 取 得 3.0%</p> <p>3 納 期 地方税法第599条第1項各号に定める納期限</p> <p>平成15年度以降課税停止</p> <p>平成14年度以前課税の徴収猶予について1件該当し猶予中である。</p>	<p>1 納税義務者 取得後10年を経過していない5000㎡以上の土地又は土地の取得に対し、当該土地の所有者又は取得者</p> <p>2 税 率 保 有 1.4% 取 得 3.0%</p> <p>3 納 期 地方税法第599条第1項各号に定める納期限</p> <p>平成15年度以降課税停止</p> <p>平成14年度以前課税の徴収猶予についても現在なくなっている。</p>	<p>現行のとおりとする。</p> <p>現行のとおりとする。</p> <p>現行のとおりとする。</p>

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	8. 都市計画税	
調整の方針	都市計画税については、合併時は現行のとおりとし、合併後5年以内に再編する。ただし、納期については、都賀町の固定資産税の納期の例により合併時に統合する。			
現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
1 納税義務者 市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者	1 納税義務者 市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者	課税していない	課税していない	合併時は現行のとおりとし、合併後5年以内に再編する。
2 税 率 0.3% (制限税率)	2 税 率 0.2%			合併時は現行のとおりとし、合併後5年以内に再編する。
3 納 期 固定資産税と同様	3 納 期 固定資産税と同様			都賀町の固定資産税の納期の例により合併時に統合する。
※小山栃木都市計画区域に指定され、市街化区域の線引きはされている	※小山栃木都市計画区域に指定され、市街化区域の線引きはされている	※小山栃木都市計画区域に指定され、市街化区域の線引きはされている	※小山栃木都市計画区域に指定され、市街化区域の線引きはされている	第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 11月1日～11月30日

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	8 地方税の取扱い		関係項目	9. 入湯税
調整の方針	入湯税については、栃木市の例により合併時に統合する。			
現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
1 納税義務者 鉱泉浴場の入湯客	該当なし	該当なし	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
2 課税免除 12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 市長が特別な事情があると認める者				栃木市の例により合併時に統合する。
3 税率 入湯客1人1日につき、150円 (日帰りの場合は、50円)				栃木市の例により合併時に統合する。
4 納期 毎月15日まで (前月の初日から末日までの分)				栃木市の例により合併時に統合する。

協議第 1 1 号

合併協定項目 9 地域自治制度（地域審議会・地域自治区・合併特例区）
の取扱いについて

地域自治制度（地域審議会・地域自治区・合併特例区）の取扱いについて、
協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会

会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 9 地域自治制度（地域審議会・地域自治区・合併特例区）の取扱い
調整方針	地域自治制度（地域審議会・地域自治区・合併特例区）の取扱いについては、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第 2 3 条の規定に基づき、合併前の大平町、藤岡町及び都賀町の区域ごとに「地域自治区」を置くものとする。 なお、同法第 2 3 条及び第 2 4 条の規定による合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項については、別紙の各条文によるものとする。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市、下都賀郡大平町、同郡藤岡町及び同郡都賀町の廃置分
合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、合併前の大平町、藤岡町及び都賀町の区域ごとに地域自治区を設置する。

(地域自治区の名称及び区域)

第2条 地域自治区の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称	区域
大平町	合併前の大平町の区域
藤岡町	合併前の藤岡町の区域
都賀町	合併前の都賀町の区域

(設置期間)

第3条 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

(事務所の名称等)

第4条 地域自治区の実務所の名称、位置及び所管区域は次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
大平総合支所	合併前の大平町役場の位置	合併前の大平町の区域
藤岡総合支所	合併前の藤岡町役場の位置	合併前の藤岡町の区域
都賀総合支所	合併前の都賀町役場の位置	合併前の都賀町の区域

(所掌事務)

第5条 地域自治区の実務所が所掌する所管区域内の事務は、概ね次のとお

りとする。

- (1) 住民生活に直結した窓口業務及び保健福祉サービス等に関すること。
- (2) 農林施設、観光施設、建設・土木施設、上下水道施設等の維持管理に関すること。
- (3) 地域の特性を活かしたまちづくり、従来から継続する個性ある施策の実施その他地域振興の推進に関すること。
- (4) 地域の公共的団体等の活動支援その他地域自治及び住民自治の推進に関すること。
- (5) 地域協議会に関すること。
- (6) 総合支所の庶務及び施設の維持管理に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域自治区で所掌することが適当と認められる事務に関すること。

2 前項の所掌事務に関する具体的な取扱いについては、合併後の栃木市の市長が別に定める。

(区長の設置)

第6条 法第24条第1項の規定により、地域自治区にそれぞれ区長を置くものとする。

2 区長の設置期間は、地域自治区の設置の日から平成27年3月31日までとする。

3 区長の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 区長は、特別職とし、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任する。この場合において、市長は、区長の選任に当たっては、地域協議会の意見を尊重するものとする。

(区長の役割)

第7条 区長は、地域自治区の特長や資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、市の円滑な行政運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の機関及び当該地域自治区の区域内の公共的団体等と緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理する。

(地域協議会の設置)

第8条 地域自治区にそれぞれ地域協議会を置く。

(地域協議会の組織)

第9条 地域協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、当該地域自治区の区域に住所を有する者で、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 当該地域自治区の区域内の公共的団体等が推薦する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第10条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、当該地域自治区の区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(地域協議会の会長及び副会長)

第11条 地域協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

4 市長は、会長又は副会長が次のいずれかに該当するときは、会長又は副会長を解任するものとする。

- (1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。
- (2) 職務上の義務違反があったとき。

(地域協議会の権限)

第12条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、地域自治区の区域内に係る次に掲げる市の施策に関する重要事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 新市まちづくり計画（合併市町村基本計画）に関する事項
- (2) 新市の基本構想に関する事項
- (3) 各種計画の策定に関する事項
- (4) 合併協定項目の調整等の状況に関する事項
- (5) 予算に関するもので重要と認められる事項
- (6) この協議による地域自治区の設置期間経過後の地域自治のあり方に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長その他の市の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の会議)

第13条 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議長は、会長がこれに充たる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(報酬及び費用弁償)

第14条 委員に、報酬及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第15条 地域協議会の庶務は、第4条に規定する事務所において処理する。

(補則)

第16条 この協議に定めるもののほか、地域自治区の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この協議は、平成22年3月29日から施行する。

2 第6条第3項の規定にかかわらず、地域自治区が設置されてから最初に

選任される区長の任期は、市長が選任した日から平成24年3月31日までとする。

- 3 第10条第1項の規定にかかわらず、地域協議会が設置されてから最初に選任される委員の任期は、市長が選任した日から平成25年3月31日までとする。

協議第 1 2 号

合併協定項目 1 0 一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会

会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 1 0 一般職の職員の身分の取扱い
調整方針	<p>1 1市3町一般職の職員は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条の規定により、全て新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>3 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。</p> <p>4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。</p>

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目																																																																																																																							
調整の方針	<p>1 1市3町一般職の職員は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条の規定により、全て新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>3 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。</p> <p>4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。</p>																																																																																																																								
現 況																																																																																																																									
栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	具体的な調整内容																																																																																																																					
<p style="text-align: center;">平成20年4月1日現在</p> <p>【職員の定数及び職員数】 (職員の定数(特別職を含まない))</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">区分</th> <th style="text-align: right;">条例定数</th> <th style="text-align: right;">実配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①市長の事務部局</td><td style="text-align: right;">473</td><td style="text-align: right;">444</td></tr> <tr><td>②議会の事務局</td><td style="text-align: right;">9</td><td style="text-align: right;">7</td></tr> <tr><td>③選挙管理委員会</td><td style="text-align: right;">3</td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr><td>④監査委員の事務局</td><td style="text-align: right;">3</td><td style="text-align: right;">3</td></tr> <tr><td>⑤公平委員会</td><td style="text-align: right;">1</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>⑥農業委員会</td><td style="text-align: right;">4</td><td style="text-align: right;">4</td></tr> <tr><td>⑦教育委員会の事務局(学校その他の教育機関の職員を含む)</td><td style="text-align: right;">177</td><td style="text-align: right;">130</td></tr> <tr><td>⑧企業職員(水道)</td><td style="text-align: right;">20</td><td style="text-align: right;">15</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">合計</td><td style="text-align: right;">690</td><td style="text-align: right;">605</td></tr> </tbody> </table>	区分	条例定数	実配置	①市長の事務部局	473	444	②議会の事務局	9	7	③選挙管理委員会	3	2	④監査委員の事務局	3	3	⑤公平委員会	1	0	⑥農業委員会	4	4	⑦教育委員会の事務局(学校その他の教育機関の職員を含む)	177	130	⑧企業職員(水道)	20	15	合計	690	605	<p style="text-align: center;">平成20年4月1日現在</p> <p>【職員の定数及び職員数】 (職員の定数(特別職を含まない))</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">区分</th> <th style="text-align: right;">条例定数</th> <th style="text-align: right;">実配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①町長の事務部局</td><td style="text-align: right;">177</td><td style="text-align: right;">163</td></tr> <tr><td>②議会の事務局</td><td style="text-align: right;">3</td><td style="text-align: right;">3</td></tr> <tr><td>③選挙管理委員会</td><td style="text-align: right;">(9)</td><td style="text-align: right;">(9)</td></tr> <tr><td>④監査委員の事務局</td><td style="text-align: right;">3</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>⑤農業委員会</td><td style="text-align: right;">3</td><td style="text-align: right;">3</td></tr> <tr><td>⑥教育委員会の事務局(学校その他の教育機関の職員を含む)</td><td style="text-align: right;">44</td><td style="text-align: right;">29</td></tr> <tr><td>⑦企業職員(水道)</td><td style="text-align: right;">10</td><td style="text-align: right;">8</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">合計</td><td style="text-align: right;">240</td><td style="text-align: right;">207</td></tr> </tbody> </table> <p>※(数字)内は兼務職員数</p>	区分	条例定数	実配置	①町長の事務部局	177	163	②議会の事務局	3	3	③選挙管理委員会	(9)	(9)	④監査委員の事務局	3	1	⑤農業委員会	3	3	⑥教育委員会の事務局(学校その他の教育機関の職員を含む)	44	29	⑦企業職員(水道)	10	8	合計	240	207	<p style="text-align: center;">平成20年4月1日現在</p> <p>【職員の定数及び職員数】 (職員の定数(特別職を含まない))</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">区分</th> <th style="text-align: right;">条例定数</th> <th style="text-align: right;">実配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①町長の事務部局</td><td style="text-align: right;">150</td><td style="text-align: right;">133</td></tr> <tr><td>②議会の事務局</td><td style="text-align: right;">3</td><td style="text-align: right;">3</td></tr> <tr><td>③選挙管理委員会</td><td style="text-align: right;">(1)</td><td style="text-align: right;">(1)</td></tr> <tr><td>④監査委員の事務局</td><td style="text-align: right;">(9)</td><td style="text-align: right;">(8)</td></tr> <tr><td>⑤公平委員会</td><td style="text-align: right;">(2)</td><td style="text-align: right;">(2)</td></tr> <tr><td>⑥農業委員会</td><td style="text-align: right;">(4)</td><td style="text-align: right;">(3)</td></tr> <tr><td>⑦固定資産評価審査委員会(2)</td><td style="text-align: right;">(2)</td><td style="text-align: right;">(2)</td></tr> <tr><td>⑧企業職員(水道)</td><td style="text-align: right;">8</td><td style="text-align: right;">6</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">合計</td><td style="text-align: right;">216(18)</td><td style="text-align: right;">176(16)</td></tr> </tbody> </table> <p>※(数字)内は、兼務職員数</p>	区分	条例定数	実配置	①町長の事務部局	150	133	②議会の事務局	3	3	③選挙管理委員会	(1)	(1)	④監査委員の事務局	(9)	(8)	⑤公平委員会	(2)	(2)	⑥農業委員会	(4)	(3)	⑦固定資産評価審査委員会(2)	(2)	(2)	⑧企業職員(水道)	8	6	合計	216(18)	176(16)	<p style="text-align: center;">平成20年4月1日現在</p> <p>【職員の定数及び職員数】 (職員の定数(特別職を含まない))</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">区分</th> <th style="text-align: right;">条例定数</th> <th style="text-align: right;">実配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①町長の事務部局</td><td style="text-align: right;">110</td><td style="text-align: right;">93</td></tr> <tr><td>②議会の事務局</td><td style="text-align: right;">3</td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr><td>③選挙管理委員会</td><td style="text-align: right;">(8)</td><td style="text-align: right;">(5)</td></tr> <tr><td>④監査委員の事務局</td><td style="text-align: right;">(2)</td><td style="text-align: right;">(2)</td></tr> <tr><td>⑤公平委員会</td><td style="text-align: right;">0</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>⑥農業委員会</td><td style="text-align: right;">(3)</td><td style="text-align: right;">(3)</td></tr> <tr><td>⑦教育委員会の事務局(学校その他の教育機関の職員を含む)</td><td style="text-align: right;">21</td><td style="text-align: right;">13</td></tr> <tr><td>⑧企業職員(水道)</td><td style="text-align: right;">5</td><td style="text-align: right;">3</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">合計</td><td style="text-align: right;">139</td><td style="text-align: right;">111</td></tr> </tbody> </table> <p>※(数字)内は、兼務職員数</p>	区分	条例定数	実配置	①町長の事務部局	110	93	②議会の事務局	3	2	③選挙管理委員会	(8)	(5)	④監査委員の事務局	(2)	(2)	⑤公平委員会	0	0	⑥農業委員会	(3)	(3)	⑦教育委員会の事務局(学校その他の教育機関の職員を含む)	21	13	⑧企業職員(水道)	5	3	合計	139	111	<p>1市3町一般職の職員は、全て新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p>
区分	条例定数	実配置																																																																																																																							
①市長の事務部局	473	444																																																																																																																							
②議会の事務局	9	7																																																																																																																							
③選挙管理委員会	3	2																																																																																																																							
④監査委員の事務局	3	3																																																																																																																							
⑤公平委員会	1	0																																																																																																																							
⑥農業委員会	4	4																																																																																																																							
⑦教育委員会の事務局(学校その他の教育機関の職員を含む)	177	130																																																																																																																							
⑧企業職員(水道)	20	15																																																																																																																							
合計	690	605																																																																																																																							
区分	条例定数	実配置																																																																																																																							
①町長の事務部局	177	163																																																																																																																							
②議会の事務局	3	3																																																																																																																							
③選挙管理委員会	(9)	(9)																																																																																																																							
④監査委員の事務局	3	1																																																																																																																							
⑤農業委員会	3	3																																																																																																																							
⑥教育委員会の事務局(学校その他の教育機関の職員を含む)	44	29																																																																																																																							
⑦企業職員(水道)	10	8																																																																																																																							
合計	240	207																																																																																																																							
区分	条例定数	実配置																																																																																																																							
①町長の事務部局	150	133																																																																																																																							
②議会の事務局	3	3																																																																																																																							
③選挙管理委員会	(1)	(1)																																																																																																																							
④監査委員の事務局	(9)	(8)																																																																																																																							
⑤公平委員会	(2)	(2)																																																																																																																							
⑥農業委員会	(4)	(3)																																																																																																																							
⑦固定資産評価審査委員会(2)	(2)	(2)																																																																																																																							
⑧企業職員(水道)	8	6																																																																																																																							
合計	216(18)	176(16)																																																																																																																							
区分	条例定数	実配置																																																																																																																							
①町長の事務部局	110	93																																																																																																																							
②議会の事務局	3	2																																																																																																																							
③選挙管理委員会	(8)	(5)																																																																																																																							
④監査委員の事務局	(2)	(2)																																																																																																																							
⑤公平委員会	0	0																																																																																																																							
⑥農業委員会	(3)	(3)																																																																																																																							
⑦教育委員会の事務局(学校その他の教育機関の職員を含む)	21	13																																																																																																																							
⑧企業職員(水道)	5	3																																																																																																																							
合計	139	111																																																																																																																							

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>【職名】</p> <p>①行政職 部長、会計管理者、次長、参事、技監、課長、室長、館長、所長、主幹、政策監、課長補佐、室長補佐、館長補佐、所長補佐、副主幹、係長、支所長、出張所長、園長、企画員、主査、主任、主事、技師、保育士、保健師、看護師、管理栄養士、栄養士、臨床心理士、社会福祉士</p> <p>②技能労務職 班長、主任技能員、主任技能員補、技能員</p> <p>③嘱託 嘱託</p> <p>【給料表】 行政職 8 級制、技労職 3 級制</p> <p>【支給日】 給料 毎月 21 日 期末勤勉手当 6 月 30 日 12 月 10 日</p>	<p>【職名】 《身分上の職名》</p> <p>①事務職員（職制上の職名） 課長、課長補佐、主幹、係長、副主幹、室長、班長、主査、主任、主事</p> <p>②技術職員（職制上の職名） 課長、課長補佐、主幹、係長、副主幹、室長、班長、主査、主任、技師</p> <p>③技能職員（職制上の職名） 主任、自動車運転手</p> <p>④労務職員（職制上の職名） 主任、用務員</p> <p>【給料表】 行政職 6 級制、技労職 4 級制</p> <p>【支給日】 給料 毎月 15 日 期末勤勉手当 6 月 30 日 12 月 10 日</p>	<p>【職名】</p> <p>①職員 (会計管理者)、課長、主幹、課長補佐、係長、主査、主任、主事、技師</p> <p>②その他の職員 主事補、技師補、保育士、保健師、栄養士、運転手、清掃員、用務員、調理員、工手</p> <p>※（ ）内は例規に職名として定めていない。</p> <p>【給料表】 行政職 6 級制、技労職 4 級制</p> <p>【支給日】 給料 毎月 15 日 期末勤勉手当 6 月 30 日 12 月 10 日</p>	<p>【職名】</p> <p>①職 課長、事務局長、出納室長(会計管理者)、保育園長、所長、館長、主幹、課長補佐、係長、主査、主任、主事、技師、保健師、保育士</p> <p>②その他の職 車庫長、自動車運転手、用務員、調理員</p> <p>※（ ）内は例規に職名として定めていない。</p> <p>【給料表】 行政職 6 級制、技労職 4 級制</p> <p>【支給日】 給料 毎月 15 日 期末勤勉手当 6 月 30 日 12 月 10 日</p>	<p>職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。</p> <p>給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。</p>

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>【初任給】</p> <p>大卒 1級 29号給 短大卒 1級 21号給 高卒 1級 13号給</p> <p>【級別職務】</p> <p>1級 主事、技師 2級 主事、技師 3級 主任 4級 主査 5級 係長等 6級 課長補佐、副主幹等 7級 参事、課長、主幹等 8級 部長、参事等</p>	<p>【初任給】</p> <p>大卒 1級 21号給 短大卒 1級 13号給 高卒 1級 5号給</p> <p>【級別職務】</p> <p>1級 主事、技師 2級 主任 3級 主査 4級 係長、室長、班長、副主幹 5級 課長補佐、主幹 6級 課長</p>	<p>【初任給】</p> <p>大卒 1級 25号給 短大卒 1級 15号給 高卒 1級 5号給</p> <p>【級別職務】</p> <p>1級 主事、技師 2級 主任 3級 主査 4級 係長 5級 主幹、課長補佐 6級 会計管理者、課長</p>	<p>【初任給】</p> <p>大卒 1級 21号給(1級 25号給) 短大卒 1級 13号給(1級 15号給) 高卒 1級 5号給</p> <p>※ () 内は規則上</p> <p>【級別職務】</p> <p>1級 主事、技師 2級 主任 3級 係長、主査 4級 課長補佐 5級 課長、事務局長、会計管理者 (6級の課長等を除く)、主幹等 6級 課長、事務局長、会計管理者</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
【管理職手当】 部長 59,040 円 次長 55,360 円 参事（8 級） 51,600 円 参事（7 級） 48,560 円 課長 41,600 円 主幹 39,840 円 主幹（係長級） 34,640 円 課長補佐 31,760 円 副主幹 34,640 円 ※現状は、20%カット	【管理職手当】 課長 49,800 円 課長補佐 39,600 円 主幹 31,700 円	【管理職手当】 会計管理者・総務企画課長 54,000 円 課長 45,700 円 主幹 35,600 円 課長補佐 19,800 円	【管理職手当】 町長事務局 課長・会計管理者 給料月額の 10% 保育園長、町長が認める出先機関 等の長を担当する主幹 給料月額の 8% 議会事務局 事務局長 給料月額の 10% 教育委員会事務局 事務局長 給料月額の 10%	
【管理職員特別勤務手当】 部長から副主幹の管理職手当の支給率区分に応じて支給 給料月額に乗ずる割合 16%の職員 8,000 円 15、14%の職員 7,000 円 12、11.5%の職員 6,000 円 10、9.5%の職員 4,000 円 6 時間超の場合、上記金額に 150/100 を乗じた額	【管理職員特別勤務手当】 課長 6,000 円 課長補佐 5,000 円 主幹 4,000 円 6 時間超の場合、上記金額に 150/100 を乗じた額	【管理職員特別勤務手当】 管理職員 4,000 円 6 時間超の場合、上記金額に 150/100 を乗じた額 ※現状は、支給なし	【管理職員特別勤務手当】 管理職手当 10%支給対象の職員 6,000 円 管理職手当 8%支給対象の職員 4,000 円 6 時間超の場合、上記金額に 150/100 を乗じた額	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
【通勤手当】 ①公共交通機関（2km～運賃相当額最高） 55,000円 ②交通用具通勤距離（2km～） 2,000円～24,500円 ③公共交通機関と交通用具の併用 ①と②の合計額 【扶養手当】 国と同じ 【住居手当】 持家 2,500円 （新築・購入から5年間のみ） 借家 国と同じ 【特殊勤務手当】 なし（平成20年度から廃止）	【通勤手当】 ①公共交通機関（2km～運賃相当額最高） 55,000円 ②交通用具通勤距離（2km～） 2,000円～24,500円 ③公共交通機関と交通用具の併用 ①と②の合計額 【扶養手当】 国と同じ 【住居手当】 持家 2,500円 （新築・購入から5年間のみ） 借家 国と同じ 【特殊勤務手当】 ア 防疫等作業従事職員（1日につき500円） イ 行旅病死人事務従事職員（1件につき 死人の収容・立会い作業 10,000円、病人の救助・収容作業 5,000円）	【通勤手当】 ①公共交通機関（2km～運賃相当額最高） 55,000円 ②交通用具通勤距離（2km～） 2,000円～24,500円 ③公共交通機関と交通用具の併用 ①と②の合計額 【扶養手当】 国と同じ 【住居手当】 持家 2,500円 （新築・購入から5年間のみ） 借家 国と同じ 【特殊勤務手当】 ア 伝染病防疫作業従事職員（1日につき300円） イ 行旅死亡人収容作業従事職員（勤務1件につき1,500円）	【通勤手当】 ①公共交通機関（2km～運賃相当額最高） 55,000円 ②交通用具通勤距離（2km～） 2,000円～24,500円 ③公共交通機関と交通用具の併用 ①と②の合計額 【扶養手当】 国と同じ 【住居手当】 持家 2,500円 （新築・購入から5年間のみ） 借家 国と同じ 【特殊勤務手当】 ア 町税事務従事職員(1月につき課長、主幹及び課長補佐の職にある者 3,000円、係長及び主査の職にある者 2,500円、主任及び主事の職にある者 2,000円) イ 保健師の特殊勤務手当(1月につき2,000円)	

現		況		具体的な調整内容
栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
	ウ 災害応急作業に従事する職員（水道課勤務職員もあり 1日につき500円、正規の勤務時間外に1時間以上従事した時750円） エ 動物死体処理業務に従事する職員（1日につき500円） オ 塩素滅菌取扱職員（水道課勤務職員）（1日につき500円）	ウ じん芥収集、処理作業従事職員（勤務1日につき運転手については460円、その他の作業員については430円） エ 町道直営工事作業従事職員（勤務1日につき300円） オ 災害応急作業に従事する職員（作業1日につき300円。ただしその作業が午後10時以降又は午前5時以前にかかるときは450円） カ 火災の消火活動に従事する職員（従事した日1日につき300円。ただしその活動が午後10時以降又は午前5時以前にかかるときは450円）	ウ 伝染病防疫作業従事職員（従事した日1日につき1,000円） エ 清掃作業従事職員（1日につき運転手460円、作業員430円） オ 行路病死入収業務従事職員（1回につき2,000円） カ 動物死体処理業務従事職員（1体につき500円）	
【期末勤勉手当】 ①支給率 国と同じ ②役職加算率 職務の級 8、7級 15% 6級 10% 5、4、3級 5%	【期末勤勉手当】 ①支給率 期末手当については国と同じ。勤勉手当成績率は国と異なる。 ②役職加算 職務の級	【期末勤勉手当】 ①支給率 国と同じ ②役職加算率 職務の級 6級 15% 5級 10% 4級、3級 5%	【期末勤勉手当】 ①支給率 国と同じ ②役職加算率 職務の級 6級、5級 15% 4級、3級 10%	

現況				具体的な調整内容
栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
技能労務職2級37号給以上 5%	6級 15% 5級 13% 4級 10% 3級 6% 技能労務職 4級 6% 3級 5%			
【時間外勤務手当】 ①支給単価 給料月額×12×支給割合／40時間 ×52週 ②支給割合 ×125／100（勤務日） ×150／100 （勤務日午後10時～午前5時） ×135／100（休日・週休日） ×160／100（休日・週休日午後10 時～午前5時） ×25／100（振替時） ③勤務時間数の計算 国と同じ	【時間外勤務手当】 ①支給単価 給料月額×12×支給割合／40時間 ×52週 ②支給割合 ×125／100（勤務日） ×150／100 （勤務日午後10時～午前5時） ×135／100（休日・週休日） ×160／100（休日・週休日午後10 時～午前5時） ×25／100（振替時） ③勤務時間数の計算 国と同じ	【時間外勤務手当】 ①支給単価 給料月額×12×支給割合／40時間 ×52週 ②支給割合 ×125／100（勤務日） ×150／100 （勤務日午後10時～午前5時） ×135／100（休日・週休日） ×160／100（休日・週休日午後10 時～午前5時） ×25／100（振替時） ③勤務時間数の計算 国と同じ	【時間外勤務手当】 ①支給単価 給料月額×12×支給割合／40時間 ×52週 ②支給割合 ×125／100（勤務日） ×150／100 （勤務日午後10時～午前5時） ×135／100（休日・週休日） ×160／100（休日・週休日午後10 時～午前5時） ×25／100（振替時） ③勤務時間数の計算 国と同じ	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
【宿日直手当】 国の一般の宿日直に同じ 【退職手当】 国と同じ（最高 59.28 月分）	【宿日直手当】 国の一般の宿日直に同じ 【退職手当】 国と同じ（最高 59.28 月分）	【宿日直手当】 国の一般の宿日直に同じ 【退職手当】 国と同じ（最高 59.28 月分）	【宿日直手当】 国の一般の宿日直に同じ 【退職手当】 国と同じ（最高 59.28 月分）	

協議第 1 3 号

合併協定項目 1 1 特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 1 1 特別職の身分の取扱い
調整方針	<ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="564 1167 1433 1397">1 特別職の職員の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は、必要に応じて、新市において新たに設置する。<li data-bbox="564 1420 1433 1525">2 特別職の報酬等については、現行の報酬額及び同規模自治体の例を参考に調整する。<li data-bbox="564 1547 1433 1653">3 新市の市長職務執行者については、1 市 3 町の長が別に協議して定めるものとする。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 1 特別職の身分の取扱い			関係項目	
調整の方針	<p>1 特別職の職員の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は、必要に応じて、新市において新たに設置する。</p> <p>2 特別職の報酬等については、現行の報酬額及び同規模自治体の例を参考に調整する。</p> <p>3 新市の市長職務執行者については、1市3町の長が別に協議して定めるものとする。</p>				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
【常勤の特別職】					
<ul style="list-style-type: none"> ・任期 4年 ・給料 市長 (月)1,060,000円 (※1,007,000円) 副市長 (月)860,000円 (※817,000円) 教育長 (月)700,000円 (※665,000円) ※平成16年4月から減額支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・任期 4年 ・給料 町長 (月)798,000円 (※758,000円) 副町長 (月)645,000円 (※612,000円) 教育長 (月)595,000円 (※565,000円) ※平成15年4月から減額支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・任期 4年 ・給料 町長 (月)710,000円 副町長 (月)580,000円 教育長 (月)520,000円 ※平成18年4月条例改正により10%減額 	<ul style="list-style-type: none"> ・任期 4年 ・給料 町長 (月)750,000円 (※600,000円) 教育長 (月)542,000円 (※515,000円) ※町長は平成18年8月から平成22年3月まで20%、教育長は平成15年1月から当分の間5%減額支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置、任期等については、法令の定めるところによる。 ・給料については、現行の給料及び同規模自治体を参考に合併時まで調整する。 	

現 況				具体的な調整内容
栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
【議会議員】				
<ul style="list-style-type: none"> 任期 4年 報酬 <ul style="list-style-type: none"> 議長 (月)535,000円 副議長 (月)445,000円 議員 (月)420,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 任期 4年 報酬 <ul style="list-style-type: none"> 議長 (月)362,000円 (※344,000円) 副議長 (月)299,000円 (※284,000円) 議員 (月)274,000円 (※260,000円) ※平成15年4月から減額支給 	<ul style="list-style-type: none"> 任期 4年 報酬 <ul style="list-style-type: none"> 議長 (月)360,000円 (※342,000円) 副議長 (月)288,000円 (※273,000円) 議員 (月)261,000円 (※247,000円) ※平成15年4月から減額支給 	<ul style="list-style-type: none"> 任期 4年 報酬 <ul style="list-style-type: none"> 議長 (月)311,000円 副議長 (月)251,000円 議員 (月)231,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 議会議員の定数及び任期については、協定項目6「議会の議員の定数及び任期の取扱い」の協議結果による。 報酬については、現行の報酬額及び同規模自治体を参考に合併時まで調整する。
【行政委員会】				
<p>栃木市教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 定数 5人 任期 4年 報酬 <ul style="list-style-type: none"> 委員長 (月)58,700円 委員 (月)44,300円 	<p>大平町教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 定数 5人 任期 4年 報酬 <ul style="list-style-type: none"> 委員長 (年)342,000円 職務代理者(年)294,000円 委員 (年)256,000円 	<p>藤岡町教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 定数 6人 任期 4年 報酬 <ul style="list-style-type: none"> 委員長 (年)300,000円 委員 (年)238,000円 	<p>都賀町教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 定数 6人 任期 4年 報酬 <ul style="list-style-type: none"> 委員長 (月)26,000円 委員 (月)22,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 行政委員会の委員数及び任期等については、各法令の定めるところによる。 報酬については、現行の報酬額及び同規模自治体を参考に合併時まで調整する。 ただし、農業委員会の選挙による委員の定数及び任期の取扱いについては、協定項目7「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」の協議結果による。
<p>栃木市選挙管理委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 定数 4人 任期 4年 報酬 <ul style="list-style-type: none"> 委員長 (年)312,000円 委員 (年)224,000円 補充員 (日) 8,900円 	<p>大平町選挙管理委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 定数 4人 任期 4年 報酬 <ul style="list-style-type: none"> 委員長 (年)195,000円 委員 (年)162,000円 	<p>藤岡町選挙管理委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 定数 4人 任期 4年 報酬 <ul style="list-style-type: none"> 委員長 (年)178,000円 委員 (年)115,000円 	<p>都賀町選挙管理委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 定数 4人 任期 4年 報酬 <ul style="list-style-type: none"> 委員長 (月)14,500円 委員 (月)12,500円 	

現 況				具体的な調整内容			
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町				
栃木市監査委員 ・定数 2人 ・任期 識見選出 4年 議会選出 議員の任期 ・報酬 識見選任 (月)81,400円 議員選任 (月)46,400円	大平町監査委員 ・定数 2人 ・任期 識見選任 4年 議会選任 議員の任期 ・報酬 識見選任 (年)230,000円 議会選任 (年)190,000円	藤岡町監査委員 ・定数 2人 ・任期 識見選任 4年 議会選任 議員の任期 ・報酬 識見選任 (年)210,000円 議会選任 (年)165,000円	都賀町監査委員 ・定数 2人 ・任期 識見選任 4年 議会選任 議員の任期 ・報酬 識見選任 (月)20,000円 議会選任 (月)15,000円				
栃木市農業委員会 ・定数 選挙 14人 選任 5人 ・任期 3年 ・報酬 会長 (年)524,000円 職務代理者(年)443,000円 委員 (年)384,000円	大平町農業委員会 ・定数 選挙 12人 選任 6人 ・任期 3年 ・報酬 会長 (年)346,000円 職務代理者(年)299,000円 委員 (年)256,000円	藤岡町農業委員会 ・定数 選挙 17人 選任 4人 ・任期 3年 ・報酬 会長 (月)38,000円 職務代理者(月)34,000円 委員 (月)30,000円	都賀町農業委員会 ・定数 選挙 12人 選任 6人 ・任期 3年 ・報酬 会長 (月)27,000円 職務代理者(月)24,000円 委員 (月)23,000円				
栃木市固定資産評価審査委員会 ・定数 3人 ・任期 3年 ・報酬 (日)8,900円	大平町固定資産評価審査委員会 ・定数 3人 ・任期 3年 ・報酬 (日)6,000円 ※会長等の場合 500円増し	藤岡町固定資産評価審査委員会 ・定数 3人 ・任期 3年 ・報酬 (日)5,500円	都賀町固定資産評価審査委員会 ・定数 3人 ・任期 3年 ・報酬 (日)5,000円				
栃木市公平委員会 ・定数 3人 ・任期 4年 ・報酬 (日)8,900円	設置なし	設置なし	設置なし				

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
【附属機関等】(審議会・委員会・協議会等)				<p>・ 審議会、委員会等の附属機関の設置については、1市3町で設置されていて新市において引き続き必要のあるものは原則として合併時までに統合する。</p> <p>市町間で設置に差があるものは、合併時までに調整し、必要のあるものについては新市において設置する。</p> <p>人数、任期は、現行の制度を基に調整する。</p> <p>報酬については、現行の報酬額及び同規模自治体を参考に、原則として合併時までに調整する。</p>
栃木市特別職報酬等審議会 ・定数 10人以内 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 -	大平町議員報酬及び特別職給料審議会 ・定数 5人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 (日) 6,000円 ※会長等の場合は500円増し	藤岡町特別職報酬等審議会 ・定数 5人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 (日) 5,500円	都賀町特別職報酬等審議会 ・定数 10人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 (日) 5,000円	
栃木市職員懲戒審査委員会 ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市職員安全衛生管理委員会 ・定数 9人 ・任期 2年 ・報酬 -	大平町職員安全衛生管理委員会 ・定数 9人 ・任期 2年 ・報酬 -	藤岡町安全衛生管理委員会 ・定数 10人 ・任期 - ・報酬 -	都賀町職員安全衛生管理委員会 ・定数 7人 ・任期 1年等 ・報酬 -	
栃木市公務災害補償等認定委員会 ・定数 5人 ・任期 3年 ・報酬 (日) 8,900円	大平町公務災害補償等認定委員会 ・定数 5人 ・任期 3年 ・報酬 (日) 6,000円 ※会長等の場合は500円増し	藤岡町公務災害補償等認定委員会 ・定数 5人 ・任期 3年 ・報酬 (日) 5,500円	都賀町公務災害補償等認定委員会 ・定数 5人 ・任期 3年 ・報酬 (日) 5,000円	
栃木市公務災害補償等審査会 ・定数 3人 ・任期 3年 ・報酬 -	大平町公務災害補償等審査会 ・定数 3人 ・任期 3年 ・報酬 (日) 6,000円 ※会長等の場合は500円増し	藤岡町公務災害補償等審査会 ・定数 3人 ・任期 3年 ・報酬 (日) 5,500円	都賀町公務災害補償等審査会 ・定数 3人 ・任期 3年 ・報酬 (日) 5,000円	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
栃木市学社融合型教育拠点施設整備事業基本計画策定に伴う市民懇談会 ・定数 14人 ・任期 - ・報酬 -	設置なし	設置なし	設置なし	
設置なし	大平町名誉町民選考委員会 ・定数 5人 ・任期 選考終了後解任 ・報酬 -	藤岡町名誉町民選考委員会 ・定数 5人 ・任期 選考終了後解任 ・報酬 (日) 5,500円 ※議員は支給しない	都賀町名誉町民選考委員会 ・定数 15人 ・任期 選考終了後解任 ・報酬 -	
栃木市表彰審査委員会 ・定数 4人 ・任期 在職期間 ・報酬 -	大平町表彰審査会 ・定数 7人 ・任期 在職期間 ・報酬 (日) 6,000円 ※会長等の場合は500円増し	藤岡町表彰審査委員会 ・定数 4人 ・任期 在職期間 ・報酬 -	都賀町表彰審査会 ・定数 4人 ・任期 在職期間 ・報酬 -	
栃木市人権問題審議会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 -	大平町同和对策審議会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 6,000円 ※会長等の場合は500円増し	藤岡町人権施策推進審議会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,500円	設置なし	
栃木市厚生センター運営審議会 ・定数 14人以内 ・任期 2年 ・報酬 -	大平町隣保館運営審議会 ・定数 13人以内 ・任期 2年 ・報酬 (年) 18,000円	藤岡町隣保館運営審議会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,500円	設置なし	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
設置なし	大平町人権教育啓発推進協議会 ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 6,000円 ※会長等の場合は500円増し	設置なし	設置なし	
設置なし	設置なし	藤岡町同和対策推進協議会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,500円	設置なし	
設置なし	大平町人権教育啓発推進町民会議運営委員会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 6,000円 ※会長等の場合は500円増し	設置なし	設置なし	
設置なし	大平町人権教育啓発専門委員 ・定数 7人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 6,000円 ※会長等の場合は500円増し	設置なし	設置なし	
栃木市情報公開審査会 ・定数 5人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,900円	大平町情報公開審査会 ・定数 5人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 6,000円 ※会長等の場合は500円増し	藤岡町情報公開審査会 ・定数 5人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,500円	都賀町情報公開審査会 ・定数 5人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,000円	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
栃木市行政改革推進懇談会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 -	大平町行政改革推進委員会 ・定数 15人 ・任期 - ・報酬 (日) 6,000円 ※会長等の場合は500円増し	藤岡町行政改革懇談会 ・定数 10人以内 ・任期 - ・報酬 (日) 5,500円	都賀町行政改革推進委員会 ・定数 10人以内 ・任期 - ・報酬 -	
栃木市個人情報保護審査会 ・定数 5人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,900円	大平町個人情報保護審査会 ・定数 5人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 6,000円 ※会長等の場合は500円増し	藤岡町個人情報保護審査会 ・定数 5人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,500円	都賀町個人情報保護審査会 ・定数 5人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,000円	
栃木市住居表示審議会 ・定数 20人以内 (休止中) ・任期 1年 ・報酬 (日) 8,900円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市指定管理者選定委員会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,900円	大平町指定管理者選定委員会 ・定数 - ・任期 2年 ・報酬 (日) 12,000円	※藤岡町公の施設に係る指定管理者選定委員会 ・定数 6人以内 必要に応じ委嘱 ・任期 指定された時に解任 ・報酬 -	都賀町指定管理者選定委員会 ・定数 7人以内 ・任期 1年 ・報酬 -	
栃木市自治基本条例を考える第2次市民会議 ・定数 40人以内 ・任期 提言書提出まで ・報酬 -	設置なし	設置なし	設置なし	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
設置なし	大平町の将来を考える町民フォーラム ・定数 60 人以内 ・任期 ー ・報酬 ー	藤岡町まちづくり委員会 ・定数 15 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 5,500 円	設置なし	
設置なし	大平町合併問題懇談会 ・定数 30 人以内 ・任期 ー ・報酬 ー	設置なし	設置なし	
栃木市政治倫理審査会 ・定数 7 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,900 円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市交通災害対策審議会 ・定数 15 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 ー	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市交通安全対策会議 ・定数 12 人以内 ・任期 在職期間 ・報酬 ー	大平町交通安全対策会議 ・定数 5 人 ・任期 在職期間 ・報酬 ー	藤岡町交通安全対策会議 ・定数 7 人 ・任期 在職期間 ・報酬 (日) 5,500 円	都賀町交通安全対策会議 ・定数 6 人 ・任期 在職期間 ・報酬 ー	
栃木市防災会議 ・定数 35 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 ー	大平町防災会議 ・定数 40 人 ・任期 2 年 ・報酬 ー	藤岡町防災会議 ・定数 34 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 5,500 円	都賀町防災会議 ・定数 23 人 ・任期 2 年 ・報酬 ー	
設置なし	大平町水防協議会 ・定数 若干名 (26 人) ・任期 2 年 ・報酬 ー	藤岡町水防協議会 ・定数 20 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 5,500 円	都賀町水防協議会 ・定数 18 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 5,000 円	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
栃木市国民保護協議会 ・定数 35 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 -	大平町国民保護協議会 ・定数 40 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 6,000 円 ※会長等の場合は500 円増し	藤岡町国民保護協議会 ・定数 30 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 5,500 円	都賀町国民保護協議会 ・定数 25 人以内 ・任期 - ・報酬 (日) 5,000 円	
栃木市地域公共交通会議 ・定数 20 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 学識経験者(日)8,900 円 その他 -	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市賞じゅつ金等審査委員会 ・定数 5 人 ・任期 学識経験者2 年 その他 ・報酬 -	大平町消防賞じゅつ金等審査委員会 ・定数 適宜 ・任期 在職期間 ・報酬 -	藤岡町消防賞じゅつ金等審査委員会 ・定数 9 人 ・任期 在職期間 ・報酬 5,500 円 ※町長、副町長、議員は支給しない	都賀町消防賞じゅつ金等審査委員会 ・定数 適宜 ・任期 在職期間 ・報酬 -	
栃木市入札適正化委員会 ・定数 4 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,900 円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市民協働まちづくりファンダ助成事業審査委員会 ・定数 8 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 -	設置なし	設置なし	設置なし	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
とちぎ市民活動推進センター運営委員会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市国民健康保険運営協議会 ・定数 17人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,900円	大平町国民健康保険運営協議会 ・定数 12人 ・任期 2年 ・報酬 会長 (年) 45,000円 職務代理者 (年) 42,000円 委員 (年) 41,000円	藤岡町国民健康保険運営協議会 ・定数 12人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 43,000円	都賀町国民健康保険運営協議会 ・定数 12人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,000円	
栃木市環境審議会 ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 学識経験者 (日) 8,900円	大平町環境審議会 ・定数 18人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 6,000円 ※会長等の場合は500円増し	藤岡町環境審議会 ・定数 13人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,500円	都賀町環境対策審議会 ・定数 12人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,000円	
栃木市環境づくり市民会議 ・定数 20人 ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市緑の基本計画推進会議 ・定数 30人以内 ・任期 3年 ・報酬 学識経験者(日)8,900円 その他 -	設置なし	設置なし	設置なし	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
栃木市鍋山地区環境整備懇談会 ・定数 規定なし ・任期 - ・報酬 -	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市民生委員推薦会 ・定数 7人 ・任期 3年 ・報酬 (日) 8,900円	大平町民生委員推薦会 ・定数 14人以内 ・任期 3年 ・報酬 (日) 6,000円 ※会長等の場合は500円増し	藤岡町民生委員推薦会 ・定数 14人 ・任期 3年 ・報酬 (日) 5,500円 ※議員は支給しない	都賀町民生委員推薦会 ・定数 7人 ・任期 3年 ・報酬 (日) 5,000円 ※議員は支給しない	
栃木市老人ホーム入所判定委員会 ・定数 5人 ・任期 - ・報酬 医師 (日) 13,770円 ホーム施設長 (日) 8,900円	大平町老人ホーム入所判定委員会 ・定数 - ・任期 - ・報酬 医師 (日) 20,000円 委員 (日) 6,000円	※藤岡町老人ホーム入所判定委員会 ・定数 - ・任期 - ・報償 医師 (日) 17,700円 施設長 (日) 5,000円	都賀町老人ホーム入所判定委員会 ・定数 - ・任期 - ・報酬 医師 (日) 10,000円 委員 (日) 5,000円	
栃木市地域密着型サービス運営委員会 ・定数 9人 ・任期 3年 ・報酬 -	大平町地域密着型サービス運営委員会 ・定数 10人程度 ・任期 2年 ・報酬 医師 (日) 20,000円 委員 (日) 6,000円	※藤岡町介護保険運営協議会で対応	※都賀町介護サービス運営協議会で対応	
栃木市介護保険運営協議会 ・定数 10人 ・任期 3年 ・報酬 -	※大平町社会福祉施策推進委員会に対応	藤岡町介護保険運営協議会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,500円	都賀町介護サービス運営協議会 ・定数 10人以内 ・任期 3年 ・報酬 (日) 5,000円	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
栃木市地域包括支援センター運営協議会 (地域密着型サービス運営委員会兼務) ・定数 9人 ・任期 3年 ・報酬 -	大平町地域包括支援センター運営協議会 (地域密着型サービス運営委員会兼務) ・定数 10人程度 ・任期 2年 ・報酬 医師 (日) 20,000円 委員 (日) 6,000円	※藤岡町介護保険運営協議会に対応	※都賀町介護サービス運営協議会に対応	
栃木市介護認定審査会 ・定数 40人 ・任期 2年 ・報酬 医師 (1回) 20,800円 委員 (1回) 12,500円	大平町介護認定審査会 ・定数 12人 ・任期 2年 ・報酬 医師 (日) 20,000円 委員 (日) 12,000円	藤岡町介護認定審査会 ・定数 13人 ・任期 2年 ・報酬 医師 (日) 20,000円 委員 (日) 12,000円	都賀町介護認定審査会 ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 医師 (日) 20,000円 委員 (日) 12,000円	
設置なし	大平町障害者地域自立支援協議会 ・定数 - ・任期 - ・報酬 -	藤岡町地域自立支援協議会 ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,500円 ※議員は支給しない	設置なし	
設置なし	大平町社会福祉施策推進委員会 ・定数 - (27人) ・任期 2年 ・報酬 (日) 6,000円 ※会長等の場合は500円増し	設置なし	設置なし	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
設置なし	大平町地域ケア会議 ・定数 適宜 ・任期 - ・報酬 医師 (日) 20,000 円 委員 (日) 6,000 円 ※会長等の場合は500円増し	藤岡町地域ケア会議 ・定数 適宜 ・任期 在職期間 ・報酬 -	都賀町地域ケア会議 ・定数 適宜 ・任期 - ・報酬 -	
設置なし	大平町健康福祉ゾーン運営委員会 ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 6,000円 ※会長等の場合は500円増し	設置なし	設置なし	
栃木市障がい程度区分審査会 ・定数 6人 ・任期 2年 ・報酬 医師 (日) 20,800円 委員 (日) 12,500円	大平町障害者介護給付費等審査員 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 医師 (日) 20,000円 その他 (日) 12,000円	藤岡町障害程度区分審査会 ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 医師 (日) 20,000円 委員 (日) 12,000円	都賀町障害程度区分審査会 ・定数 5人 ・任期 - ・報酬 医師 (日) 20,000円 委員 (日) 12,000円	
栃木市要保護児童対策地域協議会 ・定数 - ・任期 2年 ・報酬 -	大平町要保護児童対策地域協議会 ・定数 29人 ・任期 - ・報酬 -	藤岡町要保護児童対策地域協議会 ・定数 21人 ・任期 - ・報酬 (日) 5,500円	※都賀町要保護児童対策地域協議会 ・定数 - ・任期 2年 ・報償費 (年) 3,000円	
栃木市放課後児童健全育成事業運営委員会 ・定数 25人 ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	設置なし	設置なし	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
栃木市障がい児保育審査会 ・定数 なし ・任期 充て職 ・報酬 -	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市児童館運営委員会 ・定数 8人 ・任期 2年 ・報酬 -	大平町児童館運営委員会 ・定数 9人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 18,000円	設置なし	設置なし	
栃木市健康づくり推進協議会 ・定数 13人以内 ・任期 2年 ・報酬 -	大平町健康づくり推進協議会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 医師・弁護士等 (日) 20,000円以内 その他(日) 6,000円 ※会長等の場合は500円増し	藤岡町地域保健対策推進協議会 ・定数 17人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,500円	※都賀町健康づくり推進協議会 ・定数 17人以内 ・任期 2年 ・報償費 (年) 3,000円	
設置なし	設置なし	藤岡町地域保健対策推進協議会母子保健部会 ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,500円	設置なし	
栃木市予防接種委員会 ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 -	大平町予防接種健康被害調査委員会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 医師・弁護士等 (日) 20,000円以内 その他(日) 6,000円 ※会長等の場合は500円増し	藤岡町予防接種健康被害調査委員会 ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,500円	都賀町予防接種委員会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,000円	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
栃木市健康21計画検討部会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	設置なし	設置なし	
設置なし	大平町企業誘致審査会 ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 大学教授 (日) 10,000円 有資格者 (日) 8,000円 委員 (日) 6,000円	設置なし	※都賀町工場等立地奨励補助金交付審査会 ・定数 10人以内 ・任期 その都度 ・報償費 (年) 3,000円	
栃木市中小企業融資審査委員会 ・定数 20人 ・任期 1年 ・報酬 -	大平町中小企業融資振興会 ・定数 11人 ・任期 2年 ・報酬 -	藤岡町中小企業融資振興会 ・定数 6人 ・任期 - ・報酬 -	設置なし	
設置なし	大平町商工振興審議会 ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 6,000円	設置なし	設置なし	
設置なし	おおひらブランド認定委員会 ・定数 7人以内 ・任期 2年 ・報酬 大学教授 (日) 10,000円 有資格者 (日) 8,000円 委員 (日) 6,000円	※ブランド認定委員会 (仮称) 平成21年度に設置予定	※つがブランド審議委員会 ・定数 - ・任期 2年 ・報償	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
設置なし	大平町産業振興奨励事業審査委員会 ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 大学教授（日）10,000円 有資格者（日）8,000円 委員（日）6,000円 ※会長等の場合は500円増し	設置なし	設置なし	
栃木市小売商業対策委員会 ・定数 12人（休止中） ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	設置なし	設置なし	
とちぎ山車会館運営委員会 ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市就業安定対策協議会 ・定数 20人 ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	設置なし	設置なし	
設置なし	大平町農業振興地域促進協議会 ・定数 -（10人） ・任期 - ・報酬（日）6,000円 ※会長等の場合は500円増し	藤岡町農業振興地域整備促進協議会 ・定数 17人 ・任期 2年 ・報酬 -	都賀町農業振興地域協議会 ・定数 20人 ・任期 2年 ・報酬（回）5,000円×3回	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
栃木市都市計画審議会 ・定数 13人 ・任期 2年(1号4号委員) ・報酬 (日) 8,900円	大平町都市計画審議会 ・定数 12人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 6,000円 ※会長等の場合は500円増し	藤岡町都市計画審議会 ・定数 13人 ・任期 2年(1号4号委員) ・報酬 (日) 5,500円 ※議員は支給しない	都賀町都市計画審議会 ・定数 14人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,000円	
設置なし	大平町土地区画整理審議会 ・定数 10人 ・任期 5年 ・報酬 (日) 6,000円 ※会長等の場合は500円増し	設置なし	設置なし	
栃木市町並み委員会 ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 学識経験者、建築専門家 (日) 8,900円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市ふるさと景観賞選考委員会 ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 学識経験者 (日) 8,900円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市伝統的建造物群保存地区指定推進協議会 ・定数 25人 ・任期 国の重伝建地区の選定を受ける日まで ・報酬 学識経験者 (日) 8,900円	設置なし	設置なし	設置なし	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
栃木市シビックコア地区整備推進連絡協議会 ・定数 - ・任期 目的達成まで ・報酬 なし 学識経験者謝金 (日) 20,000 円	設置なし	設置なし	設置なし	
設置なし	設置なし	藤岡町総合開発促進協議会 ・定数 28 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 5,500 円	都賀町開発審議会 ・定数 10 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 5,000 円	
栃木市建築審査会 ・定数 5 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,900 円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市当住宅入居者選考委員会 ・定数 10 人 ・任期 2 年 ・報酬 -	大平町当住宅入居者選考委員会 ・定数 10 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 6,000 円 ※会長等の場合は500 円増し	藤岡町当住宅入居者選考委員会 ・定数 10 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 5,500 円 ※議員は支給しない	設置なし	
栃木市上下水道事業調査委員会 ・定数 15 人 ・任期 2 年 ・報酬 5回開催分 委員長 44,500 円 副委員長 44,500 円 委 員 -	設置なし	設置なし	都賀町上、下水道料金審議会 ・定数 12 人以内 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 (日) 5,000 円	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
設置なし	大平町公共料金審議会 ・定数 12人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 (日) 6,000円 ※会長等の場合は500円増し	藤岡町水道料金審議会 ・定数 12人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 (日) 5,500円 ※議員は支給しない	都賀町上水道事業審議会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,000円	
設置なし	大平町公共下水道使用料等審議会 ・定数 12人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 (日) 6,000円 ※会長等の場合は500円増し	藤岡町公共下水道使用料等審議会 ・定数 12人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 (日) 5,500円 ※議員は支給しない	設置なし	
設置なし	大平町公金管理委員会 ・定員 - ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	設置なし	
栃木市奨学生選考委員会 ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	藤岡町奨学資金資格選考委員会 ・定数 11人 ・任期 - ・報酬 (日) 5,500円 ※町長、議員、中学校長は支給しない	設置なし	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
設置なし	設置なし	藤岡町中学生海外派遣事業実施委員会 ・定数 12人 ・任期 - ・報酬 -	※都賀町中学生国際交流事業実施委員会 ・定数 23人 ・任期 2年 ・報償費 (年) 5,000円	
設置なし	設置なし	藤岡町学校教育施設整備調査委員会 ・定数 22人 ・任期 - ・報酬 -	※都賀中学校校舎建設調査委員会 ・定数 22人 ・任期 2年 ・報償費 (年) 5,000円	
栃木市立小中学校学区審議会 ・定数 8人 ・任期 2年 ・報酬 -	大平町立小中学校学区審議会 ・定数 10人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 -	設置なし	設置なし	
栃木市立小中学校教科用図書選定委員会 ・定数 7人 ・任期 答申まで ・報酬 (日) 3,000円	※下都賀地区教科用図書採択協議会 ・定数 11人 ・任期 答申まで ・報酬 -			
栃木市就学指導委員会 ・定数 30人以内 ・任期 2年 ・報酬 専門医(日) 15,000円 学識者(日) 3,200円	大平町就学指導委員会 ・定数 - (30人) ・任期 2年 ・報酬 医師(日) 10,000円 ※会長等の場合は500円増し	藤岡町就学指導委員会 ・定数 17人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,500円	都賀町就学指導委員会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 医師(日) 11,000円 その他(日) 5,000円	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
栃木市立学校給食共同調理場運営協議会 ・定数 22人 ・任期 2年 ・報酬 -	大平町学校給食センター運営委員会 ・定数 10人以内 ・任期 1年 ・報酬 (日) 6,000円 ※会長等の場合は500円増し	藤岡町学校給食センター運営委員会 ・定数 13人 ・任期 1年 ・報酬 (日) 5,500円	都賀町立学校給食センター運営委員会 ・定数 12人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,000円	
設置なし	大平町学校給食センター施設整備検討協議会 ・定員 14人 ・任期 - ・報酬 -	設置なし	設置なし	
栃木市スポーツ振興審議会 ・定数 10人以内(9人) ・任期 2年 ・報酬 -	大平町スポーツ振興審議会 ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 6,000円 ※会長等の場合は500円増し	藤岡町スポーツ振興審議会 ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,500円	都賀町スポーツ振興審議会 ・定数 13人以内(5人) ・任期 2年 ・報酬 (年) 15,000円	
栃木市男女共同参画審議会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,900円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市働く婦人の家運営委員会 ・定数 8人以内 ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	設置なし	設置なし	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
栃木市青少年問題協議会 ・定数 30人以内 ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	藤岡町青少年問題協議会 ・定数 21人 ・任期 2年 ・報酬 -	都賀町青少年問題協議会 ・定数 16人以内(15人) ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,000円 ※H20年度で廃止	
栃木市青少年育成センター運営協議会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市勤労青少年ホーム運営委員会 ・定数 12人以内 ・任期 2年 ・報酬 -	大平町勤労青少年ホーム運営委員会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 (年) 18,000円	設置なし	設置なし	
栃木勤労者体育センター運営委員会 ・定数 12人以内 ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	設置なし	設置なし	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
栃木市社会教育委員会議 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,500円	大平町社会教育委員兼公民館運営審議会 ・定数 20人 ・任期 2年 ・報酬 委員長(年) 49,000円 委 員(年) 29,000円	藤岡町社会教育委員会 ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 委員長(年) 47,000円 委 員(年) 36,000円	都賀町社会教育委員兼公民館運営審議会 ・定数 15人以内(14人) ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,000円	
栃木市中央公民館運営審議会 ・定数 各10人以内 ・任期 2年 ・報酬 -		藤岡町公民館運営審議会 ※藤岡町社会教育委員兼務		
栃木市地区公民館運営審議会 (大宮・皆川・吹上・寺尾・国府) ・定数 各10人以内 ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市地区社会教育振興協議会(各地区 公民館運営審議会委員兼務) ・定数 各地区10人以内 ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市同和対策集会所運営委員会 ・定数 1集会所11人以内 ・任期 2年 ・報酬 -	大平町集会所運営委員会 ・定数 20人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 20,000円	藤岡町集会所運営委員会 ・定数 14人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,500円	設置なし	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
栃木市生涯学習推進協議会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 -	大平町生涯学習推進協議会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	設置なし	
栃木市学校開放運営委員会 ・定数 15人以内 ・任期 1年 ・報酬 -	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市文化財保護審議会 ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,900円	大平町文化財保護審議会 ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 21,000円	藤岡町文化財保護審議会 ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,500円	都賀町文化財保護審議会 ・定数 15人以内(6人) ・任期 2年 ・報酬 (年) 15,000円	
栃木市文化会館運営委員会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 -	おおひら町民ホール運営委員会 ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 6,000円 ※会長等の場合は500円増し	藤岡町文化会館運営委員会 ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,500円	都賀町産業文化会館運営委員会 ・定数 10人以内(8人) ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,000円	
栃木市図書館協議会 ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 -	大平町立図書館協議会 ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 6,000円 ※会長等の場合は500円増し	藤岡町立図書館協議会 ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,500円	都賀町立図書館協議会 ・定数 規定なし(4人) ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,000円	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
とちぎ蔵の街美術館運営協議会 ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,900円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市美術資料選考評価委員会 ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,900円	設置なし	設置なし	設置なし	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
【その他の特別職】				<ul style="list-style-type: none"> ・その他の特別職のうち、消防団の設置については、協定項目 22「消防団の取扱い」の協議結果による。 ・その他の特別職のうち、その他については、1市3町で設置されていて新市において引き続き必要のあるものは原則として合併時までに統合する。 市町間で設置に差があるものは、合併時までに調整し、必要のあるものについては新市において設置する。 人数、任期は、現行の制度を基に調整する。 報酬については、現行の報酬額及び同規模自治体を参考に、原則として合併時までに調整する。
栃木市参与 ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 -	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市顧問弁護士 ・定数 1人 ・任期 2年 ・報酬 (年)360,000円	※大平町顧問弁護士 ・1人 ・委託期間1年 ・委託料 (年)300,000円	設置なし	設置なし	
栃木市投票管理者 ・報酬 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)の定めるところによる	大平町投票管理者 ・報酬 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)の定めるところによる	藤岡町投票管理者 ・報酬 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)の定めるところによる	都賀町投票管理者 ・報酬 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)の定めるところによる	
栃木市開票管理者 ・報酬 投票管理者に同じ	大平町開票管理者 ・報酬 投票管理者に同じ	藤岡町開票管理者 ・報酬 投票管理者に同じ	都賀町開票管理者 ・報酬 投票管理者に同じ	
栃木市選挙長 ・報酬 投票管理者に同じ	大平町選挙長 ・報酬 投票管理者に同じ	藤岡町選挙長 ・報酬 投票管理者に同じ	都賀町選挙長 ・報酬 投票管理者に同じ	
栃木市投票立会人 ・報酬 投票管理者に同じ	大平町投票立会人 ・報酬 投票管理者に同じ	藤岡町投票立会人 ・報酬 投票管理者に同じ	都賀町投票立会人 ・報酬 投票管理者に同じ	
栃木市開票立会人 ・報酬 投票管理者に同じ	大平町開票立会人 ・報酬 投票管理者に同じ	藤岡町開票立会人 ・報酬 投票管理者に同じ	都賀町開票立会人 ・報酬 投票管理者に同じ	
栃木市選挙立会人 ・報酬 投票管理者に同じ	大平町選挙立会人 ・報酬 投票管理者に同じ	藤岡町選挙立会人 ・報酬 投票管理者に同じ	都賀町選挙立会人 ・報酬 投票管理者に同じ	
栃木市民憲章推進委員会 ・定数 25人以内 ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	設置なし	設置なし	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
栃木市交通教育指導員 ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市交通指導員 ・定数 - ・任期 2年 ・報酬 (月) 41,200円	大平町交通指導員 ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 (月) 50,000円	藤岡町交通指導員 ・定数 11人 ・任期 4年 ・報酬 (月) 47,000円	都賀町交通指導員 ・定数 4人 ・任期 2年 ・報酬 (月) 44,700円	
栃木市消防団 ・定数 510人 ・報酬 団長 (年) 213,000円 副団長 (年) 150,000円 分団長 (年) 98,000円 副分団長 (年) 77,500円 部長 (年) 63,000円 班長 (年) 45,500円 団員 (年) 42,500円	大平町消防団 ・定数 175人 ・報酬 団長 (年) 237,000円 副団長 (年) 170,000円 分団長 (年) 129,000円 副分団長 (年) 113,500円 部長 (年) 103,000円 班長 (年) 82,500円 団員 (年) 67,000円	藤岡町消防団 ・定数 147人 ・報酬 団長 (年) 236,000円 副団長 (年) 154,000円 分団長 (年) 121,000円 副分団長 (年) 105,000円 部長 (年) 89,000円 班長 (年) 69,000円 団員 (年) 52,000円	都賀町消防団 ・定数 101人 ・報酬 団長 (年) 210,000円 副団長 (年) 148,000円 分団長 (年) 115,000円 副分団長 (年) 102,000円 部長 (年) 84,500円 班長 (年) 64,500円 団員 (年) 58,000円	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
※自治会長報償金 ・自治会数 172 ・均等割 38,500 円＋ 世帯割 220 円×加入世帯数 (参考) 【自治会報償金】 自治会への依頼事務（広報紙配布他）に 対するお礼として支出する。 ・世帯割 350 円×加入世帯数	大平町代表事務連絡員 ・自治会数 46 ・報酬（年） 79,000 円＋700 円×担当地域の戸数 大平町事務連絡員 ・報酬（年） 700 円×担当地域の戸数 (参考) 【自治会報償金】 自治会への報償金はない。	※自治会長謝金 ・自治会数 104 ・自治会長への依頼事務（広報紙配布他） に対するお礼として。 ・世帯割 1,300 円×加入世帯数 (参考) 【自治会行政協力謝金】 自治会への謝金はない。	※自治会長への御礼 ・自治会数 30 ・自治会長に対し御礼として 報償費（物品）及び食糧費（料理等）を 支出する。 (参考) 【自治会委託料】 自治会への業務委託に対して委託料を支 出する。 ・均等割 35,000 円＋（世帯割 450 円×加入 世帯数）＋（班長手当 7,000 円×班数）	
設置なし	設置なし	藤岡町地域消防防災活動協力委員 ・定数 4 人 ・任期 1 年 ・報酬（年）25,000 円	都賀町地域防災活動推進員 ・定数 5 人 ・任期 1 年 ・報酬（年）20,000 円	
栃木市産業医 ・定数 1 人 ・任期 2 年 ・報酬（月）69,000 円	大平町産業医 ・定数 1 人 ・任期 1 年 ・報酬（年）49,000 円 従事回数×30,000 円	藤岡町産業医 ・定数 1 人 ・任期 2 年 ・報酬 （年）196,800 円＋450 円×職員数	都賀町産業医 ・定数 1 人 ・任期 1 年 ・報酬 （年）192,000 円＋410 円×職員数	
栃木市固定資産評価員 ・報酬（日）8,900 円 (現在は総務部長のため支給なし)	設置なし	設置なし	都賀町固定資産評価員 ・報酬（年額）13,000 円 (現在は町長が兼務のため支給なし)	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
栃木市税等収納員 ・任期 1年 ・報酬 基本報酬(月)90,000円 能率報酬 徴収金額100万円未満 ×100分の1.0 250万円未満 ×100分の1.5 250万円以上 ×100分の2.0 徴収世帯数×150円 口座振替依頼数×1,000円	大平町税等収納嘱託員 ・任期 1年 ・報酬 月額70,000円以下で町長が定める額 現年分収納額 ×100分の3 滞納繰越分収納額 ×100分の5 口座振替勧誘数×500円	設置なし	設置なし	
栃木市皆川財産区議会議員 ・定数 11人 ・任期 4年 ・報酬 議長(年)118,000円 副議長(年)94,800円 議員(年)75,200円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市寺尾財産区議会議員 ・定数 11人 ・任期 4年 ・報酬 議長(年)142,000円 副議長(年)117,000円 議員(年)96,800円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市公園監視員 ・定数 - ・任期 2年 ・報酬 (年)9,000円	設置なし	設置なし	設置なし	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
栃木市消費生活センター相談員 ・任期 1年 ・報酬 (日) 6,700円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市弁護士相談員 ・定数 1人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 27,200円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市市民相談員 ・任期 1年 ・報酬 (日) 7,787円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市戸籍事務専門員 ・任期 1年 ・報酬 (月) 129,100円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市廃棄物・土砂等埋立監視員 ・定数 2人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 140,000円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市保健委員 ・定数 自治会に1人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 3,000円 1戸×50円	大平町地域環境美化推進員 (保健委員) ・定数 自治会に1人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 10,000円 1戸×80円	設置なし	都賀町保健委員 ・定数 自治会に1人 ・任期 2年 ・報酬 均等割 5,000円 戸数割 160円	
栃木市有墓地管理人 ・任期 - ・報酬 (年) 1,000円	設置なし	設置なし	設置なし	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
栃木市保健班長 ・定数 規定なし（概ね50世帯に1人） ・任期 2年 ・報酬 （年）1,000円 1戸×50円	設置なし	設置なし	設置なし	
設置なし	大平町環境美化監視員 ・定員 - ・任期 2年 ・報酬 （日）5,000円以内	※藤岡町環境美化監視員 ・定員 2人 ・任期 2年 ・報償 （回）3,000円	※都賀町環境美化監視員 ・定員 保健委員兼務 ・任期 2年 ・報償 （年）5,000円	
栃木市福祉事務所嘱託医 ・任期 1年 ・報酬 （月）70,000円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市家庭相談員 ・任期 1年 ・報酬 （月）165,600円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市母子自立支援員兼婦人相談員 ・任期 1年 ・報酬 （月）165,600円	設置なし	設置なし	設置なし	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
栃木市育児支援員 ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市障がい程度区分認定調査員 ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市障がい者相談支援員 ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市生活保護就労支援指導員 ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市特定疾患等相談員 ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市生活保護面接相談員 ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市トータルサポート専門員 ・任期 1年 ・報酬 (日) 20,000円 (月) 350,000円	設置なし	設置なし	設置なし	
設置なし	大平町保健業務嘱託員 ・報酬 日額7,920円以内で町長が定める額	設置なし	設置なし	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
設置なし	大平町看護業務嘱託員 ・報酬 日額7,920円以内で町長が定める額	設置なし	設置なし	
設置なし	大平町隣保館相談連絡員 ・定数 3人 ・任期 2年 ・報酬 (月) 20,000円	藤岡町同和対策専門委員 ・定数 2人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,500円	設置なし	
栃木市介護認定調査員 ・定数 8人 ・任期 1年 ・報酬 月額186,300円	大平町介護認定調査員 ・定数 2人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 171,000円以内	藤岡町介護認定調査員 ・定数 3人 ・任期 1年 ・報酬 (日) 7,500円	都賀町介護保険認定調査員 ・報酬 (日) 10,000円 割増賃金 2か月分 平成20年度 1人 平成21年度 2人(予定)	
栃木市介護支援専門員 ・栃木地域包括支援センター、吹上地域包括支援センターに配置 ・定数 2人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 206,000円	※大平町介護支援専門員 ・大平町地域包括支援センター内に配置 ・人数 1人 ・大平町社会福祉協議会の職員	藤岡町介護支援専門員 ・藤岡町地域包括支援センター内に1人配置 ・定数 2人 ・任期 - ・報酬 (日) 7,500円 ・事業所から派遣	※都賀町介護支援専門員 ・都賀町地域包括支援センター内に配置 ・定数 1人 ・賃金 (日) 10,000円 割増賃金 2か月分	
栃木市社会福祉士 ・国府地域包括支援センターに配置 ・定数 1人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 206,000円	※大平町社会福祉士 ・大平町地域包括支援センター内に配置 ・人数 1人 ・大平町社会福祉協議会の職員	※藤岡町社会福祉士 ・藤岡町地域包括支援センター内に配置 ・人数 1人 ・事業所から派遣	※都賀町社会福祉士 ・都賀町地域包括支援センター内に配置 ・定数 1人 ・社会福祉法人から派遣 ・委託料 (年) 3,720千円	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
設置なし	大平町福祉委員 ・定数 66 人 ・任期 3 年 ・報酬 会長 (年) 54,000 円 委員 (年) 30,000 円	藤岡町社会福祉委員 ・定数 43 人 ・任期 3 年 ・報酬 委員長(年)116,000 円 副委員長(年)93,000 円 委員(年) 84,000 円	都賀町社会福祉委員 ・定数 27 人 ・任期 3 年 ・報酬 会長 (年) 120,000 円 委員 (年) 100,000 円	
栃木市ファミリーサポートセンターアドバイザー ・定数 2 人 ・任期 なし ・報酬 (日)6,510 円	※大平町ファミリーサポートセンターアドバイザー ・定数 1 人 ・任期 1 年以内 ・賃金 (時) 1,000 円	設置なし	設置なし	
栃木市放課後児童会指導員 ・報酬 (日)4,375 円	※大平町学童保育指導員 ・賃金 (時) 880 円	設置なし	※都賀町放課後児童対策事業指導員 ・賃金 (時) 840 円	
設置なし	大平町未就学児ことばの教室指導員 ・定員 - ・任期 3 年 ・報酬 (月) 128,000 円	設置なし	設置なし	
栃木市保育所嘱託医 ・定数 6 人 ・任期 - ・報酬 (年) 145,000 円 児童数×460 円×2 回 障害児児童数×460 円×1 回	大平町保育所嘱託医 ・定数 7 人 ・任期 - ・報酬 従事回数×30,000 円 児童数×450 円	藤岡町保育所医 ・定数 8 人 ・任期 1 年 ・報酬 (年) 47,700 円 児童数×450 円	※内科検診医師報償 ・1 回 30,000 円	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
栃木市保育所歯科医師嘱託医 ・定数 6人 ・任期 - ・報酬 (年) 69,000円 児童数×460円×2回	※大平町保育所嘱託医を含む	※藤岡町保育所医を含む	※歯科検診医師報償 1回 30,000円	
栃木市嘱託保育士 ・任期 1年 ・報酬 (月) 156,500円	※大平町臨時保育士 ・賃金 (時) 1,000円	※藤岡町臨時保育士 ・賃金 (日) 8,000円	※都賀町臨時保育士 ・賃金 (日) 6,800円	
栃木市嘱託栄養士 ・定数 1人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 156,500円	設置なし	※藤岡町臨時栄養士 ・賃金 (日) 8,000円	※都賀町臨時栄養士 ・賃金 (日) 8,000円	
栃木市児童センター主任指導員 ・定数 1人 ・報酬 (月) 165,600円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市医 ・定数 1人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 58,000円	大平町医 ・定数 - (10人) ・任期 - ・報酬 (年) 49,000円 従事回数×30,000円	設置なし	設置なし	
栃木市予防接種等嘱託医 ・報酬 (日) 30,000円	設置なし	藤岡町予防接種医 ・報酬 (日) 30,000円	都賀町検診関係報酬 医師 (日) 30,000円	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
栃木市母子保健推進員 ・定数 80人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 12,000円 1件×300円	大平町母子保健推進員 ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 95,000円	藤岡町母子保健推進員 ・定数 22人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 30,000円	※都賀町母子保健推進員 ・定数 26人 ・任期 3年 ・報償費 (年) 10,000円	
栃木市栄養指導員 ・任期 1年 ・報酬 (月) 186,300円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市陸砂利採石監視員 ・任期 1年 ・報酬 (年) 804,000円	※大平町陸砂利採石監視員 ・任期 1年 ・賃金 (年) 978,000円	設置なし	都賀町陸砂利採石監視員 ・任期 1年 ・報酬 (年) 912,000円	
栃木市特別融資制度推進会議 ・定数 - ・報酬 -	大平町特別融資制度推進会議 ・定数 - ・報酬 -	藤岡町特別融資制度推進会議 ・定数 9人 ・報酬 -	設置なし	
設置なし	設置なし	設置なし	都賀町優良商工業経営者表彰選定審査会 ・任期 1年 ・報酬 -	
設置なし	大平町太平山南山麓広域交流拠点整備実 施計画策定PFIアドバイザー ・定員 - ・任期 - ・報酬 大学教授 (日) 10,000円 その他 (日) 6,000円	設置なし	設置なし	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
栃木市農村振興総合センター管理運営委員 ・任期 3年 ・報酬 -	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市営住宅管理人 ・定数 13人 ・任期 1年 ・報酬 (年) 2,000円 管理戸数×300円	設置なし	設置なし	設置なし	
設置なし	大平町土地区画整理評価員 ・定員 3人 ・任期 - ・報酬 (日) 6,000円	設置なし	設置なし	
栃木市外国語指導助手 ・任期 1年 ・報酬 (月) 350,000円以内	※大平町外国語指導助手 ・契約期間 1年 ・委託料	藤岡町外国青年英語指導助手 ・任期 1年 ・報酬 月額350,000円以内で教育委員会が定める額	設置なし	
栃木市特別支援教育講師 ・任期 1年 ・報酬 (月) 150,000円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市学校教育指導員 ・定数 4人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 124,200円	設置なし	設置なし	設置なし	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
栃木市校医 ・定数 内科 31人 耳鼻科 22人 眼科 22人 ・任期 1年 ・報酬 (年) 196,000円 児童・生徒数× (内科、耳鼻科) 450円 (眼科) 390円 ・就学時健康診断報酬 (日) 30,000円	大平町校医 ・定数 18人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 196,800円 児童・生徒数×450円 ・就学時健康診断報酬 従事回数×30,000円 児童数×450円	藤岡町校医 ・定数 内科5人 歯科4人 ・任期 1年 ・報酬 (年) 196,800円 児童・生徒数×450円 ・就学時健康診断報酬 従事回数×30,000円 児童数×450円	都賀町校医 ・定数 5人 ・任期 - ・報酬 (年) 196,800円 児童・生徒数×450円 ・就学時健康診断報酬 従事回数×30,000円 児童数×450円	
栃木市学校歯科医 ・定数 22人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 196,800円 児童・生徒数×450円 ・就学時健康診断報酬 (日) 30,000円	※大平町校医に含む	※藤岡町校医に含む	都賀町学校歯科医 ・定数 2人 ・任期 - ・報酬 校医に同じ	
栃木市学校薬剤師 ・定数 22人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 78,500円	大平町学校薬剤師 ・定数 6人 ・任期 - ・報酬 (年) 63,000円	藤岡町学校薬剤師 ・定数 1人 ・任期 1年 ・報酬 (年) 65,000円	都賀町学校薬剤師 ・定数 1人 ・任期 - ・報酬 (年) 159,500円	
栃木市健康管理医 ・定数 22人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 10,000円	設置なし	設置なし	設置なし	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
栃木市教育委員会点検評価委員 ・定数 6人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,900円	大平町教育委員会活動評価委員 ・定数 3人 ・報酬 -	※藤岡町教育委員会点検評価委員 ・定数 2人 ・任期 1年 ・報償金 (回) 5,000円	※都賀町教育委員会点検評価委員 ・定数 3人以内 ・任期 2年 ・報償費 (年) 5,000円	
栃木市学校評議員 ・定数 各5~8人 ・任期 1年 ・報酬 -	大平町学校評議員 ・定数 42人 ・任期 1年 ・報酬 (年) 14,000円	藤岡町学校評議員 ・定数 33人 ・任期 1年 ・報酬 (年) 15,000円	※都賀町学校評議員 ・定数 各3~8人以内 ・任期 1年 ・報償費 (年) 15,000円	
栃木市教育研究所所長 ・任期 1年 ・報酬 (月) 150,000円	※大平町教育研究所所長 (教育長兼務)	設置なし	設置なし	
栃木市教育研究所主事 ・任期 1年 ・報酬 (月) 5,000円	※大平町教育研究所主事 (指導主事兼務)	設置なし	設置なし	
設置なし	大平町教育相談員 ・任期 1年 ・報酬 (月) 190,000円以内	藤岡町教育相談員 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,500円	設置なし	
栃木市学校生活支援員 ・任期 1年 ・報酬 学力向上 (月)175,000円 特別支援教育(時)1,200円	大平町学校学習支援員 ・任期 1年 ・報酬 (月) 190,000円	※学校経営支援員 ・任期 1年 ・賃金 (時)1,500円	※学校支援員 ・任期 半年ごと ・賃金 (時)1,250円	
設置なし	大平町特別支援教育支援員 ・任期 1年 ・報酬 (日) 7,920円以内	設置なし	設置なし	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
栃木市男女共同参画推進指導員 ・任期 1年 ・報酬 (月) 124,200円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市少年補導員 ・定数 若干名 ・任期 1年 ・報酬 (日) 3,500円	大平町少年補導員 ・定数 41人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 6,000円 ※会長等の場合は500円増し	設置なし	都賀町青少年育成推進員 ・定数 6人以内 ・任期 2年 ・報酬 (年) 10,000円	
栃木市青少年相談員 ・定数 若干名 ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600円	設置なし	設置なし	設置なし	
栃木市社会教育指導員 ・任期 1年以内 ・報酬 学校開放 (月) 121,600円 家庭教育 (月) 113,800円 集会所指導 (月) 106,000円	大平町社会教育指導員 ・任期 1年 ・報酬 一 般 (月) 128,000円 人権対策 (月) 141,000円	藤岡町社会教育指導員 ・任期 1年以内 ・報酬 (月) 135,000円	都賀町社会教育指導員 ・任期 1年 ・報酬 (月) 100,000円	
設置なし	大平町生涯学習推進指導員 ・任期 - ・報酬 (月) 128,000円以内	設置なし	設置なし	
栃木市人権教育推進員 ・定数 1人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 5,000円	設置なし	設置なし	設置なし	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
栃木市公民館長 (5 地区) ・定数 各1人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 95,800円	設置なし	設置なし	設置なし	
設置なし	大平町郷土資料館名誉館長 ・定員 1人 ・任期 - ・報酬 (年) 300,000円 勤務1時間×1,000円	設置なし	設置なし	
設置なし	大平町歴史民俗資料館館長 ・定員 1人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 150,000円	設置なし	設置なし	
設置なし	大平町中央公民館夜間管理嘱託員 ・定員 1人 ・任期 5年以内 ・報酬 (日) 4,300円以内	設置なし	設置なし	
栃木市体育指導委員 ・定数 23人以内 (20人) ・任期 2年 ・報酬 (年) 31,500円	大平町体育指導委員 ・定数 25人以内 (14人) ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,500円	藤岡町体育指導委員 ・定数 12人以内 (12人) ・任期 2年 ・報酬 (年) 36,000円	都賀町体育指導委員 ・定数 15人以内 (12人) ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,000円	
設置なし	大平町スポーツ推進員 ・定数 46人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,500円	設置なし	設置なし	

協議第 1 4 号

合併協定項目 1 2 条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会

会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 1 2 条例、規則等の取扱い
調整方針	<p>条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により調整・整備するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの2 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの3 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式 1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 2 条例、規則等の取扱い		関係項目	
調整の方針	<p>条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により調整・整備するものとする。</p> <p>1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの</p> <p>2 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの</p> <p>3 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの</p>			
現 況				
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	具体的な調整内容
【例規集掲載】 合計 909本 内訳 条例 245本 規則 273本 その他 391本	【例規集掲載】 合計 652本 内訳 条例 181本 規則 218本 その他 253本	【例規集掲載】 合計 525本 内訳 条例 168本 規則 160本 その他 197本	【例規集掲載】 合計 489本 内訳 条例 155本 規則 141本 その他 193本	別紙のとおり

【 具体的な調整内容 】

新市発足時には、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町の条例・規則等はすべてその効力を失うことになる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し発効させる。なお、条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により、整備するものとする。

施行の方法による区分

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの
新設合併であるため、新市の発足とともに従来条例・規則等は、すべて効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、発効させる。
条例 制定権者（市長職務執行者）の専決処分により制定し施行する。（地方自治法第179条第1項）
規則、訓令、その他 制定権者（市長職務執行者）の職権により制定し施行する。
- (2) 一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
新市の条例、規則が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則を新市の条例・規則として引き続き施行させる。（地方自治法施行令第3条）
- (3) 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの
 - ア 市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの（議案提出権がない条例、各行政委員会の規則等）
 - イ 新市発足時に必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させるもの

協議第 1 5 号

合併協定項目 1 3 事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 1 3 事務組織及び機構の取扱い
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 新市の行政組織・機構は、既存の庁舎の活用を図ることを前提に、総合支所方式を採用するものとし、総合支所の組織については、現地解決型の地域振興を図ることができる体制を確保するとともに、市民サービスに急激な変化をきたすことのないように配慮するものとする。2 合併時における組織については、栃木市を参考に部制を執るものとする。3 合併の前日において存する支所、出張所等については、新市に引継ぐものとする。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 3 事務組織及び機構の取扱い	関係項目		
調整の方針	<p>1 新市の行政組織・機構は、既存の庁舎の活用を図ることを前提に、総合支所方式を採用するものとし、総合支所の組織については、現地解決型の地域振興を図ることができる体制を確保するとともに、市民サービスに急激な変化をきたすことのないように配慮するものとする。</p> <p>2 合併時における組織については、栃木市を参考に部制を執るものとする。</p> <p>3 合併の前日において存する支所、出張所等については、新市に引継ぐものとする。</p>			
現 況 (平成20年4月1日現在)				
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	具体的な調整内容
企画部 企画課、秘書政策課、財政課、 人権推進課、合併推進室、 県庁堀周辺整備室 総務部 総務課、人事課、税務課、契約検査課 施設管理部 道路管理課、施設管理課、公有財産課 市民生活部 市民生活課、保険年金課、環境課、 女性青少年課 健康福祉部 福祉トータルサポートセンター、 福祉サービス課、こども課、 高齢福祉課、健康増進課 経済部	総務課 企画財政課 管財課 税務課 生活環境課 健康福祉課 保険児童課 産業振興課 道路建設課 都市計画課 下水道課 人権推進課 会計課 教育委員会事務局 学校教育課 生涯学習課	総務企画課 財政管理課 税務課 住民課 健康増進課 福祉環境課 産業振興課 建設課 上下水道課 出納室 教育委員会事務局 学校教育課 生涯学習課 歴史民俗資料館、図書館、 中央公民館、藤岡公民館、 赤麻公民館、部屋公民館、	総務課 政策財務課 税務課 経済課 建設課 保健福祉課 住民課 出納室 教育委員会事務局 小学校(3校) 中学校(1校) 議会事務局 選挙管理委員会 監査委員事務局 農業委員会	

現況 (平成20年4月1日現在)				具体的な調整内容
栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
商工観光課、農林課、産業基盤整備課 都市建設部 道路整備課、都市計画課、建築住宅課、 下水道課、水道課 会計管理者 会計課 議会事務局 議事課 教育委員会事務局 総務課、学校教育課、スポーツ振興課、 生涯学習課、文化課、図書館、 文化会館 小学校(15校) 中学校(7校) 教育研究所 選挙管理委員会事務局 公平委員会 監査委員事務局 農業委員会事務局 固定資産評価審査委員会 大宮出張所 皆川出張所 吹上出張所 寺尾支所 国府支所	公民館、町民ホール、 歴史民俗資料館 小学校(4校) 中学校(2校) 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局 公平委員会 固定資産評価審査委員会 公営企業 水道課	三鴨公民館 小学校(4校) 中学校(2校) 議会事務局 選挙管理委員会 監査委員事務局 農業委員会 公営企業 上下水道課 部屋出張所	公営企業 水道課 赤津支所 (平成21年6月15日をもって廃止とし、 戸籍証明・住基証明・納税証明の発行業務 を6月より赤津郵便局に委託)	

【具体的な調整内容】

新市の行政組織・機構については、

- ① 従来の行政サービスを低下させない組織・機構
- ② 市民にとって分かりやすく、利用しやすい組織・機構
- ③ 地方分権や新たな行政課題に柔軟かつ的確に対応できる組織・機構
- ④ 指揮命令系統が明快な組織・機構
- ⑤ 簡素で効率的な組織・機構

を目指す必要があることから、

- 1 新市の行政組織・機構は、既存の庁舎の活用を図ることを前提に、総合支所方式を採用するものとし、総合支所の組織については、現地解決型の地域振興を図ることができ体制を確保するとともに、市民サービスに急激な変化をきたすことのないように配慮するものとする。
- 2 合併時における組織については、栃木市を参考に部制を執るものとする。
- 3 合併の前日において存する支所、出張所等については、新市に引き継ぐものとする。

協議第16号

合併協定項目14 一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、協議を求める。

平成21年9月16日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目14 一部事務組合等の取扱い
調整方針	<p>1 栃木地区広域行政事務組合については、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p> <p>2 佐野地区衛生施設組合については、藤岡町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p> <p>3 栃木県市町村総合事務組合については、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p> <p>4 栃木県後期高齢者医療広域連合については、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p>

	<p>5 栃木広域中小企業勤労者福祉サービスセンターについては、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p> <p>6 栃木県南公設地方卸売市場事務組合については、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p> <p>7 下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会については、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p>
--	---

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式 1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 4 一部事務組合等の取扱い	関係項目	1. 栃木地区広域行政事務組合																																				
調整の方針	栃木地区広域行政事務組合については、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日新たに加入する。																																						
現 況		具体的な調整内容																																					
<p>○栃木地区広域行政事務組合に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織の名称 栃木地区広域行政事務組合 ・目的 一市町で処理することが困難な事務あるいは広域で取り組んだ方が効率的な事務を、共同で処理する。 ・構成団体 栃木市、大平町、都賀町、岩舟町、藤岡町、西方町 ・共同処理事務 <ul style="list-style-type: none"> ①栃木地区広域市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施の連絡調整に関する事務（全市町） ②ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務（全市町） ③消防に関する事務（消防団に関する事務を除く）（栃木市、大平町、都賀町、藤岡町、西方町） ④液化石油ガス設備工事届の受理に関する事務（栃木市、大平町、都賀町、藤岡町、西方町） ⑤し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務（栃木市、大平町、都賀町、西方町） ・経費負担割合 <table border="0" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td>・議会総務費</td> <td>均等割 2 5 %、人口割 7 5 %</td> <td>・衛生費（清掃）</td> <td>人口割 2 5 %、処理量割 7 5 %</td> </tr> <tr> <td>・衛生費（し尿）</td> <td>人口割 1 0 0 %</td> <td>・消防費</td> <td>均等割 1 7 %、人口割 8 3 %</td> </tr> </table> ・管理者等 <table border="0" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td>管理者</td> <td colspan="3">関係市町の長が互選（現行 管理者 栃木市長、職務代理者 大平町長）</td> </tr> <tr> <td>副管理者</td> <td colspan="3">関係市町の長が互選（現行 管理者以外の長）</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td colspan="3">管理者が関係市町の会計管理者のうちから任命（現行 栃木市会計管理者）</td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td colspan="3">管理者が組合議会の同意を得て選任 有識見 1 人（現行 大平町代表監査委員）、議選 1 人（現行 都賀町議会議長）</td> </tr> </table> ・組合議会議員 <table border="0" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td>定 数</td> <td colspan="3">1 4 人（市 4 人、各町 2 人）</td> </tr> <tr> <td>選 出</td> <td colspan="3">関係市町の議会の議長及び関係市町の議会において当該議会の議員のうちから選挙された者</td> </tr> <tr> <td>議長等</td> <td colspan="3">組合の議会において選挙（現行 議長 栃木市議会議長、副議長 大平町議会議長）</td> </tr> </table> 		・議会総務費	均等割 2 5 %、人口割 7 5 %	・衛生費（清掃）	人口割 2 5 %、処理量割 7 5 %	・衛生費（し尿）	人口割 1 0 0 %	・消防費	均等割 1 7 %、人口割 8 3 %	管理者	関係市町の長が互選（現行 管理者 栃木市長、職務代理者 大平町長）			副管理者	関係市町の長が互選（現行 管理者以外の長）			会計管理者	管理者が関係市町の会計管理者のうちから任命（現行 栃木市会計管理者）			監査委員	管理者が組合議会の同意を得て選任 有識見 1 人（現行 大平町代表監査委員）、議選 1 人（現行 都賀町議会議長）			定 数	1 4 人（市 4 人、各町 2 人）			選 出	関係市町の議会の議長及び関係市町の議会において当該議会の議員のうちから選挙された者			議長等	組合の議会において選挙（現行 議長 栃木市議会議長、副議長 大平町議会議長）			<p>新市においても栃木地区広域行政事務組合に加入する。ただし、藤岡町のし尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務は、現行のとおり佐野地区衛生施設組合で処理する。</p>	
・議会総務費	均等割 2 5 %、人口割 7 5 %	・衛生費（清掃）	人口割 2 5 %、処理量割 7 5 %																																				
・衛生費（し尿）	人口割 1 0 0 %	・消防費	均等割 1 7 %、人口割 8 3 %																																				
管理者	関係市町の長が互選（現行 管理者 栃木市長、職務代理者 大平町長）																																						
副管理者	関係市町の長が互選（現行 管理者以外の長）																																						
会計管理者	管理者が関係市町の会計管理者のうちから任命（現行 栃木市会計管理者）																																						
監査委員	管理者が組合議会の同意を得て選任 有識見 1 人（現行 大平町代表監査委員）、議選 1 人（現行 都賀町議会議長）																																						
定 数	1 4 人（市 4 人、各町 2 人）																																						
選 出	関係市町の議会の議長及び関係市町の議会において当該議会の議員のうちから選挙された者																																						
議長等	組合の議会において選挙（現行 議長 栃木市議会議長、副議長 大平町議会議長）																																						

合併協定項目	1 4 一部事務組合等の取扱い	関係項目	2. 佐野地区衛生施設組合
調整の方針	佐野地区衛生施設組合については、藤岡町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日新たに加入する。		
現 況		具体的な調整内容	
<p>○佐野地区衛生施設組合に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織の名称 佐野地区衛生施設組合 ・目的 一市町で処理することが困難な事務あるいは広域で取り組んだほうが効率的な事務を、共同で処理する。 ・構成団体 佐野市、岩舟町、藤岡町 ・共同処理事務 <ul style="list-style-type: none"> ①し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務 ②斎場の設置及び管理運営に関する事務 ・経費負担割合 <ul style="list-style-type: none"> 議会総務費 佐野市 50% 岩舟町・藤岡町 25% 衛生費（し尿） 処理人口割 斎場費 火葬件数実績（過去3年間の合計） ・管理者等 <ul style="list-style-type: none"> 管理者 関係市町の長が互選（現行 組合長 佐野市長） 副管理者 関係市町の長が互選（現行 組合長以外の長） 会計管理者 組合長が組織市町の会計管理者のうちから任命（現行 佐野市会計管理者） 監査委員 組織市町の監査委員のうちから任命（現行 岩舟町・藤岡町監査委員） ・組合議会議員 <ul style="list-style-type: none"> 定数 12人（佐野市 6人 岩舟町 3人 藤岡町 3人） 選出 組織市町の議会において当該議会の議員のうちから選挙 議長等 組合の議会において選挙（現行 議長 佐野市） 		<p>新市においても佐野地区衛生施設組合に加入する。ただし、共同処理事務を行う区域は、藤岡町の区域とする。</p>	

合併協定項目	1 4 一部事務組合等の取扱い	関係項目	3. 栃木県市町村総合事務組合																															
調整の方針	栃木県市町村総合事務組合については、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。																																	
現 況			具体的な調整内容																															
<p>○栃木県市町村総合事務組合（地方自治法第 285 条に基づく一部事務組合） 目的…栃木県内の市町の事務の一部を共同処理することを目的とする。 構成する市町等…14 市 16 町 15 一部事務組合</p> <p>【共同処理する事務の区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①次に掲げる災害に係る損害補償 <ul style="list-style-type: none"> ・消防組織法第 24 条第 1 項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償 ・消防法第 36 条の 3 第 1 項の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償 ・水防法第 6 条の 2 第 1 項の規定による水防団長及び水防団員に係る損害補償 ・水防法第 45 条の規定による水防に従事した者に係る損害補償 ・災害対策基本法第 84 条第 1 項の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償 ②消防組織法第 25 条の規定による非常勤消防団員に対する退職報償金の支給 ③地方自治法第 204 条第 2 項に規定する常勤の職員に対する退職手当の支給 ④地方公務員災害補償法第 7 章に規定する市町村の議会の議員の公務上又は通勤による災害に対する補償 ⑤栃木県自治会館の設置、管理及び運営 			<p>新市においても、栃木県市町村総合事務組合に加入する。</p> <p>①②③⑤の事務については、新市において共同処理する。</p> <p>④の事務については、合併時まで調整する。</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>共同処理事務区分・実施状況</th> <th>栃 木 市</th> <th>大 平 町</th> <th>藤 岡 町</th> <th>都 賀 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 災害に係る損害補償</td> <td>共同処理</td> <td>共同処理</td> <td>共同処理</td> <td>共同処理</td> </tr> <tr> <td>② 非常勤消防団員に対する退職報償金の支給</td> <td>共同処理</td> <td>共同処理</td> <td>共同処理</td> <td>共同処理</td> </tr> <tr> <td>③ 常勤の職員に対する退職手当の支給</td> <td>独自に処理</td> <td>共同処理</td> <td>共同処理</td> <td>共同処理</td> </tr> <tr> <td>④ 市町村の議会議員の公務災害補償</td> <td>独自に処理</td> <td>共同処理</td> <td>共同処理</td> <td>共同処理</td> </tr> <tr> <td>⑤ 栃木県自治会館の設置、管理及び運営</td> <td>共同処理</td> <td>共同処理</td> <td>共同処理</td> <td>共同処理</td> </tr> </tbody> </table>			共同処理事務区分・実施状況	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	① 災害に係る損害補償	共同処理	共同処理	共同処理	共同処理	② 非常勤消防団員に対する退職報償金の支給	共同処理	共同処理	共同処理	共同処理	③ 常勤の職員に対する退職手当の支給	独自に処理	共同処理	共同処理	共同処理	④ 市町村の議会議員の公務災害補償	独自に処理	共同処理	共同処理	共同処理	⑤ 栃木県自治会館の設置、管理及び運営	共同処理	共同処理	共同処理	共同処理		
共同処理事務区分・実施状況	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町																														
① 災害に係る損害補償	共同処理	共同処理	共同処理	共同処理																														
② 非常勤消防団員に対する退職報償金の支給	共同処理	共同処理	共同処理	共同処理																														
③ 常勤の職員に対する退職手当の支給	独自に処理	共同処理	共同処理	共同処理																														
④ 市町村の議会議員の公務災害補償	独自に処理	共同処理	共同処理	共同処理																														
⑤ 栃木県自治会館の設置、管理及び運営	共同処理	共同処理	共同処理	共同処理																														

合併協定項目	1 4 一部事務組合等の取扱い	関係項目	4. 栃木県後期高齢者医療広域連合
調整の方針	栃木県後期高齢者医療広域連合については、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日新たに加入する。		
現 況		具体的な調整内容	
<p>○栃木県後期高齢者医療広域連合（地方自治法第 284 条に基づく広域連合）</p> <p>目 的…後期高齢者医療を実施するため栃木県内の市町で組織し、その事務を実施する。</p> <p>構成する市町等…14 市 16 町</p> <p>概 要… これまでの老人保健制度に代わり、平成 20 年 4 月から新しい『後期高齢者医療制度』がはじまりました。これに伴い、被保険者となる 75 歳以上の後期高齢者等については、国民健康保険や被用者保険から脱退し、独立した後期高齢者医療制度に加入（移行）することになりました。 この後期高齢者医療制度の運営をするため、栃木県内の 30 市町すべてが加入した『栃木県後期高齢者医療広域連合』が平成 19 年 2 月 1 日に設立されました。</p> <p>事 務 内 容…①被保険者の資格の管理に関する事務 ②医療給付に関する事務 ③保険料の賦課に関する事務 ④保健事業に関する事務 ⑤その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</p>		栃木県内の市町で組織しているため、新市においても栃木県後期高齢者医療広域連合に加入する。	

様式 1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 4 一部事務組合等の取扱い	関係項目	5. 栃木広域中小企業勤労者福祉サービスセンター																
調整の方針	栃木広域中小企業勤労者福祉サービスセンターについては、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。																		
現 況																			
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	具体的な調整内容															
<p>○栃木広域中小企業勤労者福祉サービスセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業概要 <ul style="list-style-type: none"> ①在職中の生活安定に関する事業 ②健康の維持増進に関する事業 ③自己啓発、余暇活動に関する事業 外 ・ 実施団体：1市5町 栃木市、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、西方町 ・ 加入状況、負担金 <table border="1" data-bbox="170 821 1639 919" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>栃 木 市</th> <th>大 平 町</th> <th>藤 岡 町</th> <th>都 賀 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入状況会員数</td> <td>439 人</td> <td>216 人</td> <td>87 人</td> <td>102 人</td> </tr> <tr> <td>市町負担金</td> <td>4,379 千円</td> <td>1,532 千円</td> <td>960 千円</td> <td>721 千円</td> </tr> </tbody> </table>						栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	加入状況会員数	439 人	216 人	87 人	102 人	市町負担金	4,379 千円	1,532 千円	960 千円	721 千円
	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町															
加入状況会員数	439 人	216 人	87 人	102 人															
市町負担金	4,379 千円	1,532 千円	960 千円	721 千円															

合併協定項目	1 4 一部事務組合等の取扱い	関係項目	6. 栃木県南公設地方卸売市場事務組合																
調整の方針	栃木県南公設地方卸売市場事務組合については、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。																		
現 況																			
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	具体的な調整内容															
<p>○栃木県南公設地方卸売市場事務組合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 生鮮食料品等を地域住民に安定的に供給するために公設市場を運営する。 ・構成市町 3市7町 小山市、栃木市、下野市、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、西方町 ・H20負担割合、負担金 <table border="1" data-bbox="159 762 1630 863" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">栃 木 市</th> <th style="text-align: center;">大 平 町</th> <th style="text-align: center;">藤 岡 町</th> <th style="text-align: center;">都 賀 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>負担割合</td> <td style="text-align: center;">23.40%</td> <td style="text-align: center;">1.85%</td> <td style="text-align: center;">1.38%</td> <td style="text-align: center;">0.96%</td> </tr> <tr> <td>市町負担金</td> <td style="text-align: center;">111,113 千円</td> <td style="text-align: center;">8,785 千円</td> <td style="text-align: center;">6,553 千円</td> <td style="text-align: center;">4,558 千円</td> </tr> </tbody> </table>						栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	負担割合	23.40%	1.85%	1.38%	0.96%	市町負担金	111,113 千円	8,785 千円	6,553 千円	4,558 千円
	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町															
負担割合	23.40%	1.85%	1.38%	0.96%															
市町負担金	111,113 千円	8,785 千円	6,553 千円	4,558 千円															

様式 1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 4 一部事務組合等の取扱い	関係項目	7. 下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会
調整の方針	下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会については、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。		
現 況			
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
<p>○下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会</p> <p>目 的 社会教育法第 5 条第 1 4 号の事務を行う視聴覚ライブラリーの運営等に関する事務を共同して、管理し、及び執行する。</p> <p>構成市町 壬生町、野木町、岩舟町、小山市、下野市、栃木市、大平町、藤岡町、都賀町</p> <p>教材・機材 1 6 ミリ映写機 6 台他 1 6 ミリフィルム 4 8 0 本他</p> <p>講習会 1 6 ミリ映写機技術者養成講習会（年 3 回）</p> <p>その他 広報下視ラの発行（年 2 回） 教材目録の配布（年 1 回）</p> <p>設 立 昭和 5 3 年 1 0 月</p>			<p>具体的な調整内容</p> <p>下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p>

協議第 17 号

合併協定項目 15 使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いについて、協議を求める。

平成 21 年 9 月 16 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 15 使用料、手数料等の取扱い
調整方針	<p>使用料、手数料等については、負担公平の原則及び受益者負担の原則に基づき次により調整する。</p> <p>1 ・施設使用料等は、原則として現行のとおりとする。ただし、目的が同一又は類似する施設の使用料等については、合併後に再編又は調整する。</p> <p>・その他の使用料については、合併時に統合又は再編する。ただし、占用許可期間等については、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合又は再編する。</p> <p>2 手数料は、原則として合併時に統一する。</p>

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 5 使用料、手数料等の取扱い	関係項目	
調整の方針	<p>使用料、手数料等については、負担公平の原則及び受益者負担の原則に基づき次により調整する。</p> <p>1 ・施設使用料等は、原則として現行のとおりとする。ただし、目的が同一又は類似する施設の使用料等については、合併後に再編又は調整する。</p> <p>・その他の使用料については、合併時に統合又は再編する。ただし、占有許可期間等については、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合又は再編する。</p> <p>2 手数料は、原則として合併時に統一する。</p>		

(1) 使用料等の総括表

・施設使用料等 (※印は使用料が無料の施設)

No.	項目	現 況				具体的な調整の内容
		栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	隣保館・集会所	※栃木市厚生センター	大平町隣保館使用料	—	—	施設の利用形態に差異があるため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
		※栃木市皆川城内集会所	大平町集会所 (榎本・伯仲・真弓・西水代・富田) 使用料	藤岡町集会所 (都賀・富吉) 使用料	—	
		※栃木市新栃木コミュニティ会館	—	—	—	
		※栃木市第4地区コミュニティセンター	—	—	—	
2	集会施設	—	—	藤岡町遊水池会館使用料	—	現行のとおりとする。
3	公営墓地	栃木市聖地公園永代使用料	—	藤岡町中根墓地永代使用料 藤岡町太田墓地永代使用料	都賀町聖地公園永代使用料	現行のとおりとする。

No.	項目	現況				具体的な調整の内容
		栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
4	斎場	栃木市斎場使用料	—	(参考) 佐野地区衛生施設組合		栃木市斎場の使用料を新市に適用する。
5	福祉関係施設	栃木市保健福祉センター使用料	大平町健康福祉センター(ゆうゆうプラザ) 利用料金	藤岡町福祉センター使用料	都賀町保健センター使用料	現行のとおりとする。
		栃木市老人福祉センター(長寿園、泉寿園、大寿園、福寿園) 利用料金	大平町地域福祉センター(ふるさとふれあい館) 利用料金	藤岡町渡良瀬の里使用料	都賀町老人憩いの家白寿荘使用料	
		—	—	※藤岡町高齢者生きがいセンター	※あいあいプラザ	
6	商工関係観光施設	栃木市勤労者総合福祉センター利用料金	—	—	—	現行のとおりとする。ただし、類似施設については、合併後に調整する。
		—	かかしの里使用料	—	つかの里使用料	
		—	大平町まちづくり交流センター(プラッツおおひら) 利用料金	—	—	
		栃木市倭町駐車場利用料金	—	—	—	
		とちぎ山車会館入館料	—	—	—	
とちぎ蔵の街観光館利用料金	—	—	—	—		
7	農林関係施設	※栃木市農村振興総合センター	大平町東地区農村センター使用料	—	—	現行のとおりとする。ただし、類似施設については、合併後に調整する。
		—	大平町農村婦人の家使用料	—	—	
		—	大平町西地区農産加工所使用料	藤岡町農産加工センター使用料	—	
		—	—	藤岡町道の駅みかも使用料	—	
		出流ふれあいの森利用料金	—	—	—	
—	—	わたらせふれあい市民農園利用料	—			
8	公営住宅	栃木市営住宅等使用料	大平町営住宅等使用料	藤岡町営住宅使用料	—	市(町) 営住宅等の使用料は、公営住宅法に基づく家賃算定基準により計算されるため、合併時には町営住宅の家賃は上昇することから、合併時に家賃上昇を緩和するための措置を講じ、調整する。 改良住宅使用料については、合併時まで調整する。

No.	項目	現況				具体的な調整の内容
		栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
9	上下水道関係施設	—	—	藤岡町城山コミュニティセンター 使用料	—	合併時は現行のとおりとし、合併後に社会教育施設等へ再編する。
10	資料館・美術館	※栃木市郷土参考館	大平町歴史民俗資料館使用料	※藤岡町歴史民俗資料館	※都賀町歴史民俗資料館	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 現行のとおりとする。
		とちぎ蔵の街美術館観覧料	—	—	—	
		—	大平町郷土資料館（白石家戸長屋敷）使用料	—	—	
		※下野国庁跡資料館	—	—	—	
		※星野遺跡地層たんけん館	—	—	—	
		※星野遺跡憩いの森	—	—	—	
11	文化会館	栃木市文化会館利用料金	おおひら町民ホール使用料	藤岡町文化会館使用料	都賀町産業文化会館使用料	文化会館使用料については、各市町で使用料に差異があるため各市町の現状を踏まえ、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
12	コミュニティセンター	※栃木市コミュニティセンター（第3地区・第4地区・第5地区・第6地区）	—	—	都賀町コミュニティセンター（大柿・木・南部）使用料	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
13	学校施設	学校施設使用料（特別教室）	※学校施設（特別教室）	—	—	合併時に再編する。
		学校施設使用料（体育施設・夜間照明）	学校施設使用料（体育施設・夜間照明）	※学校施設（体育施設・夜間照明）	学校施設使用料（体育施設・夜間照明）	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
14	公民館	栃木市中央公民館使用料	大平町中央公民館使用料	藤岡町中央公民館使用料	都賀町中央公民館使用料	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
		栃木市地区公民館（大宮・皆川・吹上・寺尾・国府）使用料	大平町地区公民館（南・西）使用料	藤岡町公民館（藤岡・部屋・赤麻・三鴨）使用料	—	
15	勤労者体育施設	栃木勤労者体育センター利用料金	—	—	—	現行のとおりとする。
16	体育施設	栃木市総合運動公園利用料金	大平町運動公園使用料	藤岡町渡良瀬運動公園使用料 三鴨スポーツ広場使用料 藤岡町スポーツふれあいセンター使用料	都賀町町民運動場使用料 都賀町総合運動場使用料	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
		—	大平町体育館使用料 大平町南体育館使用料	藤岡町総合体育館使用料	都賀町体育センター使用料	
		—	大平町武道館使用料	藤岡町弓道場使用料	—	

・その他の使用料

No.	項 目	現 況				具体的な調整の内容
		栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	行政財産目的外使用料	<p>行政財産目的外使用料</p> <p>【使用料】 別途定められた金額を徴収(例: 電気通信事業法施行令第2条)</p> <p>使用料の算出は、土地については、固定資産評価額相当の額に4/100(営利目的は5/100)を乗じた額(年額)</p> <p>建物については、建物の評価額に7/100(営利目的は8/100)を乗じ、更に105/100を乗じた額(年額)</p> <p>【許可の概要】 ①金融機関(ATM) ②金融機関(市金庫窓口) ③職員労働組合事務室、掲示板 ④職員労働組合売店、自動販売機</p>	<p>行政財産目的外使用料</p> <p>【使用料】 別途定められた金額を徴収(例: 電気通信事業法施行令第2条)</p> <p>使用料の算出は、土地については、固定資産評価額相当の額に4/100(営利目的は5/100)を乗じた額(年額)</p> <p>建物については、建物の評価額に7/100(営利目的は8/100)を乗じ、当該建物の敷地に係る土地使用料相当額を加え、更に105/100を乗じた額(年額)</p> <p>【許可の概要】 ①職員労働組合事務室 ②自動販売機 ③卓上型電話機</p>	<p>行政財産目的外使用料</p> <p>【使用料】 別途定められた金額を徴収(例: 電気通信事業法施行令第2条)</p> <p>使用料の算出は、土地については、固定資産評価額相当の額に4/100(営利目的は5/100)を乗じた額(年額)</p> <p>建物については、建物の評価額に7/100(営利目的は8/100)を乗じ、当該建物の敷地に係る土地使用料相当額を加え、更に105/100を乗じた額(年額)</p> <p>【許可の概要】 ①自動販売機(別途設置に関する契約あり)</p>	<p>行政財産目的外使用料</p> <p>【使用料】 別途定められた金額を徴収(例: 電気通信事業法施行令第2条)</p> <p>使用料の算出は、土地については、固定資産評価額相当の額に4/100(営利目的は5/100)を乗じた額(年額)</p> <p>建物については、建物の評価額に7/100(営利目的は8/100)を乗じ、当該建物の敷地に係る土地使用料相当額を加え、更に105/100を乗じた額(年額)</p> <p>【許可の概要】 ①自動販売機(別途設置に関する契約あり)</p>	<p>行政財産使用料条例は、栃木市・大平町のみであり、使用料の算出方法や減免の規定に一部差異がみられたため、合併時に再編する。</p>
2	天幕使用料	<p>天幕使用料</p> <p>1張1日につき1,100円</p>	—	—	—	<p>栃木市の例により、合併時に統合する。</p>

No.	項 目	現 況				具体的な調整の内容
		栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
3	道路占用料	<p>道路占用料</p> <p>【目的】 道路を占用しようとする場合は、道路占用許可申請を市長に提出し、許可を受けなければならない。 その際に、占用許可を受けた者より占用料を徴収する。</p> <p>現在の占用許可期限 平成25年3月31日 占用期間 5年</p> <p>【平成19年度新規申請実績】 道路占用許可申請件数 224件 道路占用廃止届件数 33件</p> <p>【更新申請実績】 許可更新件数 250件</p>	<p>道路占用料</p> <p>【目的】 道路を占用しようとする場合は、道路占用許可申請を町長に提出し、許可を受けなければならない。 その際に、占用許可を受けた者より占用料を徴収する。</p> <p>現在の占用許可期限 平成22年3月31日 平成27年3月31日 占用期間 10年</p> <p>【平成19年度実績】 道路占用許可申請件数 22件 道路占用廃止届件数 8件</p> <p>【更新申請実績】 許可更新件数 0件</p>	<p>道路占用料</p> <p>【目的】 道路を占用しようとする場合は、道路占用許可申請を町長に提出し、許可を受けなければならない。 その際に、占用許可を受けた者より占用料を徴収する。</p> <p>現在の占用許可期限 平成24年3月31日 平成22年3月31日 占用期間 10年</p> <p>【平成19年度新規申請実績】 道路占用許可申請件数 16件 道路占用廃止届件数 1件</p> <p>【更新申請実績】 許可更新件数 1件</p>	<p>道路占用料</p> <p>【目的】 道路を占用しようとする場合は、道路占用許可申請を町長に提出し、許可を受けなければならない。 その際に、占用許可を受けた者より占用料を徴収する。</p> <p>現在の占用許可期限 各年度末に期限切れ有り 占用期間 5年及び10年</p> <p>【平成19年度新規申請実績】 道路占用許可申請件数 35件 道路占用廃止届件数 1件</p> <p>【更新申請実績】 許可更新件数 0件</p>	<p>道路法施行令に基づき、合併時に新市の占用料を設定する。ただし、更新時期を統一するため、占用許可期間等については、移行措置として当面の間現行のとおりとし、栃木市の例により合併後に統合する</p>

No.	項目	現況				具体的な調整の内容
		栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
4	法定外公共物使用料	<p>法定外公共物使用料</p> <p>【内容】 法定外公共物(里道・水路等)を使用しようとする場合は、法定外公共物使用許可申請を市長に提出し、許可を受けなければならない。その際に、使用許可を受けた者より使用料を徴収する。</p> <p>【平成19年度新規申請実績】 法定外公共物使用許可申請件数 116件 法定外公共物使用廃止届件数 20件</p> <p>【更新申請実績】 使用許可更新件数(水路) 331件 使用許可更新件数(道路) 41件</p> <p>現在の占用許可期限 平成25年3月31日 占用許可期間 5年</p> <p>水路 528円/㎡</p>	<p>法定外公共物使用料</p> <p>【内容】 法定外公共物(里道・水路等)を使用しようとする場合は、法定外公共物使用許可申請を町長に提出し、許可を受けなければならない。その際に、使用許可を受けた者より使用料を徴収する。</p> <p>【平成19年度新規申請実績】 法定外公共物使用許可申請件数 8件 法定外公共物使用廃止届件数 2件</p> <p>【更新申請実績】 使用許可更新件数 0件</p> <p>現在の占用許可期限 平成22年3月31日 平成27年3月31日 占用許可期間 10年</p> <p>水路 110円/㎡</p>	<p>法定外公共物使用料</p> <p>【内容】 法定外公共物(里道・水路等)を使用しようとする場合は、法定外公共物使用許可申請を町長に提出し、許可を受けなければならない。その際に、使用許可を受けた者より使用料を徴収する。</p> <p>【平成19年度新規申請実績】 公共物使用許可申請件数 7件 公共物使用廃止届件数 0件</p> <p>【更新申請実績】 使用許可更新件数(水路) 1件 使用許可更新件数(道路) 0件</p> <p>現在の占用許可期限 平成22年3月31日 平成23年3月31日 平成24年3月31日 占用許可期間 3~10年</p> <p>水路 100円/㎡</p>	<p>法定外公共物使用料</p> <p>【内容】 法定外公共物(里道・水路等)を使用しようとする場合は、法定外公共物使用許可申請を町長に提出し、許可を受けなければならない。その際に、使用許可を受けた者より使用料を徴収する。</p> <p>【平成19年度新規申請実績】 法定外公共物使用許可申請件数 6件 法定外公共物使用廃止届件数 0件</p> <p>【更新申請実績】 使用許可更新件数(水路) 0件 使用許可更新件数(道路) 0件</p> <p>現在の占用許可期限 平成22年3月31日 平成23年3月31日 平成24年3月31日 平成25年3月31日 平成28年3月31日 占用許可期間 5年及び10年 水路 110円/㎡</p>	<p>類似団体の例を参考に合併時に再編する。ただし、更新時期を統一するため、占用許可期間等については、移行措置として当面の間現行のとおりとし、栃木市の例により合併後に統合する。</p>

No.	項 目	現 況				具体的な調整の内容
		栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
5	都市公園制限行為の許可による使用料	<p>公園内制限行為の許可による使用料</p> <p>【内容】</p> <p>公園内において所定の行為をしようとする場合は、市長の許可を受けなければならない。その際に、使用料を徴収する。</p> <p>①行商、募金その他これらに類する行為をすること</p> <p>②業として写真又は映画を撮影すること</p> <p>③興行を行うこと</p> <p>④競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること</p> <p>⑤花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること</p> <p>【行為の許可による使用料】</p> <p>①行商等敷地を臨時占用する事業 日額60円/㎡</p> <p>②興行を行うとき 日額50円/㎡</p> <p>③競技会、展示会、博覧会、集会等 その他これらに類する行為 日額20円/㎡</p>	<p>公園内制限行為の許可による使用料</p> <p>【内容】</p> <p>公園内において所定の行為をしようとする場合は、町長の許可を受けなければならない</p> <p>①行商、募金これらに類する行為をすること</p> <p>②業として写真又は、映画を撮影すること</p> <p>③興行を行うこと</p> <p>④競技会、展示会、博覧会その他これに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して使用すること</p> <p>【行為の許可による使用料】</p> <p>①行商、募金これらに類する行為をすること 1日当たり 520円</p> <p>②業として写真又は、映画を撮影すること 1日当たり 520円</p> <p>③興行を行うこと 1日当たり5,250円</p> <p>④競技会、展示会、博覧会その他これに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して使用すること 1日当たり5,250円</p>	<p>公園内制限行為の許可による使用料</p> <p>【内容】</p> <p>公園内において所定の行為をしようとする場合は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>①行商、募金その他これらに類する行為をすること</p> <p>②業として写真又は映画を撮影すること</p> <p>③興行を行うこと</p> <p>④競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること</p> <p>⑤花火等の火気を使用すること</p> <p>【行為の許可による使用料】 規定なし</p>	<p>公園内制限行為の許可による使用料</p> <p>【内容】</p> <p>公園内において所定の行為をしようとする場合は、町長の許可を受けなければならない。その際に、使用料を徴収する。</p> <p>①行商、募金、その他これに類する行為をすること。</p> <p>②業として写真又は、映画を撮影すること</p> <p>③興行を行うこと</p> <p>④競技会、展示会、博覧会その他これに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して使用すること</p> <p>【行為の許可による使用料】</p> <p>①行商、募金、その他これに類する行為をすること。 1日当たり 500円</p> <p>②業として写真又は映画を撮影すること。 1日当たり 500円</p> <p>③興行を行うこと 1日当たり3,000円</p> <p>④競技会、展示会、その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。1日当たり3,000円</p>	合併時に栃木市の例により統合する。

No.	項 目	現 況				具体的な調整の内容
		栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
6	公園占用料	<p>公園占用使用料</p> <p>【内容】 都市公園等に公園施設以外の工作物等を設けて公園を占用しようとする場合は、管理者の許可を受けなければならない。その際に、使用料を徴収する。</p> <p>【使用料】 1 都市公園条例に基づく使用料</p> <p>①電柱 年額 1,600 円/本 ②電話柱 年額 930 円/本 ③公衆電話所 年額 1,400 円/個 ④一時通路敷地 月額 60 円/m² ⑤一時材料置場 月額 90 円/m² ⑥板囲及び足場掛 月額 90 円/m² ⑦標柱類 月額 50 円/本</p> <p>2 行政財産使用料条例に基づく使用料</p> <p>①本柱 年額 180 円/本 ②支線又は支柱 年額 180 円/本 ③付属設備 年額 180 円/本 ④その他の設備 年額 180 円/1.7 m²ごと</p>	<p>公園占用料</p> <p>【内容】 都市公園等に公園施設以外の工作物等を設けて公園等を占用しようとする場合は、管理者の許可を受けなければならない。占用料については、大平町道路占用料徴収条例に準じて徴収する。</p> <p>【使用料】 1 大平町道路占用料徴収条例に基づくもの（主なもの）</p> <p>①電柱 年額 1,200 円/本 ②電話柱 年額 690 円/本 ③その他の電柱 年額 53 円/本 ④土地 1 m² 月額 110 円/m²</p>	<p>公園占用料</p> <p>【内容】 都市公園等に公園施設以外の工作物等を設けて公園を占用しようとする場合は、管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>【使用料】 規定なし</p>	<p>公園占用料</p> <p>【内容】 都市公園等を占用しようとする場合は、都市公園法、都賀町都市公園条例、都賀町都市公園条例施行規則に基づき、公園占用許可申請を町長に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>【使用料】 規定なし</p>	<p>栃木市の例により合併時に統合する。ただし、占用許可期間等については、当面の間現行のとおりとし、栃木市の例により合併後に統合する。</p>

No.	項目	現 況				具体的な調整の内容
		栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
6	公園占用料	<p>3 公園使用料条例に基づく使用料</p> <p>①土地 1 m²につき 月額 10 円以上 50 円以下</p> <p>②臨時売店 1 m²につき 日額 20 円以上 50 円以下</p>				
7	公園施設の設置許可による使用料	<p>公園施設の設置許可による使用料</p> <p>【内容】 公園管理者以外の者が、都市公園等に公園施設を設け、または管理しようとするときは公園管理者の許可が必要である。その際に使用料を徴収する。</p> <p>【施設設置に伴う使用料】 ①施設の種類を問わず 月額 40 円/m²</p>	<p>公園施設の設置許可による使用料</p> <p>【内容】 公園管理者以外の者が、都市公園等に公園施設を設け、また管理しようとするときは、公園管理者の許可が必要である。その際に使用料を徴収する。</p> <p>【施設設置に伴う使用料】 使用料条例なし 行政財産使用料条例に基づくもの 自動販売機の設置 年額 1 台 10,000 円</p>	<p>公園施設の設置許可による使用料</p> <p>【内容】 公園管理者以外の者が、都市公園等に公園施設を設け、また管理しようとするときは、公園管理者の許可が必要である。</p> <p>【施設設置に伴う使用料】 規定なし</p>	<p>公園施設の設置許可による使用料</p> <p>【内容】 公園管理者以外の者が、都市公園等に公園施設を設け、また管理しようとするときは、公園管理者の許可が必要である。</p> <p>【施設設置に伴う使用料】 規定なし</p>	<p>栃木市の例により合併時に統合する。占用許可期間等については、当面の間現行のとおりとし、栃木市の例により合併後に統合する。</p>

(2) 手数料

①現行のとおりとするもの

項 目	現 況				具体的な調整内容
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
軽自動車税納税証明(継続検査用)	無料	無料	無料	無料	現行のとおりとする。
戸籍謄抄本の交付手数料	450円/1通	450円/1通	450円/1通	450円/1通	現行のとおりとする。
除籍・改製原戸籍謄抄本の交付手数料	750円/1通	750円/1通	750円/1通	750円/1通	現行のとおりとする。
戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	350円/1件	350円/1件	350円/1件	350円/1件	現行のとおりとする。
除籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	450円/1件	450円/1件	450円/1件	450円/1件	現行のとおりとする。
戸籍の受理証明書の交付手数料	350円/1通 上質紙 1,400円/1通	350円/1通 上質紙 1,400円/1通	350円/1通 上質紙 1,400円/1通	350円/1通 上質紙 1,400円/1通	現行のとおりとする。
戸籍の届出書その他市町長の受理した書類の閲覧手数料	350円/1件	350円/1件	350円/1件	350円/1件	現行のとおりとする。
臨時運行の許可手数料	750円/1両	750円/1両	750円/1両	750円/1両	現行のとおりとする。
聖地公園管理手数料	聖地公園管理手数料 1,000円/㎡/年	なし	中根墓地・大田墓地管理手数料 5㎡ 500円/年	聖地公園管理手数料 10㎡ 5,000円/年 6㎡ 3,000円/年	現行のとおりとする。
犬の登録手数料	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	現行のとおりとする。
犬の鑑札の再交付手数料	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	現行のとおりとする。
狂犬病予防注射済票の交付手数料	550円	550円	550円	550円	現行のとおりとする。
狂犬病予防注射済票の再交付手数料	340円	340円	340円	340円	現行のとおりとする。
煙火消費申請手数料	7,900円/1件	7,900円/1件	7,900円/1件	7,900円/1件	現行のとおりとする。

項 目	現 況				具体的な調整内容
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条に基づく鳥獣飼養許可証の交付、更新、再交付手数料	3,400円/1件	3,400円/1件	3,400円/1件	3,400円/1件	現行のとおりとする。
林業種苗法第10条第1項に基づく生産事業者の登録申請の審査手数料	6,400円/1件	6,400円/1件	6,400円/1件	6,400円/1件	現行のとおりとする。
林業種苗法第13条第1項に基づく生産事業者の登録証の書換え手数料	3,500円/1件	3,500円/1件	3,500円/1件	3,500円/1件	現行のとおりとする。
林業種苗法第13条第2項に基づく生産事業者の登録証の再交付手数料	3,000円/1件	3,000円/1件	3,000円/1件	3,000円/1件	現行のとおりとする。
租税特別措置法に基づく優良宅地造成の認定に関する手数料	86,000円/1件 ほか	86,000円/1件 ほか	86,000円/1件 ほか	86,000円/1件 ほか	現行のとおりとする。
認可地縁団体印鑑登録証明手数料	200円/1通	200円/1通	200円/1通	200円/1通	現行のとおりとする。
所得に関する証明	200円/1件	200円/1件	200円/1件	200円/1件	現行のとおりとする。
納税に関する証明	200円/1件	200円/1件	200円/1件	200円/1件	現行のとおりとする。
営業(所在)証明	200円/1件	200円/1件	200円/1件	200円/1件	現行のとおりとする。
固定資産課税台帳に記載のない旨の証明	200円/1件	200円/1件	200円/1件	200円/1件	現行のとおりとする。
不在籍証明、不在住証明手数料	200円/1通	200円/1通	200円/1通	200円/1通	現行のとおりとする。
広域交付住民票の交付手数料	200円/1通	200円/1通	200円/1通	200円/1通	現行のとおりとする。
戸籍の附票の写しの交付手数料	200円/1通	200円/1通	200円/1通	200円/1通	現行のとおりとする。
身分証明書の交付手数料	200円/1通	200円/1通	200円/1通	200円/1通	現行のとおりとする。

項 目	現 況				具体的な調整内容
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
印鑑登録証の交付手数料	200 円/1 通	200 円/1 通	200 円/1 通	200 円/1 通	現行のとおりとする。
印鑑登録証明書の交付手数料	200 円/1 通	200 円/1 通	200 円/1 通	200 円/1 通	現行のとおりとする。
住民票の閲覧手数料	200 円/1 件 (1 人 30 分以内を 1 件とし 30 分を超えるごとに 200 円を加算する。)	200 円/1 件 (1 人 30 分以内を 1 件とし 30 分を超えるごとに 200 円を加算する。)	200 円/1 件 (1 人 30 分以内を 1 件とし 30 分を超えるごとに 200 円を加算する。)	200 円/1 件 (1 人 30 分以内を 1 件とし 30 分を超えるごとに 200 円を加算する。)	現行のとおりとする。
その他の証明手数料	200 円/1 件	200 円/1 件	200 円/1 件	200 円/1 件	現行のとおりとする。
埋火葬許可証再発行手数料	200 円/1 件	200 円/1 件	200 円/1 件	200 円/1 件	現行のとおりとする。
都市計画に関する証明手数料	200 円/1 件	200 円/1 件	200 円/1 件	200 円/1 件	現行のとおりとする。

②合併時に再編するもの

項 目	現 況				具体的な調整内容
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
土地及び家屋に関する評価、 公課及び所有証明	200 円/1 件 土地 5 筆又は家屋 5 棟 1 筆又は 1 棟増すごとに 20 円を 加算する	200 円/1 件 土地 6 筆又は家屋 6 棟 1 枚をもって 1 件とする	200 円/1 件 土地 3 筆又は家屋 1 名義 土地は 1 枚をもって 1 件とし、 家屋は 1 名義をもって 1 件とす る	200 円/1 件 土地 5 筆又は家屋 5 棟 1 枚をもって 1 件とする	合併時に再編する。 証明書 1 枚(土地 5 筆又は家 屋 5 棟) をもって 1 件 200 円とし、また 1 枚増すごとに 100 円を加算する。
粗大ごみ手数料	①容量及び重量が比較的少なく収 集効率が良いもの 自転車、いす等 1,000 円 ②容量及び重量が標準的なもの ステレオ、机、家具等 2,000 円 ③容量及び重量が比較的多く収集 効率が悪いもの ベッド、大型 家具等 3,000 円 ④容量及び重量が多く収集効率が 極めて悪いもの 応接セット、ベッド (ダブル) 4,000 円 ⑤特定家庭用機器再商品化法第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用 機器 ア テレビ (25 インチ未満) 1,900 円 (25 インチ以上) 3,200 円 イ 洗濯機 2,000 円	①自転車、ストーブ等 500 円 ②ステレオ、テレビ、家具等 1,000 円 ③ベッド、大型家具等 3,000 円	①自転車、いす等 500 円 ②ステレオ、机、家具等 1,000 円 ③ベッド、大型家具等 2,000 円 ④応接セット、ベッド (ダブル) 3,000 円	①容量及び重量が比較的 少なく収集効率が良いもの 自転車、いす等 500 円 ②容量及び重量が標準的なもの ステレオ、机、家具等 1,000 円 ③容量及び重量が比較的多く収集 効率が悪いもの ベッド、大型 家具等 2,000 円 ④容量及び重量が多く収集効率が 極めて悪いもの 応接セット、 ベッド (ダブル) 3,000 円 ⑤特定家庭用機器再商品化法第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用 機器 ア テレビ (25 インチ未満) 1,900 円 (25 インチ以上) 3,200 円 イ 洗濯機 2,100 円	各市町の収集品目、料金 等に差異があることから、 合併時に再編する。

項 目	現 況				具体的な調整内容
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
	ウ 冷蔵庫 (300リットル未満) 2,700円 (300リットル以上) 3,900円 エ エアコン 3,400円			ウ 冷蔵庫 (300リットル未満) 2,700円 (300リットル以上) 3,900円 エ エアコン 3,400円	
農業関係証明手数料	農用地証明 200円 登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の所得についての証明 200円	農用地証明 200円 登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の所得についての証明 200円	農業証明手数料 200円	無料	新市において、同じ内容の証明手数料が、地区によって差がでないよう、合併時に再編する。

③いずれかの市町の例により合併時に統合するもの

・栃木市・大平町・都賀町の例によるもの

項目	現況				具体的な調整内容
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
住宅用家屋証明	1,300円/1件	1,300円/1件	200円/1件	1,300円/1件	栃木市・大平町・都賀町の例により合併時に統合する。
住民票の交付、住民票記載事項証明手数料	200円/1通	200円/1通	200円/1件 5人を1件とし端数は1件として計算する	200円/1通	栃木市・大平町・都賀町の例により合併時に統合する。

・栃木市・藤岡町・都賀町の例によるもの

項目	現況				具体的な調整内容
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
認可地縁団体告示事項証明手数料	200円/1件	無料	200円/1件	200円/1件	栃木市・藤岡町・都賀町の例により合併時に統合する。

・大平町・藤岡町・都賀町の例によるもの

項目	現況				具体的な調整内容
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
住民税決定証明手数料	400円/1件	200円/1件	200円/1件	200円/1件	大平町・藤岡町・都賀町の例により合併時に統合する。

・栃木市・大平町の例によるもの

項 目	現 況				具体的な調整内容
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
地籍図写の証明	200 円/1 件(枚) A3 版	200 円/1 件(枚) A3 版	200 円/1 件(枚) B4 版	200 円/1 件(枚)A3 版 100 円/1 件(枚)B4 版	栃木市・大平町の例により合併時に統合する。
し尿汲み取り手数料	<p>普通手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 (人員制) 世帯人員 1 人につき 1 か月 350 円 ・加算料金 ア 回数割 世帯人員 1 人につき 1 回 165 円 イ 特殊加算金 特殊便槽 (無臭トイレ等) を使用している場合 1 回につき 500 円 <p>特別手数料 不特定多数の人が使用する事業所等や特殊事情により普通手数料が不適切な場合 目盛 (18 リットル) 165 円</p>	<p>普通手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 (人員制) 世帯人員 1 人につき 1 か月 350 円 ・加算料金 ア 回数割 世帯人員 1 人につき 1 回 165 円 イ 特殊加算金 特殊便槽 (無臭トイレ等) を使用している場合 1 回につき 500 円 <p>特別手数料 不特定多数の人が使用する事業所等や特殊事情により普通手数料が不適切な場合 目盛 (18 リットル) 165 円</p>	<p>人員制による手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 世帯人員 1 人につき 1 か月 330 円 ・特殊料金 1 か月に 2 回以上収集する場合は、2 回目より世帯人員 1 人につき 1 回 660 円 ・加算料金 無臭トイレの場合 620 円増 無臭トイレで 1 箇月に 2 回以上収集する場合は、2 回目より世帯人員 1 人につき 1 回 620 円増 <p>従量制による手数料(便槽使用者が不特定多数の事業所及び人員制による手数料では不適切な一般世帯) 36 リットルにつき 310 円 36 リットル未満の場合は、36 リットルとみなす。</p>	<p>人員制による手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 世帯人員 1 人につき 1 か月 350 円 ・特殊料金 1 か月に 2 回以上収集する場合は、2 回目より世帯人員 1 人につき 1 回 165 円 便槽が 2 か所以上の場合 1 か所増すごとに 150 円 ・加算料金 特殊便槽 1 回につき 500 円 <p>従量制による手数料(便槽使用者が不特定多数の事業所及び人員制による手数料では不適切な一般世帯) 18 リットルにつき 165 円 18 リットル未満の場合は、18 リットルとみなす。</p>	<p>栃木市・大平町の例により合併時に統合する。</p>

・栃木市・都賀町の例によるもの

項 目	現 況				具体的な調整内容
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
課税台帳、土地台帳閲覧	200 円/1 件(冊)	200 円/1 件 1 人 30 分以内を 1 件とし、30 分を超えるごとに 200 円を加算する	200 円/1 件	200 円/1 件 (冊)	栃木市・都賀町の例により合併時に統合する。
除籍の廃棄証明手数料	無料	200 円	200 円	無料	栃木市・都賀町の例により合併時に統合する。

・栃木市の例によるもの

項 目	現 況				具体的な調整内容
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
住民基本台帳カードの交付手数料	500円/1件 ただし、平成23年3月31日までは無料（65歳以上の者及び身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者については無料）	500円/1件	500円/1件	500円/1件	栃木市の例により合併時に統合する。
改葬許可手数料	200円/1件	なし	なし	なし	栃木市の例により合併時に統合する。
一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処理の業の許可申請手数料	許可申請 12,000円 許可証再交付申請 4,000円 浄化槽清掃業申請 12,000円	許可申請 8,000円 変更許可申請 4,000円 許可証再交付申請 2,000円 浄化槽清掃業申請 4,000円	許可申請 2,000円 変更許可申請 2,000円 許可証再交付申請 1,000円 浄化槽清掃業申請 2,000円	許可申請 10,000円 変更許可申請 10,000円 許可証再交付申請 5,000円 浄化槽清掃業申請 10,000円	栃木市の例により合併時に統合する。
動物の死体処理手数料	1,000円/1体	なし	なし	なし	栃木市の例により合併時に統合する。
特定事業許可申請手数料	特定事業許可申請手数料 許可申請 52,000円 変更許可申請 33,000円 譲受許可申請 33,000円	小規模特定事業許可申請手数料 許可申請 26,000円 変更許可申請 16,500円	小規模特定事業許可申請手数料 許可申請 26,000円 変更許可申請 16,500円	小規模特定事業許可申請手数料 許可申請 26,000円 変更許可申請 16,500円	栃木市の例により合併時に統合する。
市町道等に係る証明（閲覧）手数料	200円/1件	無料	200円/1件	100円/1枚（B4） 200円/1枚（A4） 200円/1冊（閲覧）	栃木市の例により合併時に統合する。
優良住宅の認定事業 新築住宅の床面積の合計	6,200円 100㎡以下 8,600円 100㎡を超え500㎡以下 13,000円 500㎡を超え2,000㎡以下 35,000円 2,000㎡を超え10,000㎡以下 43,000円 10,000㎡を超え50,000㎡以下 58,000円 50,000㎡を超えるもの	6,200円 8,600円	6,200円 8,600円 13,000円 35,000円 43,000円 10,000㎡を超えるもの	6,200円 8,600円 13,000円 35,000円 43,000円	栃木市の例により合併時に統合する。

項 目	現 況					大平町・藤岡町・都賀町	具体的な調整内容
	栃木市						
建築確認申請等手数料	床面積 (㎡)	確認	中間	完了(中間有)	完了(中間無)	県土木事務所で対応	手数料については、栃木市と県が同額であることから、栃木市手数料条例の内容を新市に引継ぐ。
	～30 以内	5,000 円	9,000 円	9,000 円	10,000 円		
	30 超～100 以内	9,000 円	11,000 円	11,000 円	12,000 円		
	100 超～200 以内	14,000 円	15,000 円	15,000 円	16,000 円		
	200 超～500 以内	19,000 円	20,000 円	21,000 円	22,000 円		
	500 超～1,000 以内	34,000 円	33,000 円	35,000 円	36,000 円		
	1,000 超～2,000 以内	48,000 円	45,000 円	47,000 円	50,000 円		
	2,000 超～10,000 以内	140,000 円	100,000 円	110,000 円	120,000 円		
	10,000 超～50,000 以内	240,000 円	160,000 円	180,000 円	190,000 円		
	50,000 超	460,000 円	330,000 円	370,000 円	380,000 円		
エレベーター・エスカレーター	9,000 円	12,000 円	13,000 円				
小荷物専用昇降機	4,000 円	8,000 円	8,000 円				
工作物	8,000 円	9,000 円	9,000 円				
建築基準法に基づく各種証明の発行	200 円/1 件					該当なし	特定行政庁である栃木市の例により合併時に統合する。
検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	床面積 (㎡)					該当なし	特定行政庁である栃木市の例により合併時に統合する。
	～500 以内	15,000 円					
	500 超～1,000 以内	30,000 円					
	1,000 超～2,000 以内	60,000 円					
	2,000 超	120,000 円					
建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	33,000 円/1 件					該当なし	特定行政庁である栃木市の例により合併時に統合する。
仮設建築物建築許可申請手数料	120,000 円/1 件					該当なし	特定行政庁である栃木市の例により合併時に統合する。
その他建築基準法に基づく手数料	構造計算適合性判定手数料 110,000 円～590,000 円 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料 15,000 円～120,000 円 ほか					該当なし	特定行政庁である栃木市の例により合併時に統合する。

項 目	現 況		具体的な調整内容
	栃木市	大平町・藤岡町・都賀町	
都市計画法第29条の規定に基づく開発行為許可申請に対する審査手数料	<ul style="list-style-type: none"> 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 0.1ha未満 8,600円 ～ 10ha以上 300,000円 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為 0.1ha未満 13,000円 ～ 10ha以上 480,000円 その他の開発行為 0.1ha未満 86,000円 ～ 10ha以上 870,000円 	該当なし	合併時に栃木市の例により統合する。
その他都市計画法に基づく手数料	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請に対する審査手数料 46,000円 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく予定建築物等以外の建築等許可申請に対する審査手数料 26,000円 ほか 	該当なし	合併時に栃木市の例により統合する。

・藤岡町の例によるもの

項 目	現 況				具体的な調整内容
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
農業委員会関係証明手数料	無料	無料	200円/1通	無料	藤岡町の例により合併時に統合する。

協議第18号

合併協定項目16 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、協議を求める。

平成21年9月16日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会長 日向野 義幸

項 目	合併協定項目16 公共的団体等の取扱い
調整方針	公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備するよう働きかける。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式 1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 6 公共的団体等の取扱い			関係項目
調整の方針	公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備するよう働きかける。			
主な公共的団体等の現況				
No.	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町
1	栃木市国際交流協会	大平町国際交流協会	—	都賀町国際交流会
2	—	大平町統計推進協議会	—	—
3	婦人防火クラブ（9団体）	大平町女性防火クラブ	藤岡町婦人防火クラブ	都賀町婦人防火クラブ
4	栃木市土地開発公社	—	—	—
5	栃木市篤志寄附功労者援護会	—	—	—
6	栃木市消費者友の会	大平町消費者友の会	藤岡町消費生活友の会	—
7	栃木市自衛隊父兄会	大平町自衛隊父兄会	藤岡町自衛隊父兄会	都賀町自衛隊父兄会
8	栃木市老人クラブ連合会	大平町老人クラブ連合会	藤岡町老人クラブ連合会	都賀町老人クラブ連絡協議会
9	（社）栃木市シルバー人材センター	（社）大平町シルバー人材センター	（社）藤岡町シルバー人材センター	（社）都賀町シルバー人材センター
1 0	栃木市民生委員児童委員協議会	—	—	—
1 1	栃木市母子保健推進協議会	—	藤岡町母子保健推進協議会	—
1 2	栃木商工会議所	—	—	—
1 3	—	大平町商工会	藤岡町商工会	都賀町商工会

主な公共的団体等の現況				
No.	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町
14	(社)栃木市観光協会	大平町観光協会	藤岡町観光協会	つがまち観光協会
15	栃木市水田農業推進協議会	大平町水田農業推進協議会	藤岡町水田農業推進協議会	都賀町水田農業推進協議会
16	栃木市認定農業者協議会	大平町認定農業者連絡協議会	藤岡町認定農業者協議会	都賀町認定農業者協議会
17	—	—	(財)藤岡町農業公社	(財)都賀町農業公社
18	栃木市農村生活研究グループ協議会	大平町農村生活研究グループ協議会	藤岡町農村生活研究グループ協議会	都賀町農村生活研究グループ協議会
19	栃木市青少年クラブ協議会	大平町青少年クラブ協議会	藤岡町青少年クラブ協議会	都賀町青少年クラブ
20	栃木市畜産連絡協議会	大平町畜産振興協議会	藤岡町畜産振興協議会	都賀町家畜防疫推進協議会
21	栃木市林業振興会	—	—	都賀町愛林会
22	栃木市野生鳥獣被害対策連絡協議会	—	—	—
23	栃木市土地改良区連絡協議会	大平町土地改良連絡協議会	藤岡土地改良推進協議会	—
24	栃木市グリーンツーリズム協議会	—	—	—
25	栃木市農業者懇談会（4団体）	—	—	—
26	栃木市農業士会	—	—	—
27	—	大平町集落営農組織連絡協議会	—	—
28	栃木市農村女性会議（11団体）	—	—	—
29	栃木市農業・農村男女共同参画推進委員会	—	—	—
30	—	—	藤岡町同和对策営農集団育成協議会	—

主な公共的団体等の現況				
No.	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町
3 1	栃木市教育会	大平町教育会	藤岡町教育会	都賀町教育会
3 2	栃木市体育協会	大平町体育協会	藤岡町体育協会	都賀町体育協会
3 3	栃木市文化協会	大平町文化協会	—	都賀町文化協会
3 4	栃木市文化団体連絡協議会	—	藤岡町文化団体連絡協議会	—
3 5	栃木市P T A連合会	大平町P T A連合会	藤岡町P T A連合会	都賀町P T A連合会
3 6	栃木市家庭教育オピニオンリーダー会C A R P A	大平町家庭教育オピニオンリーダー会（ほへみのみ会）	藤岡町家庭教育オピニオンリーダーの会（どーなっクラブ）	都賀町家庭教育オピニオンリーダーの会（らっこっこくらぶ）
3 7	栃木市地域女性連絡協議会 各地区女性会	大平町女性の会	—	都賀町地域女性会
3 8	栃木市子ども会育成会連絡協議会	大平町子ども会育成会連絡協議会	藤岡町子ども会育成会連絡協議会	都賀町子ども会育成会連絡協議会
3 9	とちぎユースネットワーク	大平町青年団体連絡会	—	都賀町青年団
4 0	栃木市女性団体連絡協議会	大平町女性団体連絡協議会	藤岡町女性団体連絡協議会	都賀町女性団体連絡協議会
4 1	栃木市手をつなぐ親の会連絡協議会 各小中学校手をつなぐ親の会	大平町手をつなぐ親の会	藤岡町特別支援学級手をつなぐ親の会	都賀町手をつなぐ親の会
4 2	ガールスカウト栃木県第9団	ガールスカウト栃木県第38団	—	—
4 3	栃木ユネスコ協会	—	—	—
4 4	栃木市幼稚園P T A連合会	—	—	—
4 5	「小さな親切」運動栃木支部	—	—	—
4 6	栃木県女性教育推進連絡協議会栃木支部 路の会	—	わたらせ友の会	—
4 7	レクリエーションリーダークラブ	—	—	—
4 8	—	—	ユースリーダーズクラブ	—

協議第 19 号

合併協定項目 17 補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについて、協議を求める。

平成 21 年 9 月 16 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 17 補助金、交付金等の取扱い
調整方針	補助金、交付金等については、その事業目的、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、新市全体の均衡を保つように調整する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い	関係項目	
調整の方針	補助金、交付金等については、その事業目的、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、新市全体の均衡を保つように調整する。		

1 合併時に再編するもの

No.	現 況			
	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
1	消防団互助会補助金	消防団互助会補助金	—	消防団役員運営補助金
2	—	消防団運営補助金	消防団運営補助金	消防団団員補助金
3	—	消防団活性化事業補助金	—	—
4	婦人防火クラブ補助金	女性防火クラブ補助金	—	婦人防火クラブ補助金
5	自主防災組織育成補助金	—	自警消防団ポンプ整備補助金	—
6	—	大平町交通事故防止町民大会補助金	—	—
7	—	—	消費生活リーダー養成講座旅費補助金	※報償費で支出
8	※人間ドック等検診事業（H21年度から委託料）	人間ドック等検診費補助金	人間ドック等（生活習慣病）検診費補助金	人間ドック（成人病）検診費補助金
9	栃木市機械式生ごみ処理機設置費補助金	大平町家庭用生ごみ処理機器購入費補助金 ・電気式生ごみ処理機	藤岡町家庭用生ごみ処理機設置費補助金	都賀町家庭用生ごみ処理機設置費補助金
10	—	大平町住宅用太陽光発電システム設置費補助金	—	—

現 況				
No.	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
11	栃木市し尿収集交付金 ・遠距離し尿収集交付金	—	—	—
12	老人クラブ活動等補助金（単位）	老人クラブ活動等補助金（単位）	老人クラブ活動等補助金（単位）	老人クラブ活動等補助金（単位）
13	老人スポーツ大会助成金	—	—	高齢者生きがい対策事業補助金
14	シルバー人材センター補助金	シルバー人材センター補助金	シルバー人材センター補助金	シルバー人材センター補助金
15	—	—	—	介護員養成研修補助金 （H21 年度新規）
16	地域活動支援センター運営補助金（H21 年度新規）	—	—	—
17	—	社会福祉施設運営費補助金	—	—
18	幼稚園就園奨励費補助金	幼稚園就園奨励費補助金	幼稚園就園奨励費補助金	幼稚園就園奨励費補助金
19	私立幼稚園の助成 ・私立幼稚園教育助成補助金 ・私立幼稚園子育て支援事業費補助金	私立幼稚園の助成 ・私立幼稚園運営費補助事業補助金 ・私立幼稚園子育てランド事業補助金	私立幼稚園の助成 ・私立幼稚園教育助成補助金 ・わんぱく子育てランド事業補助金	私立幼稚園の助成 ・私立幼稚園教育助成補助金
20	幼稚園第三子以降特別補助金	第三子以降保育料支援事業費補助金	—	幼稚園第三子以降特別補助金
21	全国菓子大博覧会補助金	—	—	—
22	栃木県メーデー下都賀地区大会補助金	—	—	—
23	連合栃木下都賀地域協議会福利厚生活動補助金	連合栃木下都賀地域協議会補助金	—	—
24	中小企業融資保証料補助金	中小企業融資保証料補助金	中小企業融資保証料補助金	中小企業融資保証料補助金
25	—	中小企業者利子補給金	—	中小企業融資資金利子補給金
26	・農業近代化資金利子補給金 ・農業近代化資金特別利子補給金 ・農業経営基盤強化資金利子助成金	・農業近代化資金利子補給費	・農業近代化資金利子補給事業補助金 ・農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金	・農業近代化資金利子補給金 ・農業経営基盤強化資金利子補給金 ・農業経営安定資金利子補給金（町単）

現 況				
No.	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
27	市単独土地改良事業補助金	町単独土地改良事業補助金	町単独土地改良事業補助金	—
28	県単独農業農村事業補助金	県単独農業農村事業補助金	県単独農業農村事業補助金	県単独農業農村事業補助金
29	団体営土地改良事業補助金	団体営土地改良事業補助金	団体営土地改良事業補助金	団体営土地改良事業補助金
30	—	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	土地改良施設維持管理適正化事業補助金
31	—	農地・農業施設災害復旧事業補助金	農地・農業施設災害復旧事業補助金	農地・農業施設災害復旧事業補助金
32	—	—	土地改良連絡協議会補助金	—
33	土地区画整理事業補助金（組合）	土地区画整理組合補助金（組合）	土地区画整理事業補助金（組合）	土地区画整理事業補助金
34	栃木市町内公民館建築費補助金	大平町自治会公民館建築費等補助金	藤岡町自治会公民館建設費補助金	都賀町自治会公民館建築費補助金
35	—	—	ユースリーダーズクラブ補助金	—
36	—	—	わたらせ友の会補助金	—
37	栃木市PTA連合会育成補助金	PTA連合会補助金	PTA連合会補助金	PTA連合会補助金
38	ガールスカウト栃木県第9団育成補助金	—	—	—
39	栃木ユネスコ協会育成補助金	—	—	—
40	幼稚園PTA連合会育成補助金	—	—	—
41	家庭教育オピニオンリーダー会育成補助金	—	家庭教育オピニオンリーダーの会（どーなつクラブ）補助金	—

現 況				
No.	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
42	「小さな親切」運動栃木支部育成補助金	—	—	—
43	地域女性連絡協議会育成補助金	—	—	—
44	地区女性会育成補助金	女性の会補助金	—	地域女性会補助金
45	子ども会育成会連絡協議会育成補助金	子ども会育成会連絡協議会補助金	子ども会育成会連絡協議会補助金	子ども会育成会連絡協議会補助金

2 いずれかの市町の例により合併時に統合するもの
 栃木市の例によるもの

No.	現 況			
	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
46	栃木市交通安全協会連絡会補助金	—	—	—
47	栃木市土地開発公社運営費交付金	—	—	—
48	栃木市篤志寄附功労者援護会補助金	—	—	—
49	栃木市市民協働まちづくりファンド助成事業費補助金	—	—	—
50	不妊治療費補助金	不妊治療支援事業補助金	不妊治療費補助金	不妊治療費補助金 (H21 年度新規)
51	栃木市ごみ減量化推進事業補助金 ・コンポスト容器補助金	大平町家庭用生ごみ処理機器購入費補助金 ・コンポスト容器	—	都賀町簡易ごみ処理容器設置費補助金
52	栃木市し尿収集交付金 ・天災を受けた世帯に対するし尿収集手数料交付金	—	—	—
53	民間幼稚園・民間保育園 AED 設置補助金 (H21 年度新規)	—	—	—
54	栃木市幼稚園障がい児教育補助金	—	—	—
55	幼小保連絡協議会交付金	—	—	—
56	農業経営高度化支援事業補助金	—	—	—
57	栃木市ちびっこ広場建設 (補修) 費補助金	—	—	—
58	狭あい道路拡幅整備促進事業補助金	—	—	—
59	木造住宅耐震診断等補助事業補助金	木造住宅耐震診断事業補助金	木造住宅耐震診断補助事業補助金	木造住宅耐震診断等補助事業補助金

現 況				
No.	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
60	水洗便所改造資金融資あっせん	水洗便所改造資金融資あっせん(農業集落排水事業を含む)	水洗便所改造資金融資あっせん	水洗便所改造資金融資あっせん
61	栃木共同高等産業技術学校補助金	—	—	—

大平町の例によるもの

現 況				
No.	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
62	—	民間学童保育施設運営補助金 (H22 年度から実施)	—	—
63	—	定住希望者住宅新築等補助金	—	—

栃木市・大平町の例によるもの

現 況				
No.	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
64	生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助金	生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助金	—	—

栃木市・大平町・藤岡町の例によるもの

現 況				
No.	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
65	家庭用小型合併処理浄化槽設置補助金	浄化槽設置補助金	浄化槽設置補助金	浄化槽設置補助金

3 合併時は現行のとおりとし、合併後に再編するもの

No.	現 況			
	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
66	栃木市国際交流協会補助金	大平町国際交流協会補助金	—	都賀町国際交流事業補助金
67	—	大平町統計推進協議会補助金	—	—
68	—	—	—	頑張る地域・グループ応援事業交付金
69	栃木市同和对策運動団体活動費補助金	人権・同和問題解消のための団体補助金	部落解放同盟藤岡町協議会補助金	—
70	栃木市自治会連合会補助金	大平町自治会長連合会補助金	—	自治会長研修補助金
71	栃木市防犯灯電気料補助金	—	—	都賀町防犯灯電気料補助金
72	栃木地区交通安全協会補助金	栃木地区交通安全協会補助金	藤岡町交通安全協会補助金	栃木地区交通安全協会補助金
73	栃木市自衛隊父兄会育成補助金	—	—	都賀町自衛隊父兄会補助金
74	栃木市消費者友の会補助金	大平町消費者友の会補助金	藤岡町消費生活友の会補助金	—
75	—	—	—	都賀町保健委員会補助金
76	栃木市保健委員連合会交付金	—	—	—
77	老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会補助金
78	更生保護法人栃木明德会補助金	—	—	—
79	—	更生保護女性会補助金	更生保護女性会補助金	更生保護女性会補助金
80	母子寡婦福祉会補助金	母子寡婦福祉会補助金	—	母子寡婦福祉会補助金

No.	現 況			
	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
81	身体障害者福祉心光会補助金	—	—	—
82	—	身体障害者福祉会補助金	身体障害者福祉会補助金	身体障害者福祉会補助金
83	視力障害者福祉会補助金	—	—	—
84	身体障害児者親の会補助金	—	—	—
85	身体障害者スポーツ協会補助金	—	—	—
86	知的障害者育成会栃木支部補助金	—	—	—
87	障害者の自立をめざす会補助金	—	—	—
88	—	心身障害児者親の会補助金	心身障害児(者)親の会補助金	心身障害児者父母の会補助金
89	栃木保護区保護司会栃木市分区補助金	栃木保護区保護司会大平町分区補助金	栃木保護区保護司会藤岡分区補助金	栃木保護区保護司会都賀分区補助金
90	民生委員児童委員協議会等交付金	民生委員児童委員協議会補助金	民生委員児童委員協議会補助金	民生委員児童委員協議会等補助金
91	・遺族連合会補助金 ・傷痍軍人会補助金	遺族会等補助金	遺族会等補助金	遺族会等補助金
92	健康増進事業等推進協力交付金 (市医師会・市歯科医師会を含む)	健康増進事業等推進協力交付金	健康増進事業等推進協力交付金	健康増進事業等推進協力交付金
93	商工会議所事業費補助金	—	—	—

現 況				
No.	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
94	—	商工会補助金	商工会育成事業補助金	商工会運営補助金
95	—	—	栃木法人会藤岡地区会補助金	—
96	栃木市観光協会事業補助金	大平町観光協会補助金	藤岡町観光協会補助金	つがまち観光協会補助金
97	栃木市商店会活性化補助金	—	—	—
98	空き店舗活用促進事業補助金	—	—	—
99	—	産業振興活動支援事業補助金	—	—
100	—	異業種イベント活動補助金	—	—
101	青色申告推進事業費補助金	—	—	—
102	未成年者喫煙防止事業補助金	—	たばこ小売組合補助金	たばこ組合販売促進補助金
103	さつき展示会補助金	—	—	—
104	菊花展示会補助金	—	菊栄会補助金	—
105	山野草展示会補助金	—	—	—
106	盆栽展示会補助金	—	盆栽協会補助金	—
107	企業立地奨励補助金 ・立地奨励補助金 ・用地取得補助金	事業所設置奨励金	—	立地奨励補助金

No.	現 況			
	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
108	—	町内後継者育成奨励金及び就職奨励金	—	—
109	—	産業振興奨励金	—	—
110	—	—	藤岡町農業公社運営補助金	都賀町農業公社運営補助金
111	栃木市認定農業者協議会補助金	大平町認定農業者連絡協議会補助金	藤岡町認定農業者協議会補助金	都賀町認定農業者協議会補助金
112	栃木市農業者懇談会補助金	—	—	—
113	栃木市畜産連絡協議会補助金	—	藤岡町畜産振興協議会補助金	都賀町家畜防疫推進協議会補助金
114	—	大平町青少年クラブ協議会補助金	藤岡町青少年クラブ協議会補助金	—
115	—	大平町農村生活研究グループ協議会補助金	藤岡町農村生活研究グループ協議会補助金	都賀町農村生活研究グループ協議会補助金
116	—	集落営農組織連絡協議会補助金	—	—
117	—	おおひら集落営農プラスワン事業支援補助金 (H21年度新規)	—	—
118	農業用廃ビニール処理補助金	—	—	使用済農業生産資材適正処理補助金
119	—	おおひらマーケットイン推進事業補助金 (H21年度新規)	—	—
120	—	—	生産出荷組合補助金	JAしもつけ都賀園芸部会連絡協議会補助金
121	—	—	特定農産物栽培補助金	—

No.	現 況			
	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
122	—	—	—	都賀町施設園芸産地育成推進会議補助金
123	—	—	—	とちぎ食と農ふれあいフェア出展補助金
124	森林整備事業費補助金 (H21 年度新規)	—	—	—
125	—	—	—	土地改良区運営費補助金
126	—	食育実践事業補助金	—	—
127	道路愛護会補助金 ※市分は報償金	道路愛護会補助金	道路愛護会補助金	道路愛護会補助金
128	河川愛護会補助金	河川愛護会補助金	河川愛護会補助金	河川愛護会補助金
129	夢のある学校づくり補助金 (H21 年度新規)	総合的な学習支援補助金及びマイチャレンジ推進事業補助金	—	—
130	—	—	総合的な学習時間活用補助金	—
131	—	学校職員研修補助金	教職員研修補助金	—
132	障がい児教育研究会研修補助金	—	—	—
133	手をつなぐ親の会連絡協議会育成補助金	手をつなぐ親の会補助金	手をつなぐ親の会補助金	—
134	遠距離通学児童通学費補助金	—	—	—
135	遠距離通学生徒通学費補助金	—	—	通学費補助金
136	—	教育研究所部会活動費補助	教育研究会補助金	教育研究会補助金

現 況				
No.	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
137	—	子どもの安全を守る活動強化事業補助金	—	学校安全ボランティア活動補助金
138	—	進路指導費補助金	進路指導費補助金	進路指導対策補助金
139	—	—	職業指導費補助金	—
140	—	—	町小中学校音楽祭補助金	—
141	—	※青少年派遣事業（委託料）	※中学生海外派遣事業（委託料）	※中学生国際交流事業（委託料） 中学生国際交流受入事業補助金
142	—	人権教育研究校補助金	—	—
143	—	教育会補助金	—	—
144	—	—	町学校体育連盟補助金	町学校体育連盟補助金
145	学校行事（クラブ、部活動）等交付金	特別教育活動補助金（部活動補助金）	クラブ活動育成費補助金	部活動補助金
146	学校体育連盟等主催全国・関東大会出場経費交付金	中学校スポーツ活動費補助金（関東大会以上出場）	—	—
147	各地区児童生徒連絡協議会交付金	—	—	—
148	—	人権教育連絡会補助金	—	—
149	スポーツ振興促進委員会補助金	—	—	—
150	体育協会補助金	体育協会補助金	体育協会補助金	体育協会補助金
151	—	総合型地域スポーツクラブ運営補助金	—	総合型地域スポーツクラブ設立活動助成金

現 況				
No.	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
152	—	野球協会補助金	野球協会補助金	—
153	—	ソフトボール協会補助金	ソフトボール協会補助金	—
154	—	サッカー協会補助金	サッカー協会補助金	—
155	—	ゴルフ協会補助金	ゴルフ連盟補助金	—
156	—	グラウンドゴルフ協会補助金	グラウンドゴルフ協会補助金	—
157	—	バレーボール協会補助金	—	—
158	—	地域のひろばコミュニティづくり連絡協議会補助金	—	—
159	—	子ども会育成会軽スポーツ大会補助金	—	—
160	—	レクリエーション協会補助金	—	—
161	—	スキー協会補助金	—	—
162	—	文化協会補助金	文化団体連絡協議会補助金	文化協会補助金
163	山本有三ふるさと記念館運営補助金	—	—	—
164	栃木市文化祭補助金	文化祭実行委員会補助金	—	—
165	—	納涼祭実行委員会補助金	—	—
166	栃木市指定文化財補助金	大平町指定文化財保存事業費補助金	—	—

現 況				
No.	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
167	文化財山車保存会補助金	—	—	—
168	文化財山車収蔵庫建築費補助金	—	—	—
169	栃木市文化財保護交付金	町指定文化財保護管理謝礼・伝承補助金	—	町指定民俗文化財補助金
170	—	町指定無形文化財伝承補助金	—	—
171	—	—	—	町指定史跡補助金
172	—	—	町指定文化財所有者（管理者）への年間管理費	町指定天然記念物補助金
173	市コミュニティ推進協議会育成補助金	—	—	—
174	コミュニティ推進協議会育成補助金	—	—	—
175	集会所指導事業学習発表会補助金	—	—	—
176	—	—	—	町民盆踊り大会補助金
177	地区文化祭補助金	—	—	—
178	※栃木市青少年問題協議会からの立志式への助成金	立志式補助金	※一般会計で記念品代を予算化している。	※一般会計で記念品代を予算化している。
179	栃木市青少年問題協議会補助金	—	—	—
180	とちぎユースネットワーク補助金	—	—	都賀町青年団補助金
181	栃木市少年補導員会補助金	大平町少年補導員連絡協議会補助金	—	—

現 況				
No.	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
182	—	—	—	都賀町のこどもを育む会補助金
183	栃木市女性団体連絡協議会補助金	大平町女性団体連絡協議会補助金	藤岡町女性団体連絡協議会補助金	都賀町女性団体連絡協議会補助金
184	—	おおひら男女共同参画をすすめる会補助金	—	—
185	—	—	—	都賀町郷土芸能推進委員会補助金

4 合併時は現行のとおりとし、合併後に統合するもの

現 況				
No.	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
186	—	まちな駅ネットワークおおひら運営補助金	—	—
187	—	—	フラワーロード事業補助金	—

5 現行のとおりとするもの

現 況				
No.	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
188	栃木社会保険健康センター承継事業者運営費補助金	—	—	—
189	—	ぐるりおおひらモバイルまちナビ推進協議会補助金	—	—
190	栃木市生活バス路線運行補助金	—	—	—
191	栃木市循環バス運行補助金	—	—	—
192	栃木市公衆浴場設備整備費補助金	—	—	—
193	—	おおひら自然に親しむ会補助金	—	—
194	母親クラブ運営費補助金	—	—	—
195	民間保育園特別保育補助金 ・民間保育所地域子育て支援センター補助金 ・民間保育所延長保育補助金 ・民間保育所1歳児保育補助金 ・民間保育所一時保育補助金 ・民間保育所休日保育補助金	民間保育園特別保育補助金 ・特別保育事業費補助(1歳児保育担当保育士増員費、調理員増員費) ・次世代育成支援対策補助金(延長保育推進事業) ・次世代育成支援対策補助金(延長保育事業) ・特別保育事業費補助金(1歳児保育担当保育士増員費) ・保育対策等促進事業費補助金(一時保育促進事業) ・次世代育成支援対策補助金(家庭支援推進保育事業)	—	—
196	—	民間育児サービス対策事業費補助金	民間育児サービス対策事業費補助金	—
197	幼稚園第二子等保育料減免事業費補助金	幼稚園第二子等保育料減免事業費補助金	幼稚園第二子等保育料減免事業費補助金	幼稚園第二子等保育料減免事業費補助金
198	病院群輪番制病院運営費補助金	病院群輪番制病院運営費負担金	病院群輪番制病院運営費負担金	病院群輪番制病院運営費負担金

No.	現 況			
	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
199	病院群輪番制病院設備整備費補助金	病院群輪番制病院設備整備費負担金	病院群輪番制病院設備整備費負担金	病院群輪番制病院設備整備費負担金
200	フィルムコミッション事業補助金	—	—	—
201	千塚町上川原開発推進協議会補助金 (H21 年度新規)	—	—	—
202	栃木インター周辺開発研究会補助金 (H21 年度新規)	—	—	—
203	神輿連合渡御補助金	—	—	—
204	百八灯流し補助金	—	—	—
205	蔵の街サマーフェスタ補助金	なつこい実行委員会補助金	サマーフェスタ実行委員会補助金	—
206	栃木・蔵の街かど映画祭補助金	—	—	—
207	出流新そばまつり補助金	—	—	—
208	星野自然の里作り行事補助金	—	—	—
209	例幣使街道振興行事補助金	—	—	—
210	栃木市記念館等共通券印刷等補助金	—	—	—
211	・産業と物産展負担金 ・とちぎアグリフェスタ実行委員会負担金	産業祭補助金	産業祭補助金 (H21 年度新規)	まる ³ ごとつがまつり補助金
212	—	さくらまつり実行委員会補助金	—	—
213	—	光と音のページェント補助金	—	—
214	—	—	バルーンレース実行委員会補助金	—

現 況				
No.	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
215	—	—	観光甘藷栽培組合補助金	—
216	—	—	おはやし保存会連合会補助金	—
217	—	—	よさこい藤岡運営委員会補助金	—
218	—	—	どんど焼き保存会補助金	—
219	—	—	—	花まつり仮設ステージ補助金
220	—	—	—	農業融資資金保証料補助金
221	—	農地・水・環境保全向上対策連絡協議会補助金	—	—
222	—	—	排水機場維持管理費補助金	—
223	歴史的町並み景観形成補助金	—	—	—
224	—	—	巴波川西部地区農業集落排水事業推進協議会補助金	—
225	私学振興補助金	—	—	—
226	—	豊かな体験活動推進事業補助金	—	—

6 合併時まで調整するもの

現 況				
No.	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
227	—	—	食品衛生協会栃木支部藤岡分会補助金	—
228	栃木老人ホーム運営事業補助金	—	—	—
229	—	チャイルドシート購入費補助	チャイルドシート購入費補助	チャイルドシート購入費補助

7 合併時は現行のとおりとし、合併後に調整するもの

現 況				
No.	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
230	—	大平町交通安全協会補助金	—	都賀町交通安全協会補助金
231	—	地域安全協会補助金	—	—
232	—	—	藤岡町霊きゅう自動車使用料補助金	—

8 合併時に廃止するもの

現 況				
No.	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
233	—	大平町防犯灯設置費補助金	—	—
234	—	—	—	交通安全こども自転車栃木地区大会出場補助金
235	—	大平町家庭用生ごみ処理機器購入費補助金 ・EMストッカー	—	—
236	—	大平町斎場及びひきょう車使用料補助金	—	—
237	—	生活保護独居老人家庭し尿処理補助金	—	—
238	—	大平町町有墓地運営管理等補助金	—	—
239	献血会連絡協議会補助金	—	—	—

協議第20号

合併協定項目18 町名、字名の取扱いについて

町名、字名の取扱いについて、協議を求める。

平成21年9月16日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会長 日向野 義幸

項 目	合併協定項目18 町名、字名の取扱い
調整方針	町名、字名については、原則として従前のおりとし、 大字を冠する字名は大字を削るものとする。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	18 町名、字名の取扱い			関係項目	
調整の方針	町名、字名については、原則として従前のおりとし、大字を冠する字名は大字を削るものとする。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
万町 (ヨスチヨウ) 倭町 (ヤマトチヨウ) 旭町 (アサヒチヨウ) 室町 (ムロチ) 城内町1丁目 (シヨウナチヨウイチチヨウメ) 城内町2丁目 (シヨウナチヨウニチヨウメ) 神田町 (カンダチヨウ) 本町 (ホンチヨウ) 日ノ出町 (ヒノデチヨウ) 沼和田町 (ヌマワダチヨウ) 河合町 (カワイチヨウ) 片柳町1丁目 (カタヤナギチヨウイチチヨウメ) 片柳町2丁目 (カタヤナギチヨウニチヨウメ) 片柳町3丁目 (カタヤナギチヨウサンチヨウメ) 片柳町4丁目 (カタヤナギチヨウヨンチヨウメ) 片柳町5丁目 (カタヤナギチヨウゴチヨウメ) 湊町 (ミナチヨウ) 富士見町 (フジミチヨウ) 境町 (カイチヨウ) 平井町 (ヒライチヨウ) 菌部町1丁目 (キノベチヨウイチチヨウメ)	大字富田 (オオアサ トミダ) 大字西山田 (オオアサ ニヤマダ) 大字下皆川 (オオアサ シモガカリ) 大字横堀 (オオアサ ヨコホリ) 大字牛久 (オオアサ ウシク) 大字川連 (オオアサ カワヅ) 大字土与 (オオアサ トヨ) 大字藏井 (オオアサクライ) 大字真弓 (オオアサ マユミ) 大字下高島 (オオアサ シモカシマ) 大字上高島 (オオアサ カミカシマ) 大字北武井 (オオアサ キタケイ) 大字新 (オオアサ アライ) 大字西野田 (オオアサ ニシノダ) 大字榎本 (オオアサ エノト) 大字西水代 (オオアサ ニシミズシロ) 大字伯仲 (オオアサ ハクチュウ) 以上17件	大字部屋 (オオアサ ヘヤ) 大字新波 (オオアサ ニハ) 大字石川 (オオアサ イスカイ) 大字帯刀 (オオアサ オビタチ) 大字緑川 (オオアサ リクカハ) 大字西前原 (オオアサ ニシマエハラ) 大字蛭沼 (オオアサ ヒルヌマ) 大字富吉 (オオアサ トヨシ) 大字中根 (オオアサ ナカネ) 大字藤岡 (オオアサ フジノカ) 大字内野 (オオアサ ウチノ) 大字下宮 (オオアサ シモミヤ) 大字赤麻 (オオアサ アカマ) 大字大前 (オオアサ オオマエ) 大字甲 (オオアサ コウ) 大字都賀 (オオアサ ツカ) 大字大田和 (オオアサ オオタワ) 大字太田 (オオアサ オオタ) 以上18件	大字合戦場 (オオアサ カッセンバ) 大字平川 (オオアサ ヒラカハ) 大字升塚 (オオアサ マツツカ) 大字家中 (オオアサ イチカ) 大字原宿 (オオアサ ハラジユク) 大字木 (オオアサ キ) 大字臼久保 (オオアサ ウスクボ) 大字大橋 (オオアサ オオハシ) 大字富張 (オオアサ トシリ) 大字深沢 (オオアサ フカサキ) 大字大柿 (オオアサ オオカキ) 以上11件	町名、字名については、原則として従前のおりとし、大字を冠する字名は大字を削るものとする。 ただし、地域自治区を採用する3町においては、字名の前に、地域自治区の名称を冠することになる。	

現況				具体的な調整内容
栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
菌部町2丁目 (ノノベチョウニチョウメ) 菌部町3丁目 (ノノベチョウサンチョウメ) 菌部町4丁目 (ノノベチョウヨンチョウメ) 入舟町 (イリフネチョウ) 祝町 (イワシチョウ) 柳橋町 (ヤギハシチョウ) 箱森町 (ハコモリマチ) 小平町 (コヒラチョウ) 錦町 (ニシキチョウ) 嘉右衛門町 (カウヱモンチョウ) 泉町 (イズミチョウ) 大町 (オホチョウ) 昭和町 (シヨウワチョウ) 大宮町 (オホミヤマチ) 平柳町1丁目 (ヒラヤナギマチイチチョウメ) 平柳町2丁目 (ヒラヤナギマチニチョウメ) 平柳町3丁目 (ヒラヤナギマチサンチョウメ) 今泉町1丁目 (イマズミマチイチチョウメ) 今泉町2丁目 (イマズミマチニチョウメ) 伸仕上町 (ノビシゲマチ) 藤田町 (フジタマチ) 久保田町 (クボタマチ) 宮田町 (ミヤタマチ) 高谷町 (タカヤマチ) 樋ノ口町 (ヒノクチマチ) 皆川城内町 (ミカヅノシヨウカイマチ) 柏倉町 (カシラクラマチ) 小野口町 (オノグチマチ) 志鳥町 (シトリマチ)				

現況				具体的な調整内容
栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
岩出町 (イワデマチ) 大皆川町 (オホミカマチ) 泉川町 (イズミカマチ) 新井町 (アライマチ) 吹上町 (フキアゲマチ) 細堀町 (ホソボリマチ) 木野地町 (キノジマチ) 川原田町 (カワラダマチ) 野中町 (ノナカマチ) 宮町 (ミヤマチ) 千塚町 (チヅカマチ) 大森町 (オホモリマチ) 仲方町 (ナカカタマチ) 梓町 (アズサマチ) 尻内町 (シラナマチ) 梅沢町 (ウメザマチ) 大久保町 (オホクボマチ) 鍋山町 (ナベヤママチ) 星野町 (ホシノマチ) 出流町 (イズルマチ) 惣社町 (ソウシャマチ) 柳原町 (ヤナギワラマチ) 大光寺町 (オホミツデマチ) 田村町 (タムラマチ) 寄居町 (ヨリエマチ) 国府町 (クニマチ) 大塚町 (オホツカマチ)				
以上77件				

協議第 2 1 号

合併協定項目 1 9 慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会

会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 1 9 慣行の取扱い
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 市章、市旗、市の歌、市の木、市の花、市の鳥については、合併後、新市において定める。2 各種宣言については、従来の宣言を踏まえ、必要なものを合併後、新市において定める。3 市民憲章については、合併後、新市において調整する。4 ・表彰制度については、合併後に再編する。 ・名誉市町民に関することについては、合併後に再編する。なお、これまでの名誉市町民は、継続して新市の名誉市民とする。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	19 慣行の取扱い	関係項目	1. 市章・旗・歌・木・花・鳥	
調整の方針	市章、市旗、市の歌、市の木、市の花、市の鳥については、合併後、新市において定める。			
現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>○市章（徽章） 昭和12年 7月14日制定 (告示第139号)</p> <p>○市旗 昭和50年 9月 1日制定 (告示第49号)</p> <p>○市歌 昭和26年11月制定</p> <p>○市木 : とちのき 昭和52年10月 5日制定 (告示第60号)</p> <p>○市花 : さつき 昭和45年 8月 1日制定 (告示第35号)</p>	<p>○町章（徽章） 平成 3年 5月18日制定 (告示第20号)</p> <p>○町旗 平成 3年 5月18日制定 (告示第21号)</p> <p>○町歌 昭和61年11月制定</p> <p>○町の木 : もくせい 昭和51年11月 2日制定</p> <p>○町の花 : あじさい 昭和51年11月 2日制定</p>	<p>○町章 昭和40年 一般募集</p> <p>○町の木 : けやき 昭和59年11月 6日制定</p> <p>○町の花 : ふじ 昭和59年11月 6日制定</p> <p>○町の鳥 : かも 昭和59年11月 6日制定</p>	<p>○町章 昭和46年10月 1日制定 (告示第14号)</p> <p>○町旗 昭和53年 7月24日制定 (告示第18号)</p> <p>○町木 : つが 昭和58年11月 3日制定 (告示第48号)</p> <p>○町花 : ききょう 昭和58年11月 3日制定 (告示第48号)</p>	<p>合併後、新市において定める。</p>

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	19 慣行の取扱い	関係項目	2. 各種宣言	
調整の方針	各種宣言については、従来の宣言を踏まえ、必要なものを合併後、新市において定める。			
現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>○交通安全都市宣言 昭和37年 3月 6日</p> <p>○世界連邦都市宣言 昭和52年 6月16日</p> <p>○非核平和都市宣言 昭和62年 6月22日</p> <p>○「ゆーあいのまち栃木」福祉都市宣言 平成 6年 6月 6日</p> <p>○環境都市宣言 平成13年 3月14日</p> <p>○男女共同参画都市宣言 平成20年 2月 2日</p>	<p>○非核武装平和宣言 昭和59年 6月26日</p> <p>○ゆとり宣言 平成 2年 6月29日</p> <p>○敬老自治体宣言 平成 9年 6月18日</p> <p>○環境都市宣言 平成12年12月19日</p>	<p>○非核平和都市宣言 昭和59年 9月17日</p> <p>○ゆとり宣言 平成 3年 3月 8日</p> <p>○おとしよりに優しい街づくり交通安全宣言 平成 9年 9月16日</p>	<p>○非核宣言 昭和60年 6月23日</p> <p>○ゆとり創造宣言 平成 2年 9月19日</p> <p>○シートベルト着用推進の町宣言 平成 7年 6月19日</p> <p>○暴力団銃器追放の町宣言 平成 7年 9月21日</p> <p>○お年寄りに優しいまちづくり交通安全宣言 平成 9年 9月24日</p>	<p>合併後、従来の宣言を踏まえ、必要なものを新市において定める。</p>

合併協定項目	19 慣行の取扱い	関係項目	3. 憲章	
調整の方針	市民憲章については、合併後、新市において調整する。			
現 況				
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	具体的な調整内容
<p>○市民憲章 昭和48年 4月 1日制定 (教委告示第13号)</p> <p>わたくしたちは、栃木県名発祥の地である栃木市の市民として、文化的伝統に輝くわがふるさとに誇りをもち、つねに教養を高め、広い視野に立ち、よりよい栃木市をつくるため、みんなで力をあわせて次のことを実践しよう。</p> <p>1 社会の規律を守り、人にめいわくをかけない市民</p> <p>1 歴史を重んじ、自然をたいせつにする市民</p> <p>1 子どもを健全に育て、としよりをうやまう市民</p> <p>1 たがいに助けあい、人にしんせつな市民</p> <p>1 健康で働き、明るい家庭をつくる市民</p>	<p>○町民憲章 昭和51年11月 2日制定</p> <p>めぐまれた自然と、ながい歴史と、伝統のなかにはぐくまれた、素朴で人間味あふれた豊かなまち、わたくしたちはこんな大平町を心から愛し、すばらしい明日の“住みよい健康の町大平”まちづくりのため、この憲章を定めます。</p> <p>1 わたくしたちみんなで、みどりあふれる大平町をつくりましょう。</p> <p>1 わたくしたちみんな、古きよきものを大切にす大平町をつくりましょう。</p> <p>1 わたくしたちみんな、健康で明るい人を育てる大平町をつくりましょう。</p> <p>1 わたくしたちみんな、安心してくらせる大平町をつくりましょう。</p> <p>1 わたくしたちみんな、働くことの意義を大切にす大平町をつくりましょう。</p>	<p>○町民憲章 昭和59年11月 6日制定</p> <p>わたくしたちは、万葉の文化をしのぶ三毳山と水と緑と太陽の輝く平野と、多くの遺跡にめぐまれた藤岡町の町民です。このふるさとを愛し、平和でやささぎのあるまちをつくるため、町民憲章を定めます。</p> <p>1 自然を愛し、緑あふれる美しいまちをつくります。</p> <p>1 健康で仕事にはげみ、活力にみちた明るいまちをつくります。</p> <p>1 人権を尊重し、ふれ合いのあるあたたかいまちをつくります。</p> <p>1 災害や、交通事故のない住みよいまちをつくります。</p> <p>1 教養を深め、文化のかおる心豊かなまちをつくります。</p>	<p>○町民憲章 昭和58年11月 3日制定 (告示第48号)</p> <p>私たちの町は、豊かな自然に恵まれ、先人の残した歴史と伝統があります。</p> <p>私たちは、都賀町民としての誇りと責任をもって、都賀町の現在と未来を築くために、ここに町民憲章を定め、生活実践の指針とします。</p> <p>1 教養を高め、スポーツを愛し文化の創造につとめます。</p> <p>1 年よりを敬い、子どもを健全に育て、幸せな家庭をつくります。</p> <p>1 仕事に創意をこらし、誇りを持ち、喜んで使命を果たします。</p> <p>1 歴史を重んじ、自然を愛し、心豊かな郷土をつくります。</p> <p>1 信頼を深め、きまりを守り、平和な社会をつくります。</p>	<p>合併後、新市において調整する。</p>

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	19 慣行の取扱い	関係項目	4. 顕彰制度	
調整の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰制度については、合併後に再編する。 ・名誉市町民に関することについては、合併後に再編する。なお、これまでの名誉市町民は、継続して新市の名誉市民とする。 			
現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>○表彰制度</p> <p>【概要】 市政功労者表彰等</p> <p>【対象者】 市政の振興発展に特に功労のあった者や徳行に優れた者</p> <p>【表彰時期】 市政功労者等表彰式 5月</p> <p>【経費】 表彰盾・記念品</p>	<p>○表彰制度</p> <p>【概要】 自治功労者表彰等</p> <p>【対象者】 町政振興発展に特に功労のあった者</p> <p>【実施時期】 自治功労者表彰式 1月</p> <p>【経費】 徽章・記念品</p>	<p>○表彰制度</p> <p>【概要】 自治功労者表彰等</p> <p>【対象者】 町政振興発展に特に功労のあった者</p> <p>【実施時期】 自治功労者表彰式 11月3日</p> <p>【経費】 記念品</p>	<p>○表彰制度</p> <p>【概要】 自治功労者表彰等</p> <p>【対象者】 町政振興発展に特に功労のあった者</p> <p>【実施時期】 自治功労者表彰式 11月</p> <p>【経費】 功労章・記念品・食事代</p>	<p>表彰制度については、表彰基準、表彰時期、記念品等に差異があり、その調整、準備に期間を要することから、合併後に再編する。</p>
<p>○名誉市民</p> <p>【概要】 名誉市民の顕彰</p> <p>【対象者】 市民、市に縁故が深い者で、市政発展に多大な功績があり、市議会の同意を得て推挙された者</p> <p>【選考委員会等】 なし</p> <p>【授章者】 5人(物故4人)</p>	<p>○名誉町民</p> <p>【概要】 名誉町民の顕彰</p> <p>【対象者】 町民、町に縁故が深い者で、町政発展に多大な功績があり、町民から深く尊敬されている者で、町議会の同意を得て推挙された者</p> <p>【選考委員会等】 大平町名誉町民選考委員会</p> <p>【授章者】 1人(物故1人)</p>	<p>○名誉町民</p> <p>【概要】 名誉町民の顕彰</p> <p>【対象者】 町民、町に縁故が深い者で、町政発展に多大な功績があり、町民から深く尊敬されている者で、町議会の同意を得て推挙された者</p> <p>【選考委員会等】 藤岡町名誉町民選考委員会</p> <p>【授章者】 3人(物故3人)</p>	<p>○名誉町民</p> <p>【概要】 名誉町民の顕彰</p> <p>【対象者】 町民、町に縁故が深い者で、町政発展に多大な功績があり、町民から深く尊敬されている者で、町議会の同意を得て推挙された者</p> <p>【選考委員会等】 都賀町名誉町民選考委員会</p> <p>【授章者】 0人</p>	<p>名誉市町民に関することについては、推挙の基準及び手続きに差異があることから、合併後に再編する。なお、これまでの名誉市町民は、継続して新市の名誉市民とする。</p>

協議第 2 2 号

合併協定項目 2 0 国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 2 0 国民健康保険事業の取扱い
調整方針	<p>1 ・国民健康保険税の税率及び軽減措置については、合併時は現行のとおりとし、合併後 2 年以内に再編する。</p> <p>・減免措置については、栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>・納期については、栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>2 特定健康診査・特定保健指導については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	20 国民健康保険事業の取扱い			関係項目	1. 国民健康保険税の賦課		
調整の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の税率及び軽減措置については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年以内に再編する。 ・減免措置については、栃木市の例により合併時に統合する。 ・納期については、栃木市の例により合併時に統合する。 						
現況				具体的な調整内容			
栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	税率については、1市3町に差異があるため、市町村の合併の特例等に関する法律第16条の規定を適用し、合併時は現行のとおりとし、合併後2年以内に再編する。			
○税率	○税率	○税率	○税率				
■医療分 所得割 5.7%	■医療分 所得割 6.9%	■医療分 所得割 6.4%	■医療分 所得割 6.5%				
資産割 29.0%	資産割 22.0%	資産割 28.4%	資産割 27.0%				
均等割 23,000円	均等割 24,000円	均等割 21,200円	均等割 18,000円				
平等割 24,500円	平等割 15,000円	平等割 20,000円	平等割 16,800円				
限度額 470,000円	限度額 470,000円	限度額 470,000円	限度額 470,000円				
■支援金分所得割 2.2%	■支援金分所得割 2.0%	■支援金分所得割 1.6%	■支援金分所得割 1.7%				
資産割 10.0%	資産割 10.0%	資産割 7.0%	資産割 7.0%				
均等割 5,000円	均等割 7,000円	均等割 5,300円	均等割 5,000円				
平等割 5,500円	平等割 4,000円	平等割 5,000円	平等割 3,600円				
限度額 120,000円	限度額 120,000円	限度額 120,000円	限度額 120,000円				
■介護分 所得割 2.0%	■介護分 所得割 1.0%	■介護分 所得割 1.5%	■介護分 所得割 1.7%				
資産割 7.2%	資産割 4.4%	資産割 4.6%	資産割 6.0%				
均等割 8,500円	均等割 4,900円	均等割 7,000円	均等割 8,000円				
平等割 6,500円	平等割 3,900円	平等割 5,000円	平等割 6,000円				
限度額 90,000円	限度額 90,000円	限度額 90,000円	限度額 90,000円				
■合計 所得割 9.9%	■合計 所得割 9.9%	■合計 所得割 9.5%	■合計 所得割 9.9%				
(基準総所得金額に対して)	(基準総所得金額に対して)	(基準総所得金額に対して)	(基準総所得金額に対して)				
資産割 46.2%	資産割 36.4%	資産割 40.0%	資産割 40.0%				
(固定資産税額に対して)	(固定資産税額に対して)	(固定資産税額に対して)	(固定資産税額に対して)				
均等割 36,500円	均等割 35,900円	均等割 33,500円	均等割 31,000円				
(一人当たり)	(一人当たり)	(一人当たり)	(一人当たり)				

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
平等割 36,500円 (一世帯当たり) 賦課限度額 680,000円 ■過年度分徴収月 随時	平等割 22,900円 (一世帯当たり) 賦課限度額 680,000円	平等割 30,000円 (一世帯当たり) 賦課限度額 680,000円	平等割 26,400円 (一世帯当たり) 賦課限度額 680,000円	軽減措置については、差異があるため、合併時における現行のとおりとし、合併後2年以内に再編する。 減免については、栃木市の例により合併時に統合する。 栃木市のみ減免要綱を定めている。
○国保税軽減制度 [軽減措置] ・被保険者世帯の所得状況に応じて、均等割・平等割額の軽減を行う (2割・5割・7割軽減) ・被保険者が後期高齢者医療に移行したことにより単身世帯になったとき、医療分と支援分に係る平等割額を5年間半額にする。 ・旧被扶養者の所得割、資産割を免除し、均等割を半額にする。単身世帯のときは、平等割を半額にする。(2年間)	○国保税軽減制度 [軽減措置] ・被保険者世帯の所得状況に応じて、均等割・平等割額の軽減を行う (4割・6割軽減) ・被保険者が後期高齢者医療に移行したことにより単身世帯になったとき、医療分と支援分に係る平等割額を5年間半額にする。 ・旧被扶養者の所得割、資産割を免除し、均等割を半額にする。単身世帯のときは、平等割を半額にする。(2年間)	○国保税軽減制度 [軽減措置] ・被保険者世帯の所得状況に応じて、均等割・平等割額の軽減を行う (4割・6割軽減) ・被保険者が後期高齢者医療に移行したことにより単身世帯になったとき、医療分と支援分に係る平等割額を5年間半額にする。 ・旧被扶養者の所得割、資産割を免除し、均等割を半額にする。単身世帯のときは、平等割を半額にする。(2年間)	○国保税軽減制度 [軽減措置] ・被保険者世帯の所得状況に応じて、均等割・平等割額の軽減を行う (4割・6割軽減) ・被保険者が後期高齢者医療に移行したことにより単身世帯になったとき、医療分と支援分に係る平等割額を5年間半額にする。 ・旧被扶養者の所得割、資産割を免除し、均等割を半額にする。単身世帯のときは、平等割を半額にする。(2年間)	
○国保税減免制度 [減免措置] (1) 災害等により生活が著しく困難となったもの (2) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間に限る。)の属する世帯の世帯主 ア 被保険者の資格を取得した日において65歳以上である者	○国保税減免制度 [減免措置] (1) 天災その他特別の事情がある場合において減免を必要と認める者 (2) 貧困により生活のため公私の扶助を受けている者 (3) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間に限る。)の属する世帯の世帯主	○国保税減免制度 [減免措置] (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受けている者 (2) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間に限る。)の属する世帯の世帯主 ア 被保険者の資格を取得した日において65歳以上である者	○国保税減免制度 [減免措置] (1) 天災、その他減免を必要と認める者 (2) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者 (3) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間に限る。)の属する世帯の世帯主	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者</p> <p>（ア）健康保険法の規定による被保険者</p> <p>（イ）船員保険法の規定による被保険者</p> <p>（ウ）国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員</p> <p>（エ）私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>（オ）健康保険法第 126 条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはりつけるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者</p> <p>（3）その他特別の理由があると市長が認める者</p> <p>栃木市国民健康保険税減免取扱要綱を制定し、条例に規定する減免について、必要な事項を定めている。</p>	<p>ア 被保険者の資格を取得した日において 65 歳以上である者</p> <p>イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者</p> <p>（ア）健康保険法の規定による被保険者</p> <p>（イ）船員保険法の規定による被保険者</p> <p>（ウ）国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員</p> <p>（エ）私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>（オ）健康保険法第 126 条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはりつけるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者</p> <p>（4）その他特別の事情がある者</p>	<p>イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者</p> <p>（ア）健康保険法の規定による被保険者</p> <p>（イ）船員保険法の規定による被保険者</p> <p>（ウ）国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員</p> <p>（エ）私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>（オ）健康保険法第 126 条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはりつけるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者</p> <p>（3）当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>（4）前 2 号に掲げるもののほか、特別の事情がある者</p>	<p>ア 被保険者の資格を取得した日において 65 歳以上である者</p> <p>イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者</p> <p>（ア）健康保険法の規定による被保険者</p> <p>（イ）船員保険法の規定による被保険者</p> <p>（ウ）国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員</p> <p>（エ）私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>（オ）健康保険法第 126 条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはりつけるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>○〔納期〕</p> <p>■賦課期日 4月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期 7月1日から同月31日 ・第2期 8月1日から同月31日 ・第3期 9月1日から同月30日 ・第4期 10月1日から同月31日 ・第5期 11月1日から同月30日 ・第6期 12月1日から同月31日 ・第7期 1月1日から同月31日 ・第8期 2月1日から同月末日 ・現年随時 3月1日から同月31日 ・特別徴収 4月から2月まで年金支払時 <p>■過年度分徴収月 随時</p>	<p>○〔納期〕</p> <p>■賦課期日 4月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期 7月16日から同月31日 ・第2期 8月16日から同月31日 ・第3期 9月16日から同月30日 ・第4期 10月16日から同月31日 ・第5期 11月16日から同月30日 ・第6期 12月16日から同月28日 ・第7期 1月16日から同月31日 ・第8期 2月16日から同月末日 ・現年随時 3月16日から同月31日 ・特別徴収 10月から2月まで年金支払時 <p>■過年度分徴収月 随時</p>	<p>○〔納期〕</p> <p>■賦課期日 4月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期 7月15日から同月31日 ・第2期 8月15日から同月31日 ・第3期 9月15日から同月30日 ・第4期 10月15日から同月31日 ・第5期 11月15日から同月30日 ・第6期 12月15日から同月25日 ・第7期 1月15日から同月31日 ・第8期 2月15日から同月末日 ・現年随時 4月15日から同月30日 ・特別徴収 4月から2月まで年金支払時 <p>■過年度分徴収月 随時</p>	<p>○〔納期〕</p> <p>■賦課期日 4月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期 7月1日から同月31日 ・第2期 8月1日から同月31日 ・第3期 9月1日から同月30日 ・第4期 10月1日から同月31日 ・第5期 11月1日から同月30日 ・第6期 12月1日から同月27日 ・第7期 1月1日から同月31日 ・第8期 2月1日から同月末日 ・現年随時 3月1日から同月31日 ・特別徴収 10月から2月まで年金支払時 <p>■過年度分徴収月 随時</p>	<p>納期については、1市3町とも8期と差異はないが、各期別の納付期間に差異があるため、合併年度は現行のとおりとし、平成22年度から栃木市の例により統合する。</p>

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	20 国民健康保険事業の取扱い	関係項目	2. 特定健康診査・特定保健指導	
調整の方針	特定健康診査・特定保健指導については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。			
現 況				
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	具体的な調整内容
<p>■目的 被保険者の健康保持及び医療費の抑制を図るため、特定健診及び特定保健指導を実施するもの。</p> <p>■概要</p> <p>①特定健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施方法 集団健診及び個別健診方式 ・実施場所 集団 保健福祉センター等 個別 指定検診機関 ・健診項目 厚生労働省の定めたる項目 ・実施時期 4月から翌年1月 ・自己負担額 1,000円（住民税非課税世帯を除く） <p>②特定保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施方法 保健師による直営 ・実施場所 保健福祉センター等 	<p>■目的 被保険者の健康保持及び医療費の抑制を図るため、特定健診及び特定保健指導を実施するもの。</p> <p>■概要</p> <p>①特定健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施方法 集団健診及び個別健診方式 ・実施場所 集団 保健センター 個別 指定検診機関 ・健診項目 厚生労働省の定めたる項目 ・実施時期 5月から翌年2月 ・自己負担額 900円（40歳～64歳、65歳～69歳生活機能評価必要なし） 400円（65歳～69歳生活機能評価同時実施） 無料（70歳～74歳） <p>②特定保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施方法 保健師による直営 ・実施場所 保健福祉センター等 	<p>■目的 被保険者の健康保持及び医療費の抑制を図るため、特定健診及び特定保健指導を実施するもの。</p> <p>■概要</p> <p>①特定健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施方法 集団健診方式 ・実施場所 文化センター・各地区公民館 ・健診項目 厚生労働省の定めたる項目 ・実施時期 4月から12月 ・自己負担額 1,300円（21年度から1,000円） <p>②特定保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施方法 保健師による直営 ・実施場所 保健福祉センター等 	<p>■目的 被保険者の健康保持及び医療費の抑制を図るため、特定健診及び特定保健指導を実施するもの。</p> <p>■概要</p> <p>①特定健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施方法 集団健診方式 ・実施場所 保健センター ・健診項目 厚生労働省の定めたる項目 ・実施時期 5月から翌年1月 ・自己負担額 1,300円（65歳から74歳は無料） <p>②特定保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施方法 積極的支援は直営 動機付け支援は委託 ・実施場所 保健センター 	<p>1市3町とも、健診等の実施方法、自己負担額、検診機関に差異があり調整が必要のため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<ul style="list-style-type: none"> ・健診項目 動機付け支援1回 積極的支援 3ヶ月以上の 継続的な支援 ・実施時期 4月から翌年3月 ・自己負担額 無料 ■対象者 40歳以上74歳の国保被保険者 ■事務手順 <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査の実施に関する計画の策定 ・対象者の把握 ・受診券の発行 ・特定健康診査委託料等の支払い ・特定健康診査等の評価 その他、特定健診・保健指導の実施に関する事務は健康増進課が担当 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診項目 動機付け支援1回 積極的支援 3ヶ月以上の 継続的な支援 ・実施時期 6月から翌年3月 ・自己負担額 無料 ■対象者 40歳以上74歳の国保被保険者 ■事務手順 <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査の実施に関する計画の策定 ・対象者の把握（生活機能評価健診対象者の把握） ・受診券の発行 ・特定健康診査委託料等の支払い ・特定健康診査等の評価 その他、特定健診・保健指導の実施に関する事務は健康増進課が担当 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診項目 動機付け支援1回 積極的支援 3ヶ月以上の 継続的な支援 ・実施時期 4月から翌年3月 ・自己負担額 無料 ■対象者 40歳以上74歳の国保被保険者 ■事務手順 <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査の実施に関する計画の策定 ・対象者の把握 ・通知で受診番号を明記して受診券として代用する ・特定健康診査委託料等の支払い ・特定健康診査等の評価 その他、特定健診・保健指導の実施に関する事務は健康増進課が担当 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診項目 動機付け支援1回 積極的支援 3ヶ月以上の 継続的な支援 ・実施時期 健診の翌々月から実施年度3月 ・自己負担額 無料 ■対象者 40歳以上74歳の国保被保険者 ■事務手順 <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査の実施に関する計画の策定 ・対象者の把握 ・受診券の発行 ・特定健康診査委託料等の支払い ・特定健康診査等の評価 その他、特定健診・保健指導の実施に関する事務は住民課と保健福祉課の合同 	

協議第 2 3 号

合併協定項目 2 1 介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 2 1 介護保険事業の取扱い
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 介護保険事業計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。2 介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。3 地域包括支援センターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 1 介護保険事業の取扱い		関係項目	1. 介護保険事業計画
調整の方針	介護保険事業計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。			
現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>○介護保険事業計画</p> <p>介護保険法の規定により3年に1回介護保険事業計画の見直しを行い、介護保険事業の基本計画を策定する。</p> <p>【概要】</p> <p>高齢者保健福祉計画と一体した「ゆーあい長寿プラン」として、栃木市高齢者福祉計画及び栃木市介護保険事業計画を策定</p> <p>【計画期間】</p> <p>平成21年度から平成23年度</p> <p>【内容】</p> <p>①計画趣旨</p> <p>②介護保険サービス利用見込</p> <p>③施設整備計画 (次期整備予定)</p> <p>特養(広域)、小規模特養、GH等</p> <p>④介護保険料 等</p>	<p>○介護保険事業計画</p> <p>介護保険法の規定により3年に1回介護保険事業計画の見直しを行い、介護保険事業の基本計画を策定する。</p> <p>【概要】</p> <p>高齢者保健福祉計画と一体した「おおひらいきいきプラン」として、大平町高齢者福祉計画及び大平町介護保険事業計画を策定</p> <p>【計画期間】</p> <p>平成21年度から平成23年度</p> <p>【内容】</p> <p>①計画趣旨</p> <p>②介護保険サービス利用見込</p> <p>③施設整備計画 (4期整備予定)</p> <p>小規模特養、GH等</p> <p>④介護保険料 等</p>	<p>○介護保険事業計画</p> <p>介護保険法の規定により3年に1回介護保険事業計画の見直しを行い、介護保険事業の基本計画を策定する。</p> <p>【概要】</p> <p>高齢者保健福祉計画と一体した計画として、藤岡町高齢者福祉計画及び第4期藤岡町介護保険事業計画を策定</p> <p>【計画期間】</p> <p>平成21年度から平成23年度</p> <p>【内容】</p> <p>①計画趣旨</p> <p>②介護保険サービス利用見込</p> <p>③施設整備計画 (第4期施設整備予定)</p> <p>予定なし</p> <p>④介護保険料 等</p>	<p>○介護保険事業計画</p> <p>介護保険法の規定により3年に1回介護保険事業計画の見直しを行い、介護保険事業の基本計画を策定する。</p> <p>【概要】</p> <p>高齢者保健福祉計画と一体した計画として、都賀町高齢者保健福祉計画及び第4期都賀町介護保険事業計画を策定</p> <p>【計画期間】</p> <p>平成21年度から平成23年度</p> <p>【内容】</p> <p>①計画趣旨</p> <p>②介護保険サービス利用見込</p> <p>③施設整備計画 (第4期計画整備予定)</p> <p>多機能、GH等</p> <p>④介護保険料 等</p>	<p>第4期計画が平成21年度から23年度まで計画実行中のため、合併時は現行のとおりとし、23年度の第5期計画策定時に再編する。</p>

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 1 介護保険事業の取扱い			関係項目	2. 介護保険料
調整の方針	介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>○介護保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の納期 7. 8. 9. 10. 11. 12月 ・利用者負担軽減 独自軽減なし ・減免措置 独自減免なし ・4期保険料 8段階設定 21年 基準月額 4,073円 基準年額 48,800円 22年 基準月額 4,131円 基準年額 49,500円 23年 基準月額 4,190円 基準年額 50,200円 <p>第1号被保険者の所得段階別保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1段階 基準額×0.47 市民税非課税世帯 生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者 	<p>○介護保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の納期 7. 8. 9. 10. 11. 12. 1. 2月 ・利用者負担軽減 独自軽減なし ・減免措置 独自減免なし ・4期保険料 8段階設定 21年から23年まで3年間統一 基準月額 4,050円 基準年額 48,600円 <p>第1号被保険者の所得段階別保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1段階 基準額×0.5 町民税非課税世帯 生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者 	<p>○介護保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の納期 7. 8. 9. 10. 11. 12月 ・利用者負担軽減 独自軽減なし ・減免措置 独自減免なし ・4期保険料 7段階設定 21年 基準月額 3,000円 基準年額 36,000円 22年 基準月額 3,050円 基準年額 36,600円 23年 基準月額 3,100円 基準年額 37,200円 <p>第1号被保険者の所得段階別保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1段階 基準額×0.5 町民税非課税世帯 生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者 	<p>○介護保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の納期 7. 8. 9. 10. 11. 12月 ・利用者負担軽減 独自軽減なし ・減免措置 独自減免あり ・4期保険料 9段階設定 21年から23年まで3年間統一 基準月額 3,575円 基準年額 42,900円 <p>第1号被保険者の所得段階別保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1段階 基準額×0.5 町民税非課税世帯 生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者 	<p>第4期計画が平成21年度から23年度まで計画実行中のため、合併時は現行のとおりとし、23年度の第5期計画策定時に再編する。</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
21年 22,900円 22年 23,200円 23年 23,600円 ・第2段階 基準額×0.47 市民税非課税世帯 合計所得金額+課税年金収入額≤80万円 21年 22,900円 22年 23,200円 23年 23,600円 ・第3段階 基準額×0.7 市民税非課税世帯 上記以外 21年 34,200円 22年 34,700円 23年 35,100円 ・第4段階① 基準額×0.9 本人が市民税非課税 合計所得金額+課税年金収入額≤80万円 21年 43,900円 22年 44,600円 23年 45,200円 ・第4段階② 基準額×1.0 本人が市民税非課税 上記以外 21年 48,800円 22年 49,500円 23年 50,200円	21年から23年まで統一 24,300円 ・第2段階 基準額×0.5 町民税非課税世帯 合計所得金額+課税年金収入額≤80万円 21年から23年まで統一 24,300円 ・第3段階 基準額×0.75 町民税非課税世帯 上記以外 21年から23年まで統一 36,500円 ・第4段階①基準額×0.91 本人が町民税非課税 合計所得金額+課税年金収入額≤80万円 21年から23年まで統一 44,300円 ・第4段階② 基準額×1.0 本人が町民税非課税 上記以外 21年から23年まで統一 48,600円	21年 18,000円 22年 18,300円 23年 18,600円 ・第2段階 基準額×0.5 町民税非課税世帯 合計所得金額+課税年金収入額≤80万円 21年 18,000円 22年 18,300円 23年 18,600円 ・第3段階 基準額×0.75 町民税非課税世帯 上記以外 21年 27,000円 22年 27,450円 23年 27,900円 ・第4段階① 基準額×0.85 本人が町民税非課税 合計所得金額+課税年金収入額≤80万円 21年 30,600円 22年 31,110円 23年 31,620円 ・第4段階② 基準額×1.0 本人が町民税非課税 上記以外 21年 36,000円 22年 36,600円 23年 37,200円	21年から23年まで統一 21,500円 ・第2段階 基準額×0.5 町民税非課税世帯 合計所得金額+課税年金収入額≤80万円 21年から23年まで統一 21,500円 ・第3段階 基準額×0.75 町民税非課税世帯 上記以外 21年から23年まで統一 32,200円 ・第4段階① 基準額×0.85 本人が町民税非課税 合計所得金額+課税年金収入額≤80万円 21年から23年まで統一 36,500円 ・第4段階② 基準額×1.0 本人が町民税非課税 上記以外 21年から23年まで統一 42,900円	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<ul style="list-style-type: none"> ・第5段階 基準額×1.2 本人が市民税課税 合計所得金額 125 万円以下 21 年 58,600 円 22 年 59,400 円 23 年 60,300 円 ・第6段階 基準額×1.3 本人が市民税課税 合計所得金額 200 万円未満 21 年 63,500 円 22 年 64,400 円 23 年 65,300 円 ・第7段階 基準額×1.65 本人が市民税課税 合計所得金額 200 万円以上 21 年 80,600 円 22 年 81,700 円 23 年 82,900 円 ・第8段階 基準額×1.9 本人が市民税課税 合計所得金額 500 万円以上 21 年 92,800 円 22 年 94,100 円 23 年 95,500 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・第5段階 基準額×1.2 本人が町民税課税 合計所得金額 125 万円未満 21 年から 23 年まで統一 58,400 円 ・第6段階 基準額×1.4 本人が町民税課税 合計所得金額 200 万円未満 21 年から 23 年まで統一 68,100 円 ・第7段階 基準額×1.5 本人が市民税非課税 合計所得金額 200 万円以上 400 万円未 満 21 年から 23 年まで統一 72,900 円 ・第8段階 基準額×1.7 本人が町民税課税 合計所得金額 400 万円以上 21 年から 23 年まで統一 82,700 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・第5段階 基準額×1.15 本人が町民税課税 合計所得金額 125 万円未満 21 年 41,400 円 22 年 42,090 円 23 年 42,780 円 ・第6段階 基準額×1.25 本人が町民税課税 合計所得金額 200 万円未満 21 年 45,000 円 22 年 45,750 円 23 年 46,500 円 ・第7段階 基準額×1.50 本人が町民税課税 合計所得金額 200 万円以上 21 年 54,000 円 22 年 54,900 円 23 年 55,800 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・第5段階 基準額×1.125 本人が町民税課税 合計所得金額 80 万円未満 21 年から 23 年まで統一 48,300 円 ・第6段階 基準額×1.25 本人が町民税課税 合計所得金額 125 万円未満 21 年から 23 年まで統一 53,600 円 ・第7段階 基準額×1.5 本人が市民税非課税 合計所得金額 125 万円以上 200 万円未 満 21 年から 23 年まで統一 64,400 円 ・第8段階 基準額×1.75 本人が町民税課税 合計所得金額 400 万円未満 21 年から 23 年まで統一 75,100 円 ・第9段階 基準額×2.0 本人が町民税課税 合計所得金額 400 万円以上 21 年から 23 年まで統一 85,800 円 	

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 1 介護保険事業の取扱い	関係項目	3. 地域包括支援センター	
調整の方針	地域包括支援センターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。			
現 況				
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	具体的な調整内容
<p>○地域包括支援センター</p> <p>【センター概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター数 3 箇所 ・運営方法 直営 ・職員数 21 名 (内兼務9名) <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師5名 (市職員) ・社会福祉士4名 市職員1名、事業所より2名、非常勤1名 ・介護支援専門員4名 事業所より2名、非常勤2名 ・その他2名 臨時職員 (看護師) 2名 	<p>○地域包括支援センター</p> <p>【センター概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター数 1 箇所 ・運営方法 委託(大平町社会福祉協議会) ・職員数 5 名 <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師1名 (町から出向) ・社会福祉士1名 ・主任介護支援専門員1名 ・その他2名 	<p>○地域包括支援センター</p> <p>【センター概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター数 1 箇所 ・運営方法 直営 (健康増進課の係として本庁に設置) ・職員数 4 名 <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談員・主任介護支援専門員 1 名(町職員) ・保健師・介護支援専門員1名(町職員) ・社会福祉士1名(町内法人から出向) ・主任介護支援専門員 1 名(町内法人から出向) 	<p>○地域包括支援センター</p> <p>【センター概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター数 1 箇所 ・運営方法 直営 (保健センター内に設置) ・職員数 3 名 <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師1名(町職員) ・介護支援専門員1名(町臨時職員) ・社会福祉士1名(事業所から出向) 	<p>第4期計画が平成21年度から23年度まで計画実行中のため、合併時は現行のとおりとし、23年度の第5期計画策定時に再編する。</p>

協議第 2 4 号

合併協定項目 2 2 消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 2 2 消防団の取扱い
調整方針	1 消防団については、合併時に再編する。 2 団員の定数については、現行のとおりとする。 3 報酬、費用弁償、行事等については、合併時に再編する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

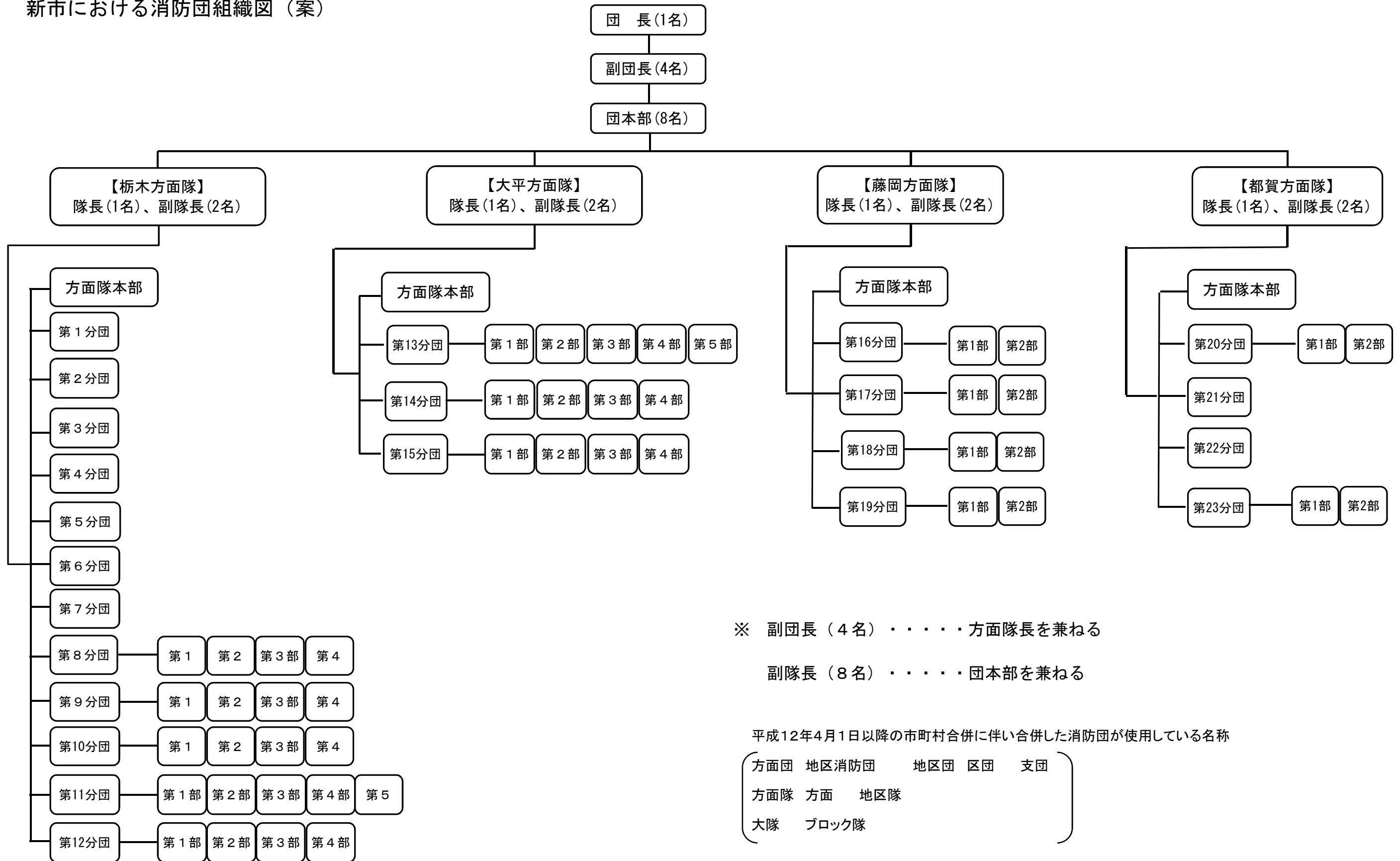
栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 2 消防団の取扱い	関係項目		
調整の方針	1 消防団については、合併時に再編する。 2 団員の定数については、現行のとおりとする。 3 報酬、費用弁償、行事等については、合併時に再編する。			
現 況				
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
○名称 栃木市消防団 ○活動内容等 地域防災の担い手として各種災害に対応（消火活動、警戒活動、水利の巡回、機械・器具点検、火災予防思想の普及） ○組織 1 3 分団 2 1 部体制（本部分団含む） 団 長 1 人 副団長 2 人 分団長 1 3 人 副分団長 1 3 人 部 長 3 7 人 班 長 1 0 2 人 団 員 3 1 7 人 定 数 5 1 0 人 （実員 4 8 5 人）	○名称 大平町消防団 ○活動内容等 地域防災の担い手として各種災害に対応（消火活動、警戒活動、水利の巡回、機械・器具点検、火災予防思想の普及） ○組織 4 分団 1 4 部体制（本部分団含む） 団 長 1 人 副団長 2 人 分団長 4 人 副分団長 4 人 部 長 1 4 人 班 長 1 3 人 団 員 1 3 7 人 定 数 1 7 5 人 （実員 1 7 5 人）	○名称 藤岡町消防団 ○活動内容等 地域防災の担い手として各種災害に対応（水火災活動、警戒活動、水利の巡回、機械・器具点検、火災予防思想の普及） ○組織 4 分団 8 部体制（本部分団無し） 団 長 1 人 副団長 2 人 分団長 4 人 副分団長 4 人 部 長 8 人 班 長 8 人 団 員 1 2 0 人 定 数 1 4 7 人 （実員 1 4 7 人）	○名称 都賀町消防団 ○活動内容等 地域防災の担い手として各種災害に対応（消火活動、警戒活動、水利の巡回、機械・器具点検、火災予防思想の普及） ○組織 4 分団 4 部体制（本部分団無し） 団 長 1 人 副団長 2 人 分団長 4 人 副分団長 4 人 部 長 6 人 班 長 1 2 人 団 員 7 2 人 定 数 1 0 1 人 （実員 1 0 1 人）	先進事例では、合併後も各団が独立して活動する連合方式と、団の一元化を図り組織の結束を強めるための方面隊（支団）方式がある。 新市においては、方面隊（支団）方式により、合併時に再編する。 住民の生命・財産を火災等から守るには、団員の確保が必要なため、団員の定数については、現有定数のとおりとする。

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
○報酬（年額） 団 長 213,000 円 副団長 150,000 円 分団長 98,000 円 副分団長 77,500 円 部 長 63,000 円 班 長 45,500 円 団 員 42,500 円 ○技術員報酬 1人2,200円 1車両4人 ○費用弁償 出動 1回当たり2,000円 訓練 1回当たり2,000円	○報酬（年額） 団 長 237,000 円 副団長 170,000 円 分団長 129,000 円 副分団長 113,500 円 部 長 103,000 円 班 長 82,500 円 団 員 67,000 円 ○費用弁償 出動手当 ・普通出動手当 7回を超えない範囲において1人 1回4,000円 ・水火災等の災害普及 及び警戒出動手当 1人年額5,000円 留守宅報償金 1人年額3,300円	○報酬（年額） 団 長 236,000 円 副団長 154,000 円 分団長 121,000 円 副分団長 105,000 円 部 長 89,000 円 班 長 69,000 円 団 員 52,000 円 ○費用弁償 出動 1回当たり1,500円	○報酬（年額） 団 長 210,000 円 副団長 148,000 円 分団長 115,500 円 副分団長 102,000 円 部 長 84,500 円 班 長 64,500 円 団 員 58,000 円 ○費用弁償 災害出動 消防車1台1回当たり 7,000円 訓 練 団員1人当たり 1日1,600円	報酬、費用弁償、行事等 については、各市町差異が あり一元化の必要がある ため、合併時に再編する。

現況				具体的な調整内容
栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
○行事 4月 新入団員研修会・分団長等号令調整 6月 分団長会議 操法訓練 7月 操法訓練 夏季点検（第一日曜日） 9月 防災訓練 団幹部消防事情視察 研修会 10月 分団長会議 11月 通常点検（第二土曜日） 1月 分団長会議 2月 大火防止消防訓練 （第四日曜日）	○行事 4月 部長以上会議 5月 新入団員礼式訓練・ポンプ車取扱訓練 部長以上会議 利根川水系水防演習幹部研修 6月 各部ポンプ操法訓練 7月 夏季点検（第一日曜日） 綱引き大会親睦事業 8月 部長以上会議 9月 県総合防災訓練視察 防災訓練（第一土曜日） 部長以上会議 10月 各部ポンプ操法訓練 内点検・操法大会 （第三土曜日） 11月 通常点検（第一日曜日） 秋の火災予防運動 12月 防犯・防火診断 1月 部長以上会議 2月 しば焼き 3月 春の火災予防運動	○行事 4月 正副分団長会議 二町合同水防演習打合せ会 5月 正副分団長会議 6月 正副分団長会議 夏季点検 二町合同水防演習 7月 消防団幹部研修会 8月 花火大会警備 9月 正副分団長会議 10月 ポンプ操法講習会 正副分団長会議 内点検・操法大会 11月 秋の火災予防運動 通常点検 12月 防犯・防火診断 1月 正副分団長会議 2月 正副分団長会議 地域防災訓練 3月 春の火災予防運動 正副分団長会議	○行事 4月 役員会（副分団長以上） （改選時辞令交付式4） 5月 レクリエーション大会 （ソフトボール） 6月 役員会（副分団長以上） 7月 夏季点検 8月 普通救命講習会 9月 団役員消防事情視察 研修会 役員会（副分団長以上） 10月 中継送水訓練及び合同 訓練 11月 内点検及び操法大会 通常点検（第三土曜日） 12月 防火防犯診断 1月 役員会（副分団長以上） 3月 役員会（副分団長以上）	

新市における消防団組織図（案）



※ 副団長（4名）・・・方面隊長を兼ねる

副隊長（8名）・・・団本部を兼ねる

平成12年4月1日以降の市町村合併に伴い合併した消防団が使用している名称

- （方面団 地区消防団 地区団 区団 支団
- 方面隊 方面 地区隊
- 大隊 ブロック隊

協議第 2 5 号

合併協定項目 2 3 行政区の取扱いについて

行政区の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 2 3 行政区の取扱い
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 自治会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。2 自治会の連合組織等については、全市的な組織化を目指し、合併後に再編を促進する。3 自治会長等への委嘱、身分の取扱いについては、自治会の意向を尊重しながら合併後に調整する。4 自治会長等及び自治会への報償等については、自治会及び自治会連合組織との協議が必要になることから合併後に再編する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 3 行政区の取扱い	関係項目	
調整の方針	<p>1 自治会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>2 自治会の連合組織等については、全市的な組織化を目指し、合併後に再編を促進する。</p> <p>3 自治会長等への委嘱、身分の取扱いについては、自治会の意向を尊重しながら合併後に調整する。</p> <p>4 自治会長等及び自治会への報償等については、自治会及び自治会連合組織との協議が必要になることから合併後に再編する。</p>		
現 況			
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
<p>○自治会</p> <p>【組織】 一定の区域内の住民等で構成される任意団体</p> <p>【自治会数】 172自治会</p> <p>最小6世帯～最大657世帯</p> <p>平均144世帯</p>	<p>○自治会</p> <p>【組織】 一定の区域内の住民等で構成される任意団体</p> <p>【自治会数】 46自治会</p> <p>最小44世帯～最大577世帯</p> <p>平均194世帯</p>	<p>○自治会</p> <p>【組織】 一定の区域内の住民等で構成される任意団体</p> <p>【自治会数】 104自治会</p> <p>最小6世帯～最大233世帯</p> <p>平均48世帯</p>	<p>○自治会</p> <p>【組織】 一定の区域内の住民等で構成される任意団体</p> <p>【自治会数】 30自治会</p> <p>最小21世帯～最大819世帯</p> <p>平均124世帯</p>
<p>○連合組織</p> <p>【名称】 栃木市自治会連合会</p> <p>【目的】 自治会相互の円満な運営を図り、市政に協力し、住みよい環境をつくり、住民の福祉の増進に寄与すること。</p>	<p>○連合組織</p> <p>【名称】 大平町自治会長連合会</p> <p>【目的】 自治会の円満な運営を図り、町政に協力し、住みよい環境をつくり、住民の福祉の増進に寄与すること。</p>	<p>○連合組織</p> <p>全町的な連合組織はないが、旧町村の区域で2つの組織がある。</p> <p>【名称】 藤岡地区自治会長会 三鴨地区自治会長会</p> <p>【目的】 各地区において自治会長間の連絡調整を図るとともに、親睦を深めること。</p>	<p>○自治会長組織</p> <p>【名称】 都賀町自治会長会</p> <p>【目的】 自治会長間の連絡調整を図るとともに、会費を徴収し慶弔等の付き合いを行う。</p>
具体的な調整内容			
<p>自治会の組織、区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>自治会の連合組織については、組織化に差異があり、新市の協働のまちづくりを推進するため、自治会連合組織の意向を尊重しながら、全市的な組織化について合併後に調整する。</p>			

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>【概要】 市内172自治会で構成、企画課内に事務局を置く。 役員は会長（1人）、副会長（3人）、理事（12人）、会計（理事から2人）、監事（3人）、顧問（3人）</p> <p>【主な事業】 総会、役員会、市政懇談会、自治会役員の功労者表彰、研修会の開催、その他市政及び各種団体事業への協力、各種審議会・協議会への委員の推薦、栃木県自治会連合会への参加</p>	<p>【概要】 町内46自治会長で構成、総務課内に事務局を置く。 役員は会長（1人）、副会長（2人）</p> <p>【主な事業】 自治会長会議、役員会、研修会の開催、その他町政への協力、各種審議会・協議会への委員の推薦、栃木県自治会連合会への参加</p>	<p>【概要】 各地区の自治会長で構成されており、独自の運営を行っている。</p> <p>【主な事業】 町政及び各種事業への協力</p>	<p>【概要】 町内30自治会の自治会長で構成、総務課内に事務局を置く。 役員は会長（1人）、副会長（3人）、監事（2人）</p> <p>【主な事業】 自治会長会議、役員会、研修会の開催、その他町政及び各種事業への協力、慶弔金等の贈呈</p>	
<p>○自治会長等への委嘱 自治会長に対し市からの委嘱等は行っていない。</p>	<p>○自治会長等への委嘱 自治会長に対し町から代表事務連絡員（非常勤の特別職）の委嘱を行っている。</p>	<p>○自治会長等への委嘱 自治会長に対し町からの委嘱等は行っていない。</p>	<p>○自治会長等への委嘱 自治会長に対し町からの委嘱等は行っていない。</p>	自治会長等への委嘱、身分の取扱いについては、差異があるため、自治会の意向を尊重しながら合併後に調整する。
<p>○自治会等への報償等 【自治会長報償金】 自治会長への依頼事務に対するお礼として支出する。 均等割 38,500 円＋世帯割 220 円×加入世帯数</p>	<p>○自治会等への報償等 【代表事務連絡員報酬】 均等割 79,000 円＋世帯割 700 円×担当地域の戸数 【事務連絡員報酬】 世帯割 700 円×担当地域の戸数</p>	<p>○自治会等への報償等 【自治会長謝金】 自治会長への依頼事務（広報紙配布他）に対するお礼として支出する。 世帯割 1,300 円×加入世帯数</p>	<p>○自治会等への報償等 【自治会長への御礼】 自治会長に対し御礼として、報償費（物品）及び食糧費（料理等）を支出する。</p>	自治会長等及び自治会への報償等については、制度等に差異があり、自治会及び自治会連合組織との協議が必要になることから合併後に再編する。

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>【自治会報償金】 自治会への依頼事務（広報紙配布他）に対するお礼として支出する。 世帯割 350 円×加入世帯数</p>	<p>【自治会報償金】 自治会への報償金はない。</p>	<p>【自治会報償金】 自治会への報償金はない。</p>	<p>【自治会委託料】 自治会への業務委託に対して委託料を支出する。 均等割 35,000 円＋（世帯割 450 円×加入世帯数）＋（班長手当 7,000 円×班数）</p>	
<p>【参考】 このほか自治会を含めた各種地域団体が取り組む地域環境美化活動、地域防災活動、交通安全・防犯対策などの様々な地域活動に対し、各市町及び公共的団体からの補助金や事業に対し助成する支援制度がある。</p>				

協議第 26 号

合併協定項目 24 諮問機関の取扱いについて

諮問機関の取扱いについて、協議を求める。

平成 21 年 9 月 16 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 24 諮問機関の取扱い
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 新市において引き続き設置の必要がある諮問機関については、合併時に再編又は統合する。2 新市において引き続き設置の必要がある諮問機関で、委員構成、所掌事項等の調整に時間を要する諮問機関については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編又は統合する。3 新市の一部地域等に機能する諮問機関については、現行のとおり存続する。4 新市においてあらためて設置を検討する諮問機関については、合併後に必要に応じて再編する。5 所期の目的を達成したもの、機能を他の諮問機関に統合する諮問機関については、合併時に廃止する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 4 諮問機関の取扱い	関係項目	
調整の方針	1 新市において引き続き設置の必要がある諮問機関については、合併時に再編又は統合する。 2 新市において引き続き設置の必要がある諮問機関で、委員構成、所掌事項等の調整に時間を要する諮問機関については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編又は統合する。 3 新市の一部地域等に機能する諮問機関については、現行のとおり存続する。 4 新市においてあらためて設置を検討する諮問機関については、合併後に必要に応じて再編する。 5 所期の目的を達成したもの、機能を他の諮問機関に統合する諮問機関については、合併時に廃止する。		

1 新市において引き続き設置の必要がある諮問機関については、合併時に再編又は統合する。

整理 No.	現 況				具体的な調整の方針
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
1	栃木市情報公開審査会	大平町情報公開審査会	藤岡町情報公開審査会	都賀町情報公開審査会	合併時に再編する。
2	栃木市個人情報保護審査会	大平町個人情報保護審査会	藤岡町個人情報保護審査会	都賀町個人情報保護審査会	
3	栃木市指定管理者選定委員会	大平町指定管理者選定委員会	藤岡町公の施設に係る指定管理者選定委員会	都賀町指定管理者選定委員会	
4	栃木市防災会議	大平町防災会議	藤岡町防災会議	都賀町防災会議	
5	—	大平町水防協議会	藤岡町水防協議会	都賀町水防協議会	
6	栃木市国民保護協議会	大平町国民保護協議会	藤岡町国民保護協議会	都賀町国民保護協議会	
7	栃木市交通安全対策会議	大平町交通安全対策会議	藤岡町交通安全対策会議	都賀町交通安全対策会議	
8	栃木市地域公共交通会議	—	—	—	
9	栃木市賞じゅつ金等審査委員会	大平町消防賞じゅつ金等審査委員会	藤岡町消防賞じゅつ金等審査委員会	都賀町消防賞じゅつ金等審査委員会	
10	栃木市特別職報酬等審議会	大平町議員報酬及び特別職給料審議会	藤岡町特別職報酬等審議会	都賀町特別職報酬等審議会	
11	栃木市公務災害補償等認定委員会	大平町公務災害補償等認定委員会	藤岡町公務災害補償等認定委員会	都賀町公務災害補償等認定委員会	

整理 No.	現 況				具体的な調整の方針
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
12	栃木市公務災害補償等審査会	大平町公務災害補償等審査会	藤岡町公務災害補償等審査会	都賀町公務災害補償等審査会	
13	栃木市職員懲戒審査委員会	—	—	—	
14	栃木市職員安全衛生管理委員会	大平町職員安全衛生管理委員会	藤岡町安全衛生管理委員会	都賀町職員安全衛生管理委員会	
15	栃木市入札適正化委員会	—	—	—	
16	栃木市国民健康保険運営協議会	大平町国民健康保険運営協議会	藤岡町国民健康保険運営協議会	都賀町国民健康保険運営協議会	
17	栃木市環境審議会	大平町環境審議会	藤岡町環境審議会	都賀町環境対策審議会	
18	—	大平町障害者地域自立支援協議会	藤岡町地域自立支援協議会	—	
19	栃木市民生委員推薦会	大平町民生委員推薦会	藤岡町民生委員推薦会	都賀町民生委員推薦会	
20	栃木市老人ホーム入所判定委員会	大平町老人ホーム入所判定委員会	藤岡町老人ホーム入所判定委員会	都賀町老人ホーム入所判定委員会	
21	栃木市地域密着型サービス運営委員会	大平町地域密着型サービス運営委員会	—	—	
22	栃木市介護保険運営協議会	—	藤岡町介護保険運営協議会	都賀町介護保険サービス運営協議会	
23	栃木市介護認定審査会	大平町介護認定審査会	藤岡町介護認定審査会	都賀町介護認定審査会	
24	栃木市障がい程度区分審査会	大平町障害者介護給付費等審査会	藤岡町障害程度区分審査会	都賀町障害程度区分認定審査会	
25	栃木市地域包括支援センター運営協議会	大平町地域包括支援センター運営協議会	—	—	
26	栃木市障がい児保育審査会	—	—	—	
27	栃木市放課後児童健全育成事業運営委員会	—	—	—	
28	栃木市児童館運営委員会	大平町児童館運営委員会	—	—	
29	栃木市予防接種委員会	大平町予防接種健康被害調査委員会	藤岡町予防接種健康被害調査委員会	都賀町予防接種委員会	
30	栃木市中小企業融資振興会	大平町中小企業融資振興会	藤岡町中小企業融資振興会	—	

整理 No.	現 況				具体的な調整の方針
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
31	栃木市農業経営改善計画審査会	大平町農業経営改善計画審査会	—	—	
32	栃木市特別融資制度推進会議	大平町特別融資制度推進会議	藤岡町特別融資制度推進会議	都賀町特別融資制度推進会議	
33	—	大平町農業振興地域促進協議会	藤岡町農業振興地域整備促進協議会	都賀町農業振興地域協議会	
34	栃木市都市計画審議会	大平町都市計画審議会	藤岡町都市計画審議会	都賀町都市計画審議会	
35	栃木市上下水道事業調査委員会	—	—	都賀町上水道事業審議会	
36	—	大平町公共料金審議会	藤岡町水道料金審議会	都賀町上、下水道料金審議会	
37	—	大平町公共下水道使用料等審議会	藤岡町公共下水道使用料等審議会	都賀町上、下水道料金審議会	
38	栃木市立小中学校学区審議会	大平町立小中学校学区審議会	—	—	
39	栃木市奨学生選考委員会	—	藤岡町奨学資格選考委員会	—	
40	栃木市立小中学校教科用図書選定委員会	下都賀採択地区教科用図書採択協議会	下都賀採択地区教科用図書採択協議会	下都賀採択地区教科用図書採択協議会	
41	栃木市就学指導委員会	大平町就学指導委員会	藤岡町就学指導委員会	都賀町就学指導委員会	
42	栃木市立学校給食共同調理場運営協議会	大平町学校給食センター運営委員会	藤岡町学校給食センター運営委員会	都賀町立学校給食センター運営委員会	
43	栃木市スポーツ振興審議会	大平町スポーツ振興審議会	藤岡町スポーツ振興審議会	都賀町スポーツ振興審議会	
44	栃木市社会教育委員会議	大平町社会教育委員会議	藤岡町社会教育委員会議	都賀町社会教育委員会議	
45	栃木市中央公民館運営審議会	大平町公民館運営審議会	藤岡町公民館運営審議会	都賀町公民館運営審議会	
46	栃木市地区公民館運営審議会（大宮・皆川・吹上・寺尾・国府）	—	—	—	
47	栃木市地区社会教育振興協議会（大宮・皆川・吹上・寺尾・国府）	—	—	—	
48	栃木市勤労青少年ホーム運営委員会	大平町勤労青少年ホーム運営委員会	—	—	

整理 No.	現 況				具体的な調整の方針
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
49	栃木市人権問題審議会	大平町同和対策審議会	藤岡町人権施策推進審議会	—	栃木市の例により合併時に統合する。
50	栃木市住居表示審議会	—	—	—	
51	栃木市市民協働まちづくりファンド 審査委員会	—	—	—	
52	栃木市要保護児童対策地域協議会	大平町要保護児童対策地域協議会	藤岡町要保護児童対策地域協議会	都賀町要保護児童対策地域協議会	
53	栃木市建築審査会	—	—	—	
54	栃木市営住宅入居者選考委員会	大平町営住宅入居者選考委員会	藤岡町営住宅入居者選考委員会	—	

2 新市において引き続き設置の必要がある諮問機関で、委員構成、所掌事項等の調整に時間を要する諮問機関については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編又は統合する。

整理 No.	現 況				具体的な調整の方針
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
55	—	大平町の将来を考える町民フォーラム	藤岡町まちづくり委員会	—	合併時は現行のとおりとし、 合併後に再編する。
56	—	大平町名誉町民選考委員会	藤岡町名誉町民選考委員会	都賀町名誉町民選考委員会	
57	栃木市表彰審査委員会	大平町表彰審査会	藤岡町表彰審査会	都賀町表彰審査会	
58	栃木市行政改革懇談会	大平町行政改革推進委員会	藤岡町行政改革懇談会	都賀町行政改革推進委員会	
59	栃木市自治基本条例を考える市民会議	—	—	—	
60	栃木市環境づくり市民会議	—	—	—	
61	栃木市就業安定対策協議会	—	—	—	
62	栃木市商工業振興対策委員会	大平町商工振興審議会	—	—	
63	—	大平町企業誘致審査会	—	都賀町工場等立地奨励補助金交付審査会	
64	—	大平町産業振興奨励事業審査委員会	—	—	
65	—	おおひらブランド認定委員会	ブランド認定委員会(仮称)	つがブランド審議委員会	
66	—	—	—	都賀町優良商工業経営者表彰選定審査会	
67	—	—	藤岡町中学生海外派遣事業実施委員会	都賀町中学生国際交流事業実施委員会	
68	—	—	藤岡町学校教育施設整備調査委員会	都賀中学校校舎建設調査委員会	
69	栃木市文化財保護審議会	大平町文化財保護審議会	藤岡町文化財保護審議会	都賀町文化財保護審議委員会	
70	栃木市文化会館運営委員会	おおひら町民ホール運営委員会	藤岡町文化会館運営委員会	都賀町産業文化会館運営委員会	
71	栃木市図書館協議会	大平町立図書館協議会	藤岡町立図書館協議会	都賀町立図書館協議会	
72	栃木市青少年問題協議会	—	藤岡町青少年問題協議会	—	

整理 No.	現 況				具体的な調整の方針
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
73	—	大平町社会福祉施策推進委員会	—	—	合併時は現行のとおりとし、 合併後、平成22年度中に再 編する。
74	栃木市健康づくり推進協議会	大平町健康づくり推進協議会	藤岡町地域保健対策推進協議会	都賀町健康づくり推進協議会	
75	栃木市男女共同参画審議会	—	—	—	合併時は現行のとおりとし、 栃木市の例により合併後に 統合する。

3 新市の一部地域等に機能する諮問機関については、現行のとおり存続する。

整理 No.	現 況				具体的な調整の方針
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
76	学社融合型教育拠点施設整備事業基本計画策定に伴う市民懇談会	—	—	—	現行のとおり存続する。
77	とちぎ市民活動推進センター運営委員会	—	—	—	
78	とちぎ山車会館運営委員会	—	—	—	
79	—	太平山南山麓広域交流拠点整備実施計画策定PFIアドバイザー	—	—	
80	—	大平町土地区画整理審議会	—	—	
81	栃木市町並み委員会	—	—	—	
82	栃木市ふるさと景観賞選考委員会	—	—	—	
83	—	大平町学校給食センター施設整備検討協議会	—	—	
84	とちぎ蔵の街美術館運営協議会	—	—	—	
85	栃木市美術資料選考評価委員会	—	—	—	
86	栃木勤労者体育センター運営委員会	—	—	—	
87	栃木市青少年育成センター運営協議会	—	—	—	
88	栃木市働く婦人の家運営委員会	—	—	—	

4 新市においてあらためて設置を検討する諮問機関については、合併後に必要に応じて再編する。

整理 No.	現 況				具体的な調整の方針
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
89	栃木市政治倫理審査会	—	—	—	合併後に必要に応じて再編する。

5 所期の目的を達成したもの、機能を他の諮問機関に統合する諮問機関については、合併時に廃止する。

整理 No.	現 況				具体的な調整の方針
	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
90	—	大平町合併問題懇談会	—	—	合併時に廃止する。
91	—	—	—	都賀町広域行政審議会	
92	—	—	藤岡町総合開発促進協議会	都賀町開発審議会	
93	栃木市厚生センター運営審議会	大平町隣保館運営審議会	藤岡町隣保館運営審議会	—	
94	—	大平町公金管理委員会	—	—	
95	栃木市交通災害対策審議会	—	—	—	
96	栃木市小売商業対策委員会	—	—	—	
97	栃木市農村振興総合センター管理運営委員会	—	—	—	
98	栃木市生涯学習推進協議会	大平町生涯学習推進協議会	—	—	
99	—	大平町健康福祉ゾーン運営委員会	—	—	